

農業農村整備事業 はやわかり集

福島県 農林水産部 農村計画課

令和7年10月

農業農村整備事業 はやわかり集

目次

1 基本計画関係

1-(1):農村環境計画.....	1-1
1-(2):田園環境整備マスタープラン.....	1-6
1-(3):田園環境整備支援事業の仕組み.....	1-11
1-(4):農村振興基本計画.....	1-13

2 採択のための実施計画関係

2-(1):農業農村整備事業の調査計画.....	2-1
2-(2):実施計画事業の仕組み.....	2-3
2-(3):県単調査設計事業の仕組み.....	2-5
2-(4):調査から採択までのスケジュール.....	2-6

3 水利施設整備事業関係

3-(1):水利施設整備事業の種類.....	3-1
3-(2):国営かんがい排水事業の仕組み.....	3-4
3-(3):水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）の仕組み.....	3-7
3-(4):水利施設整備事業（農業用水再編対策型）の仕組み.....	3-9
3-(5):水利施設整備事業（地域用水機能増進型）の仕組み.....	3-11
3-(6):水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）の仕組み.....	3-13
3-(7):水利施設整備事業（排水対策特別型）の仕組み.....	3-15
3-(8):水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の仕組み.....	3-17
3-(9):水利施設整備事業（水利施設集約再編型）の仕組み.....	3-19
3-(10):水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）の仕組み.....	3-21
3-(11):水利施設整備事業（農地集積促進型）の仕組み.....	3-23
3-(12):畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）の仕組み.....	3-25
3-(13):畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）の仕組み.....	3-27
3-(14):畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策））の仕組み.....	3-29
3-(15):畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成支援））の仕組み.....	3-31
3-(16):水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）の仕組み.....	3-33

3-(17):水利施設整備事業（簡易整備型）の仕組み.....	3-35
3-(18):広域農業用水適正管理対策事業の仕組み.....	3-36
3-(19):水利施設等保全高度化事業の仕組み.....	3-37

4 農地整備事業（ほ場整備事業）関係

4-(1):農地整備事業（ほ場整備事業）の種類.....	4-1
4-(2):農地整備事業の仕組み.....	4-3
4-(3):農地利用集積・集約化等の支援事業について.....	4-9
4-(4):換地業務について.....	4-13
4-(5):農地法に関する手続き等.....	4-20

5 農村集落基盤再編・整備事業関係

5-(1):中山間地域総合整備事業の仕組み.....	5-1
5-(2):中山間地域総合整備事業の事業内容を計画する時の留意事項.....	5-13
5-(3):集落基盤再編整備事業の仕組み.....	5-28

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

6-(1):農業集落排水事業の仕組み.....	6-1
6-(2):農業集落排水事業と下水道事業等との関係について.....	6-4
6-(3):農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）の仕組み.....	6-7
6-(4):農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の仕組み.....	6-10
6-(5):農業集落排水施設の維持管理について.....	6-14
6-(6):地方創生汚水処理施設整備推進交付金制度について.....	6-17
6-(7):農村整備事業（農道）の仕組み.....	6-20

7 農地防災事業関係

7-(1):農地防災事業の種類.....	7-1
7-(2):調査計画事業の仕組み.....	7-5
7-(3):防災ダム整備事業の仕組み.....	7-7
7-(4):ため池整備事業の仕組み.....	7-9
7-(5):用排水施設等整備事業の仕組み.....	7-21
7-(6):農地保全整備事業の仕組み.....	7-28
7-(7):地域防災機能増進事業の仕組み.....	7-31
7-(8):特定農業用管水路等特別対策事業の仕組み.....	7-34
7-(9):農業用河川工作物等応急対策事業の仕組み.....	7-36

7-(10):水質保全対策事業の仕組み.....	7-39
7-(11):公害防除特別土地改良事業の仕組み.....	7-43
7-(12):地すべり対策事業の仕組み.....	7-45
7-(13):水利施設管理強化事業（特別型）の仕組み.....	7-47
7-(14):農業用施設等災害管理対策事業の仕組み.....	7-49
7-(15):農村防災施設整備事業の仕組み.....	7-52
7-(16):ため池緊急防災環境整備事業の仕組み.....	7-55
7-(17):ため池群管理体制整備事業の仕組み.....	7-57
7-(18):農業水利施設危機管理対策事業の仕組み.....	7-58

8 災害復旧事業関係

8-(1):農地、農業用施設の災害復旧事業の仕組み.....	8-1
8-(2):海岸保全施設の災害復旧事業の仕組み.....	8-6
8-(3):災害関連事業の仕組み.....	8-10
8-(4):災害関連緊急地すべり防止工事の仕組み.....	8-12
8-(5):ため池災害関連特別対策事業の仕組み.....	8-14
8-(6):農地災害関連区画整備事業の仕組み.....	8-20
8-(7):災害関連農村生活環境施設復旧事業の仕組み.....	8-23
8-(8):災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付制度の仕組み.....	8-25

9 農業水路等長寿命化・防災減災事業関係

9-(1):農業水路等長寿命化・防災減災事業の概要.....	9-1
--------------------------------	-----

10 土地改良施設の管理事業関係

10-(1):土地改良施設の管理に関する助成事業の種類.....	10-1
10-(2):国直轄管理事業の仕組み.....	10-3
10-(3):国営造成施設県管理費補助事業の仕組み.....	10-5
10-(4):基幹水利施設管理事業の仕組み.....	10-7
10-(5):水利施設管理強化事業の仕組み.....	10-10
10-(6):県有土地改良施設等管理事業の仕組み.....	10-13
10-(7):日中ダム管理事業の仕組み.....	10-17
10-(8):土地改良施設維持管理適正化事業の仕組み.....	10-18

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

11-(1):土地改良事業の法手続.....	11-1
11-(2):農家負担（受益者負担）の資金調達概要.....	11-6
11-(3):土地改良事業の調査設計費等に対する融資制度.....	11-8
11-(4):非補助土地改良事業の仕組み.....	11-9
11-(5):借入申込から貸付決定に至るまでの流れ.....	11-14
11-(6):土地改良事業負担金対策の種類.....	11-15
11-(7):土地改良事業負担金対策の制度概要.....	11-19
11-(8):事業費一部負担に対する国の財政支援の内容.....	11-27

1 2 農地耕作条件改善事業関係

12-(1):農地耕作条件改善事業の仕組み.....	12-1
----------------------------	------

1 3 畑作等促進整備事業関係

13-(1): 畑作等整備促進事業の仕組み.....	13-1
----------------------------	------

1 4 遊休農地対策関係

14-(1):遊休農地対策事業の種類について.....	14-1
14-(2):最適土地利用総合対策事業について.....	14-3
14-(3):遊休農地等再生対策支援事業について.....	14-5

1 5 県単事業関係

15-(1):県単農村整備事業の仕組み.....	15-1
--------------------------	------

1 6 国土調査事業関係

16-(1):国土調査事業の仕組み.....	16-1
16-(2):地籍調査の仕組み.....	16-4
16-(3):土地分類調査の仕組み.....	16-7

1 7 農山村・中山間地域支援・振興関係

17-(1):福島県山村振興基本方針について.....	17-1
17-(2):多面的機能支払交付金の仕組み.....	17-4
17-(3):中山間地域等直接支払事業の仕組み.....	17-7

1 8 農山漁村地域整備交付金関係

18-(1):農山漁村地域整備交付金の仕組み.....	18-1
18-(2):農山漁村地域整備計画について.....	18-3
18-(3):農地整備事業（通作条件整備）について.....	18-4

1 9 小水力等再生可能エネルギー導入事業関係

19-(1):小水力等再生可能エネルギーの導入について.....	19-1
19-(2):小水力発電の導入手順.....	19-3
19-(3):小水力等発電導入のための補助制度.....	19-4
19-(4):福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会について.....	19-6

2 0 福島再生加速化交付金関係

20-(1):福島再生加速化交付金の仕組み.....	20-1
20-(2):福島再生加速化交付金の対象地域及び期間について.....	20-3
20-(3):福島再生加速化交付金の実施可能な事業について.....	20-4

2 1 農山漁村振興交付金関係

21-(1):農山漁村振興交付金について.....	21-1
21-(2):中山間地農業推進対策の仕組み.....	21-3
21-(3):最適土地利用対策の仕組み.....	21-7
21-(4):情報通信環境対策の仕組み.....	21-10

○参考

○-(1):事業選定早見表.....	参-1
○-(2):各農業農村整備事業 負担割合一覧表.....	参-3
○-(3):各農業農村整備事業 効果算定一覧表.....	参-7
○-(4):県事業名対応表.....	参-9

1 基本計画関係

(1) 農村環境計画について教えてください。

目的

農業農村整備事業については、従来から環境に配慮して事業を実施してきたところですが、環境に対する国民の関心が高まる中で各界からの環境保全の要請に対応し、農業農村整備事業においても独自の総合的かつ効率的な環境保全対策を講じることが必要となっています。

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっています。

このため、福島県が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」）に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資することを目的としています。

農村環境計画の実施地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象として、環境に配慮して農業農村整備事業を実施するに当たり、農村環境計画が必要となっている地域とします。

1 基本計画関係

農村環境計画の策定手順

現況調査を行ったうえで農村環境計画を策定します。

(1) 現況調査

策定対象地域における自然環境及び社会環境について現況を調査します。

(2) 農村環境計画の策定

(1)の結果に基づき、対象地域における農村環境計画を策定します。

農村環境計画の内容

福島県農業農村整備環境対策指針の内容に従い、次にあげる事項を定めるもの
とします。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

作成主体

市町村

補助率

国 50%、県 0%、市町村 50%

1 基本計画関係

留意事項

農業農村整備事業を実施するにあたっては、「農村環境計画」または「田園環境整備マスタープラン」を策定する必要があります。策定する計画では、策定エリア内に対して上記内容を踏まえると共に、「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定めるものとします。

「環境創造区域」：自然と共生する環境を創造する区域。

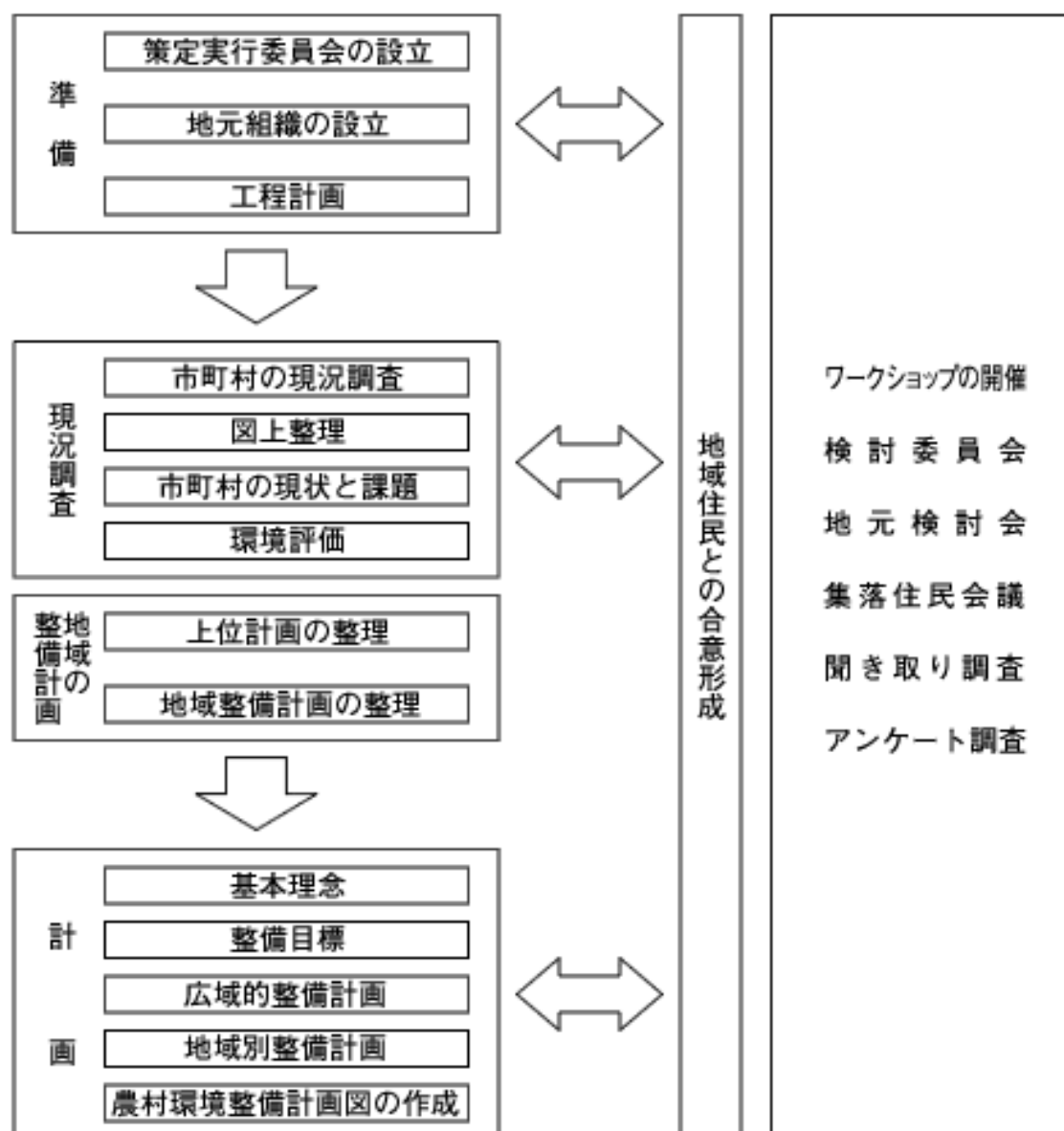
「環境配慮区域」：工事を実施するにあたって、排出ガス抑制や油類の流出防止等環境に配慮する区域。

1 基本計画関係

(参考)

1 農村環境計画策定の作業手順

農村環境計画の作業工程を地域住民との関わりの基に示すと以下のとおりである。



1 基本計画関係

2 農村環境計画の「目次」例

農村環境計画の構成として、計画書の“目次”を参考として示す。

目 次	
第1章 総論	
1.1 計画策定の背景と目的	
1.2 農村環境計画策定手順	
第2章 地域内の環境評価に関する事項	
2.1 現況調査	
2.1.1 地域概要	
2.1.2 自然環境調査	
2.1.3 社会環境調査	
2.1.4 生産環境調査	
2.2 環境評価	
2.2.1 現状と課題	
2.2.2 地域資源マップ	
2.2.3 環境評価	
第3章 環境保全の基本方針に関する事項	
3.1 環境保全の基本的考え方	
第4章 地域の整備計画	
4.1 関連上位計画	
4.2 各種整備計画	
第5章 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項	
5.1 環境保全対策のあり方	
5.2 環境保全目標の設定	
第6章 農業農村整備事業における整備計画	
6.1 広域的整備計画	
6.2 地域別整備計画	
6.3 農村環境整備計画図	
第7章 その他	
7.1 住民参加による農村環境保全活動	
7.2 計画のフォローアップ	
参 考	
1 集落住民会議議事録（要旨）	
2 農村環境計画委員会議事録（要旨）	

注）上表の目次は参考であり、市町村の事情に応じて適宜改変すること。

(2) 田園環境整備マスタープランについて教えてください。

計画の目的

農地、水路、集落等を有する農村地域において、食料の安定供給と合わせて自然と共生する環境を創造するためには、農村地域自らが個々の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を明確にすることが不可欠である。このために、地域住民等の参画により田園環境整備マスタープランを作成し、農業農村整備事業実施の基本原則である「環境との調和への配慮」を実践していくこととします。

田園環境整備マスタープランの内容

(1) 田園環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握します。

(2) 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成します。

(3) 環境創造区域と環境配慮区域の設定

「環境創造区域※1」と「環境配慮区域※2」を定め、区域毎に整備構想を作成します。

※1 「環境創造区域」：自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域。

※2 「環境配慮区域」：工事を実施するにあたり、環境に配慮した工事の実施を行う区域。

1 基本計画関係

作成範囲

市町村の農地等区域。（（１）農用地、集落及び土地改良施設、（２）これと生態系の連続性や農道・水路等土地改良施設の一体性、連続性から考えて田園環境整備マスタープランに取りこむべき里山等）

作成年度

福島県農業農村整備環境対策指針の内容に従い、事業を実施する前年度までに田園環境整備マスタープランを定めるものとします。

農村環境計画を策定済の市町村であっても、同計画において「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置付けていない場合で、かつ新規採択要望地区を有する市町村は、原則として要望地区の調査・計画を行う前年度までに作成が必要です。

農村環境計画を策定済みの市町村で、かつ農村環境計画の「整備構想」において「環境創造区域」と「環境配慮区域」を位置付けている場合は作成する必要はありません。

ただし、農業農村整備事業の実施にあたり更新が必要となる場合は、適時に計画の変更が必要です。

作成主体

市町村

補助率

補助なし

留意事項

- （１） （１－２の留意事項と同じ） （２） 田園環境整備マスタープランは、市町村の判断で適宜改定することができます。

1 基本計画関係

(参考：田園環境整備マスタープランの例示)

1 田園環境整備マスタープランの内容

項目	検討内容	成果項目
○市町村の農地等区域で 計画		
1 地域内の環境評価に 関する事項		
(1) 現況調査 a)地域概要 (位置、地勢、地域 特性・道路) b)自然環境調査 (気象、地形・地 質、水環境、植 物、動物、景観) c)社会環境調査 (地域指定、地域指 標、観光レク リエーション、 土地利用、関連 計画、歴史・文 化)	○学識経験者の調査結果等を 活用して現況調査を実施す る	○現況調査結果
(2) 現状と課題の整理 (環境評価)	○市町村の現状と課題につい て、自然環境、社会環境、 生産環境別に整理する	○現状と課題

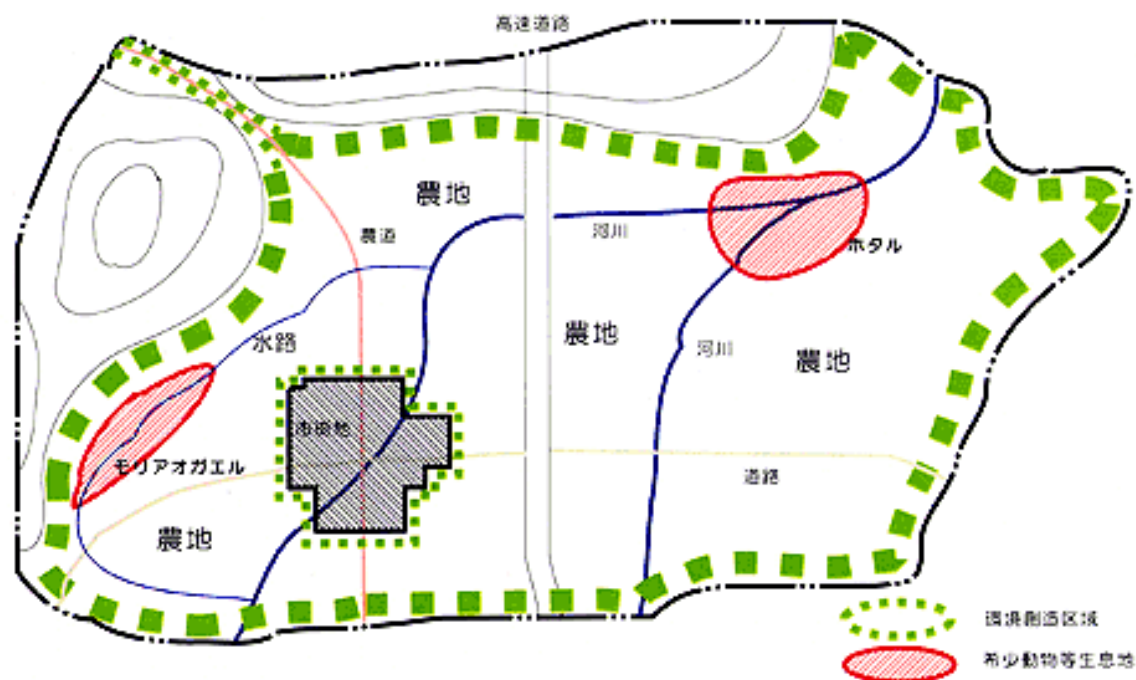
1 基本計画関係

2 環境保全の基本的考え方	○都道府県の環境対策指針、市町村総合計画、住民の意向等を踏まえ、市町村の現状と課題から、各地域の整備にあたっての指針を作成する	○課題と整備指針
3 地域の整備計画 関連上位計画の整理	○上位計画（都道府県総合計画、環境基本計画、市町村総合計画、環境基本計画）の内容を整理し、整合性を図る	
4 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項		
(1) 環境保全対策のあり方	○農業団体、自治会、地域団体、学識経験者等の意見を踏まえ、市町村が取り組むべき環境への対応方策を定める	○環境への対応方策
(2) 環境保全目標・基本方針・維持管理体制の検討	○環境保全目標（全体キャッチフレーズ）を作成し、地域特性に応じた整備方針・維持管理方針を作成	○環境保全目標と整備方針・維持管理方針

1 基本計画関係

5. 農業農村整備事業における整備計画全体整備構想	○環境保全目標、基本方針から、全体整備構想を検討、農地等区域において環境創造区域及び環境配慮区域のゾーニング図を作成、各ゾーン毎の整備イメージを整理する	○ゾーニングと整備イメージ
----------------------------------	---	----------------------

2. 田園環境整備マスタープラン整備構想図



※田園環境整備マスタープランは農業振興地域を対象としています。

その他希少動物：ホトケドジョウ

(3) 田園環境整備支援事業の仕組について教えてください。

目的

国民の環境への関心が高まる中、平成 14 年 4 月に施行された土地改良法の一部改正では、「環境との調和」が事業実施の原則とされ、農業農村整備事業の実施にあたっては、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成することが必要となっています。

このため、地域の自然環境等に精通する農村環境アドバイザーの指導・助言を得ながら事業計画を策定するとともに、その内容について「農村整備環境技術検討会」と意見交換を行って、調査方法や環境配慮対策の検討過程の客観性・透明性を確保し、もって、環境と調和した農業農村整備事業の推進を図ることを目的としています。

事業内容

(1) 農村整備環境技術検討会の設置

- a) 各地区に存在する自然環境等に対して、調査方針及び環境への配慮措置についての意見交換等を行う「農村整備環境技術検討会」を県に設置します。
- b) 検討会の開催時期及び内容は次のとおりです。
 - 開催時期 第 1 回（9～10 月頃）、第 2 回（1～2 月頃）
現地調査（7～8 月頃）

1 基本計画関係

○検討する内容

- ・地区の調査方針を決定する段階…調査項目、方法の選定及び調査の簡略化重点化の考え方
- ・調査報告書(案)の検討段階…環境配慮措置の具体的内容
- ・農村環境アドバイザーの指導・助言を元に策定された事業計画や環境配慮または創造の措置の内容が環境に配慮しているものか検討
- ・現地調査…各方部の代表的な地区または、稀少動植物が存在する地区を対象に必要な応じて実施

c) メンバーは、生態系及び農村景観等を専門とする有識者 6 名で構成

(2) 農村環境アドバイザー派遣費用の負担

- a) 農村環境アドバイザーに係る旅費・報償費等は県が負担します。
- b) 派遣回数は、該当する市町村毎に、原則として 2 名の農村環境アドバイザーで現地調査及び環境配慮措置検討時の合計 2 回程度です。
(概ね、各市町村あたり延べ 4 人程度)
- c) 農村環境アドバイザーは、各市町村より推薦を受けた県の承諾を経て選任します。

(3) 該当事業

災害復旧事業等を除く、全ての農業農村整備事業を対象としています。

(4) 実施時期

原則として、調査計画(変更計画)を行う年度に行います。

事業主体及び補助率

(1) 実施主体 県

(2) 補助率 -

(4) 農村振興基本計画について教えてください。

新たな農村振興に関する提案

21 世紀に入り、時代は「成長」から「成熟」へと移りつつあります。

成熟社会を迎え、私たちの関心はライフスタイルをいかに充実させるかに集まっています。

ライフスタイルに対する考え方は一人ひとり異なりますが、自然とふれあいを通じて「くらしと生命」を再認識することは世代を越えて重要なことではないでしょうか。

農村は、様々な人々のゆとりとやすらぎに満ちた暮らしを支える場です。

都市部に比べて立ち遅れている農村の生活環境は、農業生産基盤との一体的な整備によって着実に向上してきました。しかしながら、過疎化・高齢化の進行、環境の保全などの新たな課題に応える農村づくりは、地域の創意工夫や様々な主体の参加、各種施策の連携から始まるのではないのでしょうか。

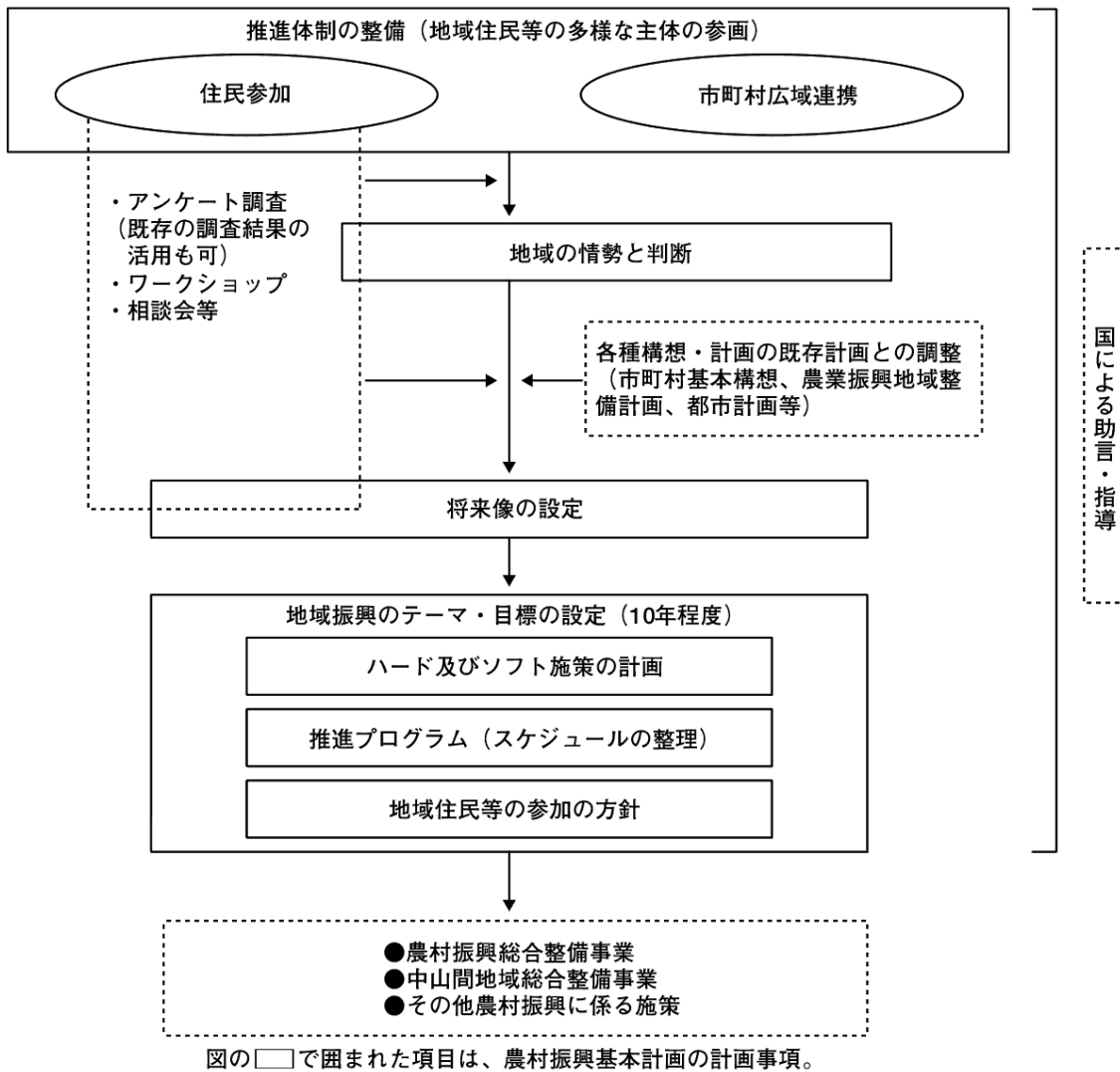
より創造的な発案や合意形成に向けて

これからの農村づくりに向けて、まずは基本計画が必要です。

異なる職業・世代の人々で構成された農村には、さまざまなニーズが寄せられています。多様なニーズに応える農村づくりは、現在の姿を診断すること、地域の将来像を描くこと、実現に必要な施策の基本方針などの基本計画を決めることから始まります。

『農村振興基本計画』は、地域の将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す農村振興の基本計画として、地域づくりのテーマを設けて、幅広い住民の参加を得て、さまざまな施策を組み合わせながら創り上げるものです。

1 基本計画関係



作成主体

市町村

補助率

現在、本計画を策定する補助事業はありません。

2 採択のための実施計画関係

(1) 農業農村整備事業の調査計画について教えてください。

目的

農業農村整備事業を実施するにあたって、各種事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、土地改良事業予定地域において、調査・測量・設計等を実施し、各事業の目的にあった基本的要件の調査解明及び土地改良法に基づく土地改良事業計画の樹立を目的としています。

事業の種類

農業農村整備事業の調査計画の例は以下のとおりです。

なお、対象事業・採択基準及び事業主体等については、各種調査事業内容をご覧下さい。

○ほ場整備事業を実施したい場合

- ・農山漁村地域整備交付金（実施計画策定事業）
- ・農業競争力強化農地整備事業（実施計画策定事業）
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画策定事業）
- ・県単調査設計事業

○防災事業を実施したい場合

- ・農村地域防災減災事業（実施計画策定）
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（機能保全計画策定等）、（実施計画策定）

○水利施設整備事業を実施したい場合

- ・農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型））
等
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（機能保全計画策定等）、（実施計画策定）

2 採択のための実施計画関係

- ・ 水利施設等保全高度化事業（実施計画策定事業）

○中山間地域総合整備事業を実施したい場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業（実施計画策定））
- ・ 中山間地域農業農村総合整備事業（実施計画等策定事業）

- ・ 県単調査設計事業

○農業集落排水事業を実施したい場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業（調査計画策定））
- ・ 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業（調査計画策定）、（計画策定等事業）

○その他農山漁村地域整備交付金で実施できる事業の場合

- ・ 農山漁村地域整備交付金（農業農村整備実施計画策定事業）

○東日本大震災からの復興事業を実施したい場合

- ・ 福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）

調査申請手順

「福島県農業農村整備事業調査計画実施要綱」に基づき、調査を実施しようとする申請者は、以下の書類を添付して調査を希望する年度の前年度5月末日までに調査計画申請書を2部作成し、各農林事務所長へ提出してください。

なお、調査地区としての決定可否については、その後にお知らせします。

○調査計画申請書添付資料

- 1) 新規調査希望地区概要表
- 2) 土地改良区が申請する場合は、関係市町村の同意書の写し
- 3) その他必要な書類

参考

- ・ （5）採択のスケジュール
- ・ 福島県農業農村整備事業調査計画実施要綱

(2) 実施計画事業の仕組みについて教えてください。

目的

ほ場整備、中山間地域総合整備、農地等の防災を図る整備など、農業農村整備事業（ハード事業）を実施するにあたり、1年または複数年かけて実施計画を策定し、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

また、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区では、育成すべき経営体への農地利用集積に向けた合意形成を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、換地等調整事業を併せて実施します。

※換地等調整事業については、「4-(4)換地業務について教えてください。」を参照ください。

補助率

工 種	通常国庫補助事業	補 助 率
ほ場整備事業 (農道事業含む)	①農業競争力強化農地整備事業（実施計画）※1 ②農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画）※1 ③農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国50% 県50% または国100%（定額助成）※1 ②国62.5% 県37.5% または国100%（定額助成）※1 ③国50% 県50%
かんがい排水事業	①水利施設等保全高度化事業（実施計画）※2 ②農業水路等長寿命化・防災減災事業（実施計画）※3 ③農業競争力強化農地整備事業（実施計画） ④農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国100% ※1 ②国100%（上限1,000万円） ③国50% 県20% 地元30% ④国50% 県20% 地元30%
農地防災事業	①農村地域防災減災事業（調査計画） ②農業水路等長寿命化・防災減災事業（実施計画）※3 ③農山漁村地域整備交付金（実施計画）	①国100% または国50% ②国100%（上限1,000万円） ③国50% 県20% 地元30%
農業集落排水事業	①農村整備事業 ※4 ②農山漁村地域整備交付金 (農集排 調査計画)	①国50% 県0% 地元50% ②国50% 県0% 地元50%
中山間地域総合整備事業	①中山間地域農業農村総合整備事業（実施計画） ②農山漁村地域整備交付金 (実施計画、中山間調査計画)	①国55% 県45%（ガイドライン） ②国50% 県50%
情報通信環境整備	①農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） (計画策定支援事業)	①国100%

2 採択のための実施計画関係

- ※1 水田農業高収益化推進計画を策定している地区、又はスマート農業（ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画を作成した地区の場合、令和7年度採択分まで定額助成（換地等調整事業と合わせて5,000万円を上限）。
- 省力化整備計画を作成している地区は令和12年度採択分まで定額助成（換地等調整事業と合わせて2,500万円を上限）。
- ※2 定額期間 施設計画策定事業、機能保全計画策定事業、水利用調整事業は令和7年度まで。
- ※3 ソフト事業単独実施不可
- ※4 農業集落排水施設整備事業に関しては、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合、調査計画策定費を定額支援。

ほかに、

- ・福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）の場合は、国100%となります。

留意事項

- ・各事業の採択要件については関係する要綱・要領を確認すること。

(3) 県単調査設計事業の仕組みを教えてください。

目的

土地改良事業が行われる予定地域について調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく、土地改良事業計画と全体実施設計を兼ねた書類を作成する業務に県費 60%以内で補助します。

採択要件及び補助率

農業農村整備事業の採択要件を満たす地区の中で、各種国庫補助事業等の調査設計事業が対象となっていない地区

事業主体…市町村，土地改良区等

	県	市町村等
補助率	60%	40%

留意事項

農業農村整備事業の調査計画を実施するには、国が補助する各種調査設計事業と、県単調査設計事業があり、県単調査設計事業は、国が補助する各種調査設計事業が認められていない事業のみを対象としています。

調査申請手順

参照

- ・福島県単独調査設計事業実施要綱

(4) 調査から採択までのスケジュール

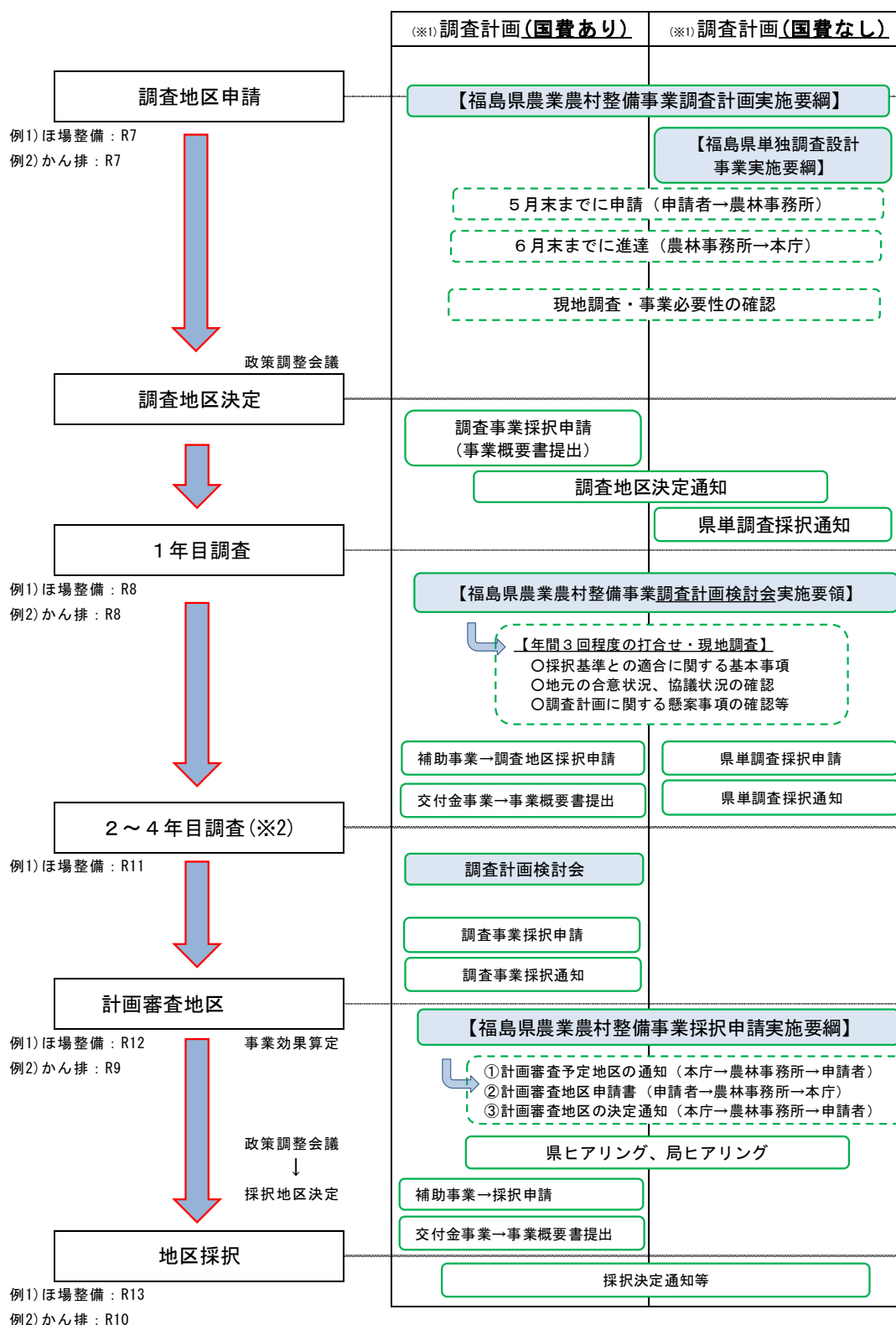
県営農業農村整備事業等採択スケジュール

現在、農業農村整備事業を実施するにあたって、採択のための調査スケジュールは次項のようになっています。

ただし、状況の変化によっては、今後スケジュールが変更となる場合もあります。

2 採択のための実施計画関係

◆調査地区申請から地区採択までの流れ（標準パターン）◆



※1 調査計画(国費あり)・・・(補)農業競争力強化、(交)農山漁村地域整備交付金 等
調査計画(国費なし)・・・県単調査設計、県単事業調査費 のみ

※2 農地整備(ほ場整備)

3 水利施設整備事業関係

(1) 水利施設整備事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

水利施設整備事業の目的には、大きく分けて次の4種類があります。

- (1) ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の新設、または改良を行い、農業生産の安定的拡大に資する。
- (2) 大規模農業経営体の育成、転作と米作りを適切に組み合わせた生産性の高い水田営農の確立を計るため、水田の排水条件を、畑作可能な水準まで整備する。
- (3) 農業水利施設の補修、更新を図る。
- (4) 担い手農家の水管理労力の軽減や営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分が可能となるよう整備し、農地の集積及び集約を図る。

補助事業の種類

水利施設整備事業には、以下の補助事業があります。

- : 国営かんがい排水事業
- ◇ : 農山漁村地域整備交付金
- : 水利施設等保全高度化事業
- △ : 農業水路等長寿命化・防災減災事業(第11章を参照して下さい。)

《上記の記号は次ページと連動》

3 水利施設整備事業関係

事業の負担割合

各事業の実施可能な補助事業は以下のとおり。（前ページの記号参照）

事業名	事業主体	負担割合			備考
		国	県	その他	
(1) ●国営かんがい排水事業	国	70 ～ 50	25 ～ 17	25 ～ 5	施設により異なる
(2) 県営水利施設整備事業					
△○◇水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	県	50	25	25	(3)
○◇水利施設整備事業 (農業用水再編対策型)	〃	50	25	25	(4)
○◇水利施設整備事業 (地域用水機能増進型)	〃	50	25	25	(5)
○◇水利施設整備事業 (流域水質保全機能増進型)	〃	50	25	25	(6)
○◇水利施設整備事業 (排水対策特別型)	〃	50	25	25	(7)
△○◇水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	〃	50	29	21	(8)
○水利施設整備事業 (水利施設集約再編型)	〃	50	25	25	(9)
○水利施設整備事業 (流域治水対策型)	〃	50	32	18	(10)
○水利施設整備事業 (農地集積促進型)	〃	55	27.5	22.5	(11)
○畑地帯総合整備事業 (高収益作物導入型)	〃	50	27.5	22.5	(12)
○畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)	〃	50	29	21	(13)
○畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	〃	50	27.5	22.5	(14) (15)

3 水利施設整備事業関係

(3) 団体営水利施設整備事業					
△◇水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)	市町村、土地改良区等	50 <55>	12 <16>	38 <29>	(16)
○水利施設整備事業 (簡易整備型)	市町村、土地改良区等	50 <55>	27.5 <14>	22.5	(17)
(4) その他の事業					
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (第11章を参照して下さい。)					
広域農業用水適正管理対策事業	〃	従前の国営土地改良事業の負担率			(18)

※1 上記事業は主に県内で実施したことのある事業及び主要な事業を記載しております。

詳細については、各事業実施要綱・要領を参照下さい。

※2 更新型ガイドラインについて

国・県営かんがい排水事業の更新事業の場合、ガイドラインは次のとおりです。

国営かんがい排水事業 国 66.6(66.6) 県 19.4(17.0) 市町村 9.0(6.0)

県営水利施設整備事業 国 50.0(50.0) 県 29.0(25.0) 市町村 14.0(10.0)

※ () は従前のガイドライン%

(2) 国営かんがい排水事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の農業水利施設の整備を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的としています。

事業の内容

(1) 一般型

受益面積要件：3,000ha 以上(畑は 1,000ha 以上)	
1 国営かんがい排水事業	概要：農業用排水施設の新設、廃止または変更を行う。 要件：末端支配面積 500ha 以上
2 国営造成土地改良施設整備事業	概要：国営造成の基幹施設(ダム、頭首工、機場、幹線水路等)を改修する。 要件：総事業費 10 億円以上等
3 国営流域水質保全機能増進事業	概要：農業水利施設の更新に合わせて水質保全機能を増進し資する施設を整備する。 要件：環境保全型農業推進指針等の策定、協議会の設立等、末端支配面積 500ha 以上
4 国営農業用水再編対策事業	概要：水資源の有効活用等のため、農業水利施設を再編・整備する。 要件：末端支配面積 5ha 以上、再編水量 0.5m ³ /s 以上等
5 国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	概要：農業水利施設の更新に合わせて、農業用水の効率的利用を高めるため、節水システムや地域用水機能増進システムを整備する。 要件：地域用水環境整備計画等の策定、協議会の設立等、末端支配面積 5ha 以上

3 水利施設整備事業関係

(2) 特別型

受益面積要件：500ha 以上(畑は 100ha 以上)	
6 高収益作物導入促進事業	概要：高収益作物導入・定着のためのソフト支援と合わせて、基幹水利施設と一体的な末端用排水路を整備する。 要件：高収益作物の作付面積割合が 5%以上増加等、末端支配面積 5ha 以上
7 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	概要：基幹水利施設の整備と合わせて、担い手の水管理の省力化に向け、水路のパイプライン化や水管理の ICT 化を実施する。 要件：担い手への農地集積率 50%等
8 国営流域治水対策事業	概要：農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調整機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設を整備する。 要件：流域治水プロジェクトが策定（改定）された水系等で実施され本事業の対象施設が位置付けられたもの。治水協定の締結等
9 国営施設集約再編事業	概要：国営造成の農業用排水施設について、集約・再編に伴う整備をする。 要件：集約・再建による総費用の低減、末端支配面積 500ha 等
10 低炭素農業水利システム構築事業	概要：省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための農業用排水施設を整備する。 要件：省エネルギー、再生可能エネルギー利用に係る計画策定、総事業費 20,000 千円以上、末端支配面積 100ha 以上
11 国営施設機能保全総合対策事業	概要：突発事故や自然災害で被災した施設の復旧、事故リスクのある施設への対策、施設の長寿命化など、施設機能を総合的に保全する。 要件：(1) 突発事故・災害復旧 応急工事計画・災害復旧事業計画を作成したもの等 (2) 施設機能保全計画 総事業費 10 億円以上、末端支配面積 500ha 以上等 (3) 施設機能保全検討調査 過去に被災した施設、事故リスクが高い施設等が対象

(3) 耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策

上記(1)(2)に規定する事業については、耐震化対策、地域防災対策若しくは豪雨災害対策又はこれら 2 つ以上の対策と一体的に行うことができます。

要件：末端支配面積が 300ha 以上※のもの

3 水利施設整備事業関係

※地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、次のア～ウまでを満たす場合にあっては末端支配面積 100ha 以上のものを対象とすることが出来ます。

- ア 受益地内で流域治水対策が実施されること
- イ 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること
- ウ 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること

負担割合等

事業名	国	県	その他
1 国営かんがい排水事業	70.0 ～ 50.0	25.0 ～ 17.0	25.0 ～ 5.0
2 国営造成土地改良施設整備事業			
3 国営流域水質保全機能増進事業			
4 国営農業用水再編対策事業			
5 国営農業用水再編対策事業			
6 高収益作物導入促進事業			
7 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）			
8 国営洪水調節機能強化事業			
9 国営施設集約再編事業			
10 低炭素農業水利システム構築事業	66.6	19.4	14.0
11 国営施設機能保全総合対策事業			

※施設区分により国、県の負担率が異なります。

(3) 水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）【旧：かんがい排水事業（一般型）】の仕組みを教えてください。

事業の目的

ダム、頭首工、用排水機場及び用排水路等の施設の新設又は改修を行い、農業生産の安定的拡大に資することを目的としています。

事業の内容

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- (2) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更（国営付帯）
- (3) 農業用排水施設の系統的自動化、又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設の新設又は変更、又はこれに伴う農業用排水施設の新設又は変更
- (4) 河川に設置されている取水施設において、その取水機能に障害が生じている場合に、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設
- (5) (1)の（水田）と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更

3 水利施設整備事業関係

採択要件

事業種別	採択要件		
	受益面積 (ha)	末端支配面 (ha)	備考
1. かんがい排水事業（一般型） (1)畑を受益地とするもの (2)水管理改良施設を併せ行うもの (3)単独に行う水管理改良施設 (4)畑を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化または系統的多目的利用を行うもの	200以上 100 (畑)100 200 100	100以上 20 - - -	注：(3)取水施設は 5千万円以上
2. かんがい排水事業 (国営附帯)	採択基準は上記一般と同じ		注： 末端支配面積100ha以上の受益面積の合計が200ha以上のもの 畑地を受益地とするものについては末端支配面積20ha以上の受益地の合計

事業主体

県

留意事項

- (1) 既設のかんがい施設の改修等により維持管理面等、不可避免的に受益を受ける場合、又は排水路改修により、不可避免的に受益となる場合は農振内白地及び市街化区域を不可避受益地とします。
- (2) 不可避受益地に対する用水手当は現況の用水のみを確保し、新規の手当は行いません。
- (3) 受益地に農用地以外への用途変更（他目的への転用等）がある場合は、水手当を行わない地区外とします。
- (4) 不可避受益地についても、土地改良法の手続きをとります。
- (5) 排水受益は、湛水及び湿害が直接及び間接的に軽減される地域です。

(4) 水利施設整備事業（農業用水再編対策型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

昭和 47 年度に創設した農業用水合理化対策事業においては、水重要の逼迫した水系における都市用水等他用途利用の需要増加に伴い既存農業用排水施設の更新等による転用水の創出を図ってきたところですが、さらなる農業用水の再編を促進することにより適性な農業用水を確保するとともに都市用水等への転用を円滑に実施するため、ハード事業に加え農業者側に用水転用のインセンティブを付与するソフト事業を併せ行う事業です。

事業の内容

地域用水の確保に留意しつつ水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等に転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行う事業。

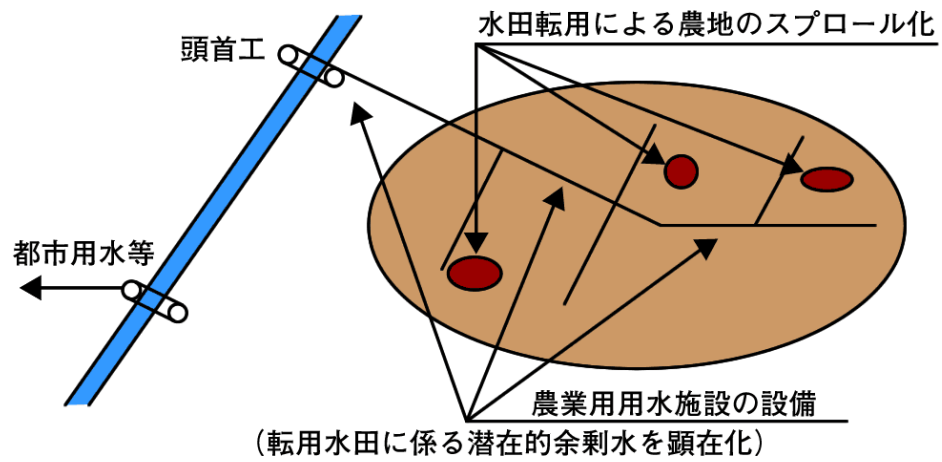
採択要件

- (1) 受益面積 200ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
(但し、管水路にあつては末端支配面積制限はなし)
- (2) 当該地域内に 100ha 以上の農振地域又は予定地域が含まれること
- (3) 再編水量が 0.5m³/s 以上又は再編水量の比率が 10%以上
- (4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。

事業主体

県

【農業用水再編対策事業のイメージ】



(5) 水利施設整備事業（地域用水機能増進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業用排水施設の整備を行うに当たり、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって地域用水機能の増進等に資することを目的とします。

事業の内容

以下の施設の整備を行う

- (1) 景観・生態系の保全機能または親水機能を有する施設
- (2) 流雪用水機能を有する施設
- (3) 防火用水機能を有する施設
- (4) 生活用水機能を有する施設

採択要件

面積要件：200ha 以上かつ末端支配面積 5 ha 以上

地域用水要件：

- (1) 市町村、土地改良区の密接な連携を中心に県、県土連等も加えて構成される地域用水対策協議会を設置すること。
- (2) 地域用水環境整備基本計画との整合性が図られていること。
- (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合が5%以上であること。
- (4) 当該地区内の末端支配面積 5ha 以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上であること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

県

(6) 水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資することが目的である。

事業の内容

水質保全機能の増進に資する用排水施設の整備を行う。

採択要件

面積要件：200ha 以上かつ末端支配面積 100ha 以上（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設にあっては末端支配面積が 5ha 以上であるものを含む）

- (1) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
- (2) 環境保全型農業を目指している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
- (3) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条件等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
- (4) 流域水質保全機能増進型の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

県

(7) 水利施設整備事業（排水対策特別型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

麦・大豆・飼料作物等への転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために、水田の畑利用の基礎的要素である排水条件を整備することを目的とします。

事業の内容

(1) 地域水田農業支援排水対策特別事業

ア 転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な、排水機場、排水樋門、及び排水路等の更新又は整備です。

イ 用水路等の更新又は整備、区画整理、客土、暗きょ排水及び特認事業であって、アに附帯して施行することを相当とするもの。

(2) 地域水田農業支援排水対策特別事業（米政策即応型）

畑地化等を図る団地内において(1)アで施行する施設と一体的に実施することが相当な、農業用排水施設の整備。

採択要件

(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50%以上であること。

ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田

イ 常時地下水位が高い水田

ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(2) 受益面積 20ha 以上

事業主体

県

留意事項

- (1) 本事業に附帯し行う用水施設の改修及び新設は地区内末端 5ha までとします。
- (2) 本事業に附帯し行う区画整理、客土及び暗渠排水の区域は、計画路線沿いの必要最小限で、一体不可分な範囲とします。

- (8) 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の仕組みを教えてください。【旧：基幹水利施設ストックマネジメント事業】

事業の目的

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成したダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成し、これに基づく保全対策工事等を一貫して行い施設の機能を効率的に保全します。

事業の内容

- (1) 県営造成施設に関する機能保全計画の作成
(計画作成に必要な機能診断を含む)
- (2) 機能保全計画に基づく対策工事の実施
- (3) 突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

採択要件

- (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- (2) 国営土地改良事業・県営土地改良事業によって造成された農業用排水施設については、機能保全計画等が策定されおり、末端支配面積が 100ha 以上あること。

3 水利施設整備事業関係

事業主体

事業内容の(1)は県、(2)・(3)は県、市町村又は当該施設を管理する者

留意事項

- (1) 対象施設は、国営造成施設及び県営造成施設
- (2) 県営施設は県知事が選定した施設

(9) 水利施設整備事業（水利施設集約再編型）の仕組みを
教えてください。

事業の目的

多くの基幹的農業水利施設は老朽化が進んでおり、効率的な補修・更新を一層推進する必要がある。

このため、本事業では、農業水利施設の補修・更新に要する総費用の低減を要件に、施設の集約・再編による農業水利ストックの適正化を図るものである。

事業の内容

国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用排水施設の集約・再編を行う。

採択要件

- (1) 受益面積が 100ha 以上であること。
- (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。
- (3) 2 以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を 1 以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む）、または、営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。
- (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。なお、総費用とは、事業を実施した場合に要

3 水利施設整備事業関係

する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出する。

総費用＝当該事業に要する事業費

＋当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額

＋耐油年数が収容した一部施設の再整備費

－評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額

事業主体

県

留意事項

(1) 対象施設は、国営造成施設及び県営造成施設

(10) 水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

洪水調節の運用に必要な水管理システムの整備や堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行うことにより、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組推進を図るものである。

事業の内容

治水協定を締結した地区において、洪水調節の運用に必要な水管理システムの整備やダムの堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行う。

採択要件

- (1) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。
- (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。
- (3) 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。

事業主体

県・市町村・土地改良区等

留意事項

- (1) 河川管理者への情報提供に必要な整備（水位計・データ処理装置等）に限り定額補助（R7 年度まで）

(1 1) 水利施設整備事業（農地集積促進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

多くの分水施設や給水口を有する従来型の農業水利システムは、担い手の規模拡大の制約及び水管理労力の増加の要因となっており、システムの再編等により、担い手農家の生産性向上や、営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分を実現することが不可欠である。

このため、本事業では農地集積が一致のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用排水施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図るシステムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約や生産性の向上を図るものである。

事業の内容

(1) と併せて (2)、(3) を実施することができる。

(1) 農業用排水施設の新設、廃止または変更を行うもの。【農業水利施設整備事業】

(2) 農業水利施設整備附帯事業（用排水施設整備事業や暗渠排水事業、客土事業、区画整理事業）が実施できる。【農業水利施設整備附帯事業】

(3) 農地集積促進事業として、高度土地利用調整事業や中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業が実施できる。【農地集積促進事業】

採択要件

- (1) 受益面積の合計がおおむね 20ha 以上であること。(中山間地域等は 10ha 以上)
- (2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時と比べ増加することが確実に見込まれる(詳細は各事業実施要綱・要領参照) こと。

※：事業開始時の担い手農地利用集積率により、数値が変更となる。
(50%以上は最低ライン)

事業主体

県《事業内容(3)の一部は市町村等が事業実施主体となることができる》

留意事項

【農地集積促進事業】を活用する場合は、担い手が各市町村で定めている「人・農地プラン」に位置付けられていること《中心経営体の要件》。

※人・農地プランとは

それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」とも言える計画。

(12) 畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

これまでの米中心の営農体系から、水田における畑作物の導入と品質向上・収量増を可能とする徹底した排水対策や、適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による、高収益作物を導入した営農体系への転換が必要である。

当事業では、畑地化・汎用化を行う整備に併せ、高収益作物導入・定着のための支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進する。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備事業

基幹事業として農業用排水施設整備または暗渠排水の実施

基幹事業と併せ行う、農道整備（農作業道の変更のみ）、客土、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全の実施

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

基幹事業と併せ行う、土壌改良材の投入、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

(3) 農業経営高度化支援事業

基幹事業と併せ行う、高収益作物導入・促進に向けた支援（促進費）

国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）と併せ行う、産地形成促進事業

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 20ha（中山間地域だと 10ha）以上になること。
- (2) 高収益作物導入促進土地改良整備計画の策定。
- (3) 地区作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5%以上増加すること（ただし最低 2ha(中山間地域等にあつては 1ha)は増加すること）。
- (4) 産地形成推進事業を実施する場合、作付面積割合が 10%以上になること。

※国営かん排事業と連携して行う場合

- ・高収益作物の作付面積が事業開始より増加することが見込まれること

事業主体

県

(13) 畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた基盤整備地区において、畑地化・汎用化を行う整備に併せ、高収益作物導入・定着のための支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進する。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備事業

基幹事業として農業用排水施設整備、客土、暗渠排水、区画整理のうち1以上を実施するもの

また、基幹事業と併せ行う、農道整備、除礫、農用地造成、農地保全の実施

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

基幹事業と併せ行う、土壌改良、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備

(3) 産地形成推進事業

基幹事業と併せ行う、高収益作物導入・促進に向けた支援（促進費）

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 5ha（団地要件 1ha 以上(中山間地域等は 0.5ha 以上)）以上になること。
- (2) 水田農業高収益化推進計画に位置づけられた地区であること。
- (3) 高収益作物導入促進土地改良整備計画の策定。

3 水利施設整備事業関係

- (4) 地区作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 割以上となること。

受益作付面積割合 = 高収益作物を作付けする水田面積

÷ 受益面積のうち水田面積

- (5) 受益作付面積割合が 10%以上増加すること。
- (6) 高収益作物は基幹作として作付けすること。ただし、ブロックローテーションや 2 年 3 作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること。

事業主体

県、市町村、土地改良事業団体連合会、土地改良区等

(14) 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策））
の仕組みを教えてください。

事業の目的

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業です。

（無利子資金（経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）の対象））

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（客土、暗渠排水、土層改良、除礫、農用地造成、農用地の保全）

(2) 営農環境整備

近代化施設用地等の整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設（附帯する堆肥運搬等の共同利用機械を含む）、農作業準備休憩施設、農業集落道、集落防災安全施設、地域資源利活用基盤及び生態系保全空間整備

(3) 交換分合農用地等の交換分合

(4) 農業経営高度化支援

水田・畑作経営所得安定対策の対象者等、高度な経営体の農地の集積の支援

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 20ha、樹園地[※]では 0.5ha 以上の団地の合計面積が 5ha 以上。
- ※産地構造改革計画の策定が必要、事業完了地点では優良品目・品種の作付面積が全体の経営面積の 20%以上
- (2) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、担い手農地利用集積率の増加[※]が見込まれること。
- (3) 調査・調整事業を実施する場合は次の①又は②の要件を満たすこと
- ①活性化計画の目標年度において、担い手農地利用集積率の増加[※]が見込まれること。又は目標年度において、地区の認定農業者数の全農家数に占める割合が、担い手の育成・確保に係る目標以上（又は認定農業者数が事業開始時に比べ 30%以上）となること。
- ※事業開始時の担い手農地利用集積率により、数値が変更となる。
- (50%以上は最低ライン)
- ②担い手に農地所有適格法人を除く位置づけた場合には、当該法人に係る農地集積率が 30%以上となること。

事業実施主体

県

(15) 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手支援対策））
の仕組みを教えてください。

事業の目的

畑作農業の持続的発展を図るため、畑作経営の多様性に留意しつつ、生産合理化を図るために必要な生産基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業です。

事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（客土、暗渠排水、土層改良、除礫、農用地造成、農用地の保全）

(2) 営農環境整備

近代化施設用地等の整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設（附帯する堆肥運搬等の共同利用機械を含む）、農作業準備休憩施設、農業集落道、集落防災安全施設、農地被害防護施設及び地域資源利活用基盤及び生態系保全空間等整備

(3) 交換分合

農用地等の交換分合

採択要件

- (1) 受益面積の合計が 30ha、樹園地では事業の難易度、事業等を判断し 5ha 以上の団地の合計面積が 10ha 以上あること。
- (2) 単独施設整備
 - ・ 国営及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設を対象とする
 - ・ 総事業費 3 千 5 百万円以上
 - ・ 畑作物の生産を振興すべき地域であること
- (3) 単独土層改良
 - ・ 畑作物の生産を振興すべき地域であること
 - ・ 営農上一定のまとまりを有する地域あって、かつ、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること
 - ・ 作物の生育に障害性を有する不良土層が受益面積の 5 割以上である地域であること等
- (4) 単独営農用水
 - ・ 受益農家が 7 戸以上または酪農経営農家等の有する飼料作物の作付面積の合計が 150ha 以上等
- (5) 単独水管理施設
 - ・ 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設の管理の省力化を図るものであって、受益面積の合計がおおむね 20ha 以上（樹園地の場合は受益面積の合計が 10ha 以上）の地域を対象とする。

事業主体

県

- (16) 水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）の仕組みを教えてください。【旧：地域農業水利施設ストックマネジメント事業】
-

事業の目的

団体営造成施設等により造成した頭首工、用排水機場、農業用排水路等の農業水利施設の有効利用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等の調査結果に基づき、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成し、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施します。

事業の内容

- (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成
（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）
- (2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施
- (3) 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事
（以下「事後保全」という。）の実施
- (4) スtockマネジメントに関する技術指導等の実施

採択要件

- (1) 機能保全計画の作成においては、末端支配面積 100ha 以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。
- (2) 対策工事の実施においては、受益面積が 100ha 以上(機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成した場合は、10ha 以上) であること。
- (3) 事後保全の実施において、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
- (4) 対策工事及び事後保全を実施するときは、施設機能の向上を主な目的としないこと。

事業主体

機能保全計画の作成、対策工事および事後保全を実施については、市町村又は土地改良区・施設管理者

技術指導の実施については、土地改良事業団体連合会

留意事項

県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。

ただし、基幹水利施設ストックマネジメント事業の「福島県基幹水利施設ストックマネジメント方針」に位置づけられた施設は本事業の対象外。

(17) 水利施設整備事業（簡易整備型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

簡易な農業水利施設等の整備を実施し、水管理・維持管理の省力化を図ります。

事業の内容

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- (2) 給水栓、ゲート、分水工等の自動化などの管理省力化のための農業用排水施設整備。
農業水利施設整備附帯事業（水管理施設、維持管理施設、安全管理施設）

採択要件

- (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上となること。
- (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上あること。

事業主体

県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

(18) 広域農業用水適正管理対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業の施設に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、国営事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図ることを目的としています。

事業の内容

- (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行うものです。
- (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存していたもの
- (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

事業主体

県

留意事項

「国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設」とは、国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 88 条のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設とします。

(19) 水利施設等保全高度化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にある。このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、生産効率を高める競争力ある「攻めの農業」を実現することが必要である。

このため、水利施設等保全高度化事業により、環境との調和にも配慮しつつ、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、もって、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資するものである。

事業の内容

●ハード事業【水利施設整備事業】

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。また、併せて農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、洪水調整機能の強化に資する整備が実施可能。【水利施設整備事業】
- (2) 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化。
畑地帯における総合的な整備。【畑地帯総合整備事業】

3 水利施設整備事業関係

●ソフト事業

- (1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等。
【水利用調整事業】
- (2) 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等。【水利用高度化推進事業】
- (3) 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等。
【施設計画策定事業】
- (4) 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定。【機能保全計画策定事業】
- (5) 資産評価マニュアル等に基づくデータ等の整備。土地改良施設台帳の作成。【資産評価データ整備】

採択要件

●ハード事業

- (1) 保全高度化整備計画を策定していること。

●ソフト事業

- (1) 水利用調整事業
 - ①農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障をきたすことが懸念される地域
 - ②環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること
 - ③農業用ダムの洪水調整機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系であること。

- (2) 水利用高度化推進事業

要綱に基づき平成30年度以前に国が事業計画を採択のうえ、既に事業に着手している地区であること。

3 水利施設整備事業関係

(3) 施設計画策定事業

当該事業費が 200 万円以上であること

(4) 機能保全計画策定事業

末端支配面積が 10 ヘクタール以上であること

(5) 資産評価データ事業

土地改良区が管理する土地改良施設（国営造成資産を除く）が対象であること。

事業主体

●ハード事業

県《事業内容（2）の一部は市町村等が事業実施主体となることができる》

●ソフト事業

県、市町村、土地改良区等

4 農地整備事業（ほ場整備事業）関係

(1) 農地整備事業（ほ場整備事業）には、どのような種類がありますか。

事業の目的

農地整備事業は、「儲かる農業」の実現のため、市町村が作成した「地域計画」に基づき、各地域の営農計画実現に必要な農業生産基盤の整備（水田の大区画化・汎用化等）と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業です。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業においては、農地中間管理機構が借り入れている農地を対象として、農業者の費用負担等を原則求めずに、高収益作物の導入と営農の省力化・低コスト化に適した農業生産基盤の整備を実施します。

事業の種類

農地整備事業には、以下のような農林水産省の補助事業があります。

- ・ 農業競争力強化農地整備事業
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業（一般型・省力化整備型）
- ・ 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業以外は別途参照）
- ・ 農地耕作条件改善事業（別途参照）
- ・ 中山間地域総合整備事業（別途参照）
- ・ 福島再生加速化交付金

事業の負担割合

区 分	国	県	市町村・地元
農山漁村地域整備交付金	50%	27.5%	22.5%
農業競争力強化農地整備事業	(55%)	(〃)	(17.5%)
福島再生加速化交付金	75%	13.75%	11.25%
	(77.5%)	(〃)	(8.75%)
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	27.5%	10%
	(〃)	(〃)	(〃)

※下段（ ）内は 6 法指定地域の場合

※6 法指定地域とは、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域

※農地中間管理機構関連農地整備事業における国の 62.5%は、国補助率 50%と国（推進費）12.5%の合計（6 法指定地域の場合、国補助率 55%と国（推進費）7.5%の合計）。ただし、収益向上等の要件あり。

事業の実施主体

県、市町村、団体

※団体・・・土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等

(2) 農地整備事業（ほ場整備事業）の仕組みについて教えてください。

事業の内容

○農業生産基盤の整備

農地の大区画化・汎用化に併せて用排水施設・農道・暗渠排水等の整備を行います。

○農地利用集積・集約化等への支援

担い手への農地利用集積・集約化等の促進のため、普及・指導活動及び、関係機関等との調整等調査・調整活動、地元負担の軽減を行います。

※集約化：同一の担い手の経営等農用地であって 1ha 以上のまとまり（水路や道路で接続等）のあるもの。

○農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構を通した農地利用集積を推進します。農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行う場合は、様々な要件を達成することにより、地元負担を国が助成します。

採択要件

1 各事業共通要件【※農地中間管理機構関連農地整備事業は項目3を参照】

- (1) 農業生産基盤整備事業において、受益面積の合計がおおむね受益面積 20ha 以上であること。（中山間地域の場合は 10ha 以上）
- (2) 30a 区画以上に整備される面積が、全体の概ね 2/3 以上になること。
- (3) 市町村等による促進計画等の策定
- (4) 受益地は地形上接続していること又は農業用道路、用排水施設等で接続されていることを原則とする。

4 農地整備事業関係

2 担い手農地集積関係

経営体育成型の生産基盤整備事業を実施する場合において、（１）～（３）のいずれかの要件を満たすこと。

（１）担い手農地利用集積率

事業完了時における地区の田畑（受益面積）に占める「担い手」の経営等農用地面積の割合が事業採択時に比べ以下のとおり増加することが確実にあること。

農山漁村地域整備交付金 福島再生加速化交付金			農業競争力強化農地整備事業		
事業採択時	事業完了時	例	事業採択時	事業完了時	例
20%未満	30%以上	(17→30%)	80%未満 ※1	80%以上 ※1	(60→85%)
20%～50%	10ポイント 以上増加	(35→45%)	80%～90% ※1	5ポイント 以上増加	(82→87%)
50%～55%	60%以上	(50→60%)	90%～95%	95%以上	(93→95%)
55%～90%	5ポイント 以上増加	(73→78%)	95%以上	採択時以上	(96→97%)
90%～95%	95%以上	(93→95%)			
95%以上	採択時以上	(96→97%)			

※1 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物※２）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上の場合にあっては８０パーセント以上、それ以外の場合にあっては５０パーセント以上とする。

※２ 対象作物は麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねであるが、詳細については経営所得安定対策等実施要綱の別紙２を参照すること。

4 農地整備事業関係

(2) 担い手農地集約化面積

促進計画（特記事項 1 を参照）に定める目標年度において、該当事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、下記の集約化要件を満たす農用地面積の割合が事業採択時に比べ以下のとおり増加することが確実にあること。

農山漁村地域整備交付金 福島再生加速化交付金			農業競争力強化農地整備事業		
事業採択時	事業完了時	例	事業採択時	事業完了時	例
13%未満	20%以上	(10→20%)	23%未満	30%以上	(20→30%)
13%～35%	7 ポイント以上増加	(30→37%)	23%～35%	7 ポイント以上増加	(30→37%)
35%～38.5%	42%以上	(35→42%)	35%～38.5%	42%以上	(35→42%)
38.5%～63%	3.5 ポイント以上増加	(39→43%)	38.5%～63%	3.5 ポイント以上増加	(39→43%)
63%～66.5%	66.5%以上	(63→67%)	63%～66.5%	66.5%以上	(63→67%)
66.5%以上	採択時以上	(67→68%)	66.5%以上	採択時以上	(67→68%)

(3) 促進計画に定める目標年度において、農業生産法人等が育成され、育成された農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が 80%※1 以上であることが確実に見込まれること。

3 各事業の個別要件

(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業（一般型）

ア 事業施行区域内農用地の全てについて、農地中間管理権を有すること、又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること、又は農地中間管理機構が所有していること。

イ 事業対象農地面積：10ha 以上（中山間地域等は 5ha 以上）

[事業対象農地を構成する団地は 1ha 以上（中山間地域等は 0.5ha 以上）の連担化した農地]

ウ 農地中間管理権の設定若しくは委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が、事業計画の公告日から 15 年間以上。

4 農地整備事業関係

事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化。

エ 30a区画以上に整備される面積が全体の概ね2/3以上になること。

オ 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上の向上。（販売額20%以上の向上、又は生産コスト20%以上の削減かつ概ね9,600円/60kgを下回ること。）

カ 受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物（上記「採択要件2（1）※2」と同様）に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20%以上向上すること。

※ 農地整備事業に関して、詳細条件は以下のとおりです。

収益性要件 集積・集約化要件	販売額20%以上向上	生産コスト20%以上削減
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	—	米の生産コストが概ね¥9,600/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない（※）	・米の生産コストが概ね¥9,600/60kg以下 または ・生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上 もしくは、同割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加	

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

※狭小・不整形や排水不良等生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象農地の過半を占める地区

（2）農地中間管理機構関連農地整備事業（省力化整備型）

ア 次の要件をすべて満たすこと。

（ア）中間農業地域若しくは山間農業地域であること。

（イ）農用地の8割以上を担い手に集団化していること。

（ウ）過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。（なお、収益性については（1）オを参照）

イ 事業実施前から事業完了後5年以内にかけて、事業施工地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。

ウ 事業実施前から事業完了後5年以内にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること。

(3) 農山漁村地域整備交付金

「農山漁村地域整備計画」の作成

(4) 福島再生加速化交付金

避難指示・解除区域市町村（12市町村）が対象。

特記事項

1 促進計画

農地整備事業では、事業を実施しようとするときに市町村で「基盤整備関連経営体育成等促進計画」（以下「促進計画」という。）を作成しなければなりません。

促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象しています。

○促進計画の内容

農業構造再編の目標、農用地の流動化計画、経営体育成計画、
農地所有適格法人等育成計画、土地利用計画、農業機械利用計画、
ほ場の整備計画、農業生産基盤の整備目標、関連事業計画、
推進体制整備計画、営農環境の整備目標、土地改良施設等の管理計画、
農業農村整備事業管理計画、その他必要な事項

2 集積促進整備計画

農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)
は、同様に事業を実施する際に作成する必要があり、計画区域の現況や、担い
手等の見通しなど、促進計画の提出を受けたうえで、都道府県が作成します。

○集積促進整備計画の内容

農業構造改善目標、担い手等の見通し、農用地の流動化計画、

4 農地整備事業関係

経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画、土地利用計画、
農業生産基盤整備計画

※事業の中間審査

農山漁村地域整備交付金及び農業競争力強化基盤整備事業では、開始年度を含め3年度目以降完了年度まで、集積促進整備計画を踏まえ、達成状況を審査します。審査の結果、達成状況が一定の基準に達しない場合には、国庫補助が打ち切りとなる場合があります。

(3) 農地利用集積・集約化等の支援事業について教えてください。

目的

農地の利用集積と集約化等を促進することで、生産性の向上とより高度な担い手の育成を行うための支援事業で、農地整備事業と一体的に実施します。

事業の内容

1 高度土地利用調整事業

(1) 指導事業（実施主体：県）

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動。

(2) 調査・調整事業（実施主体：市町村・土地改良区）

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動。

1－(1)、(2)は農山漁村地域整備交付金、農業競争力強化農地整備事業、福島再生加速化交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業が対象となります。

2 農業経営高度化促進事業（実施主体：市町村・土地改良区）

対象経営体への農地利用集積、面的集積の達成状況に応じた促進費の交付。

いわゆる促進事業。対象となる経営体は各事業によって異なります。

(1) 高度経営体集積促進事業

事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目

標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。

※高度経営体：個別農家で4ha以上、特定農業団体で7ha以上経営等農用地を集積する認定農業者

(2) 特定高度経営体集積促進事業

当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。

※特定高度経営体：高度経営体であって、経営農用地面積10ha以上の「家族農業経営」または、経営農用地面積25ha以上の「法人経営」を満たすもの

(3) 高度経営体集約化促進事業

事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地集約化面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が15%以上となることとする。

※集約化：同一の担い手の経営等農用地であって1ha以上のまとまり（水路や道路で接続等）のあるもの

(4) 農地集積促進事業（中心経営体農地集積促進事業）

促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率（当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合）が55（35）%以上となること。

※（ ）内は農山漁村地域整備交付金の場合

※担い手：地域計画のうち目標地図に位置づけられた者のうち、認定農業者等に位置付けられた者（中心経営体を含む）

4 農地整備事業関係

(5) 中山間担い手育成支援事業

中山間傾斜農地型でのみ実施可能。高収益作物の作付面積の増加割合に応じて交付。

- ・農山漁村地域整備交付金：2－(4) 対象
- ・農業競争力強化農地整備事業：2－(4)、(5) 対象
- ・福島再生加速化交付金：2－(1)～(3) 対象

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を促進。農地中間管理機構関連農地整備事業における推進費(国費)にあたり、地元負担分に充当。

事業の負担割合

1 指導事業

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金 農業競争力強化農地整備事業	50% (55%)	50% (45%)	-
福島再生加速化交付金	75% (77.5%)	25% (22.5%)	-
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	37.5%	-

2 調査・調整事業

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金 農業競争力強化基盤整備事業	50% (55%)	10.5% (10%)	39.5% (35%)
福島再生加速化交付金	75% (77.5%)	5.25% (5.0%)	19.75% (17.5%)
農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5%	10.5%	27%

3 促進事業

4 農地整備事業関係

区 分	国	県	地元
農山漁村地域整備交付金	50%	25%	25%
農業競争力強化農地整備事業	(55%)	(22.5%)	(22.5%)
福島再生加速化交付金	75%	12.5%	12.5%
	(77.5%)	(〃)	(10%)

※下段（ ）内は 6 法指定地区の場合

(4) 換地業務について教えてください。

換地とは

土地改良法（以下、「法」という。）に基づき、従前の土地（工事施工前の土地）とそれに対応するものとして定められた換地（工事後の土地）を法律上同一のものとみなし、土地に関する権利関係（所有権、賃借権、抵当権等）を一挙に確定する法制度である。

このような効果を発生させる行政処分を「換地処分」といい、従前の土地と換地の組み合わせの計画を「換地計画」という。

このほか、工事の進度に合わせて、暫定的に使用収益する権利を付与する「一時利用地の指定」を行うことができる。

※ 換地は、従前の権利をそのまま工事後の土地に設定するもので、権利を変更させるものではない。従って、不換地など権利の変更を伴う場合は、すべて法定の同意が必要となる。

※ 事業施工地域内の全ての農用地に農地中間管理権の設定が必要となる農地中間管理機構関連農地整備事業については、農地バンク法・農地法等の特例により所有者不明農地等への農地中間管理権の設定が可能となるが、相続が完了していない（所有者不明を含む）土地等を換地するためには、相続登記等を整理する必要がある。そのため、事業地区への編入にあたっては、換地可能であることも要件となる。なお、所有者不明土地は、民法の財産管理制度等を活用し整理する方法がある。

※ 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る換地業務や所有者不明土地については、近くの県農林事務所農村整備部換地担当者にお問い合わせください。

換地の手法

【従来の土地】	【換 地】	
農用地	普通換地	・ 農用地から農用地への換地 ・ 非農用地から非農用地への換地 (特定用途用地換地)
非農用地 (墓地、宅地等)	特別換地	・ 異種目換地 ・ 不照応換地 ・ 換地交付基準地積に対して 2 割以上の増減歩 ※いずれも、関係権利者の同意が必要
国公有道水路	不換地 ・ 特別減歩	換地の代わりに金銭清算を行う (関係権利者の同意又は申し出が必要)
	創設換地	共同減歩見合いの創設換地 (その事業で作る土地改良施設、一定要件に適合する農業経営合理化施設)
		不換地・特別減歩見合いの創設換地
	機能交換	創設農用地 創設非農用地 国公有道水路

普通換地	原則的な換地で、次の 3 要件すべてを満たすもの。 (法第 53 条第 1 項 1 号、2 号、3 号) (1) 区域区分の原則 非農用地は非農用地区域へ、農用地は非農用地区域外へ換地すること。 (2) 照応の原則 換地が諸条件を総合的に勘案して従前の土地に照応していること。 (3) 地積増減 2 割未満の原則 換地の地積の増減割合が、換地交付基準地積に対し、2 割未満であること。
------	---

特別換地	普通換地の要件を満たさない場合は、法第 5 条第 7 項の権利者の同意が必要（法第 53 条第 1 項ただし書き） （１）異種目換地 →農用地を非農用地区域へ換地（区域区分の原則の例外） （２）不照応換地 →従前地と換地が照応しない換地 （３）換地交付基準地積に対して 2 割以上の地積の増減歩
不換地・特別減歩	関係権利者（対象の土地について法第 5 条第 7 項に定める権利を有する者。以下同じ）の同意又は申し出により、一筆の従前地の全部（不換地）又は一部（特別減歩）について換地を定めず、金銭による清算を行う。 ※ 対象の土地に制限物権（抵当権等）が設定されている場合は、当該制限物権の保護の観点から、不換地（又は特別減歩）とすることはできない。

創設換地	(1) 共同減歩見合いの創設換地（法第 53 条の 3） ア 共同減歩（地区内権利者に対して一律・均等に行う強制減歩）で生み出せる施設 ・当該土地改良事業で新設する土地改良施設（道水路等） ・地区内の農家が主として（5 割以上）利用し、かつ、その大部分（7 割以上）が利用する農業経営合理化施設（ライスセンター等）、生活環境施設（市町村・県の計画に記載されている集会施設等） ただし、地区内の農家の大部分が利用するが、地区外農家や非農家の利用が主である場合は、地区内農業者が利用する割合に応じた面積の範囲内に限る。 イ 取得者 国、県、市町村、土地改良区、農協等の営利を目的としない法人 (2) 不換地・特別減歩見合いの創設換地（法第 53 条の 3 の 2） 不換地・特別減歩の地積の範囲内で、新たに農用地（同条第 1 項第 1 号）又は非農用地（同条第 1 項第 2 号）を創設 ア 非農用地の用途 前記（1）の施設、河川・県道の公用公共用施設用地、工場等の用地 イ 取得者 農用地・・・農地中間管理機構 または土地改良区が認定した区域外担い手。 非農用地・・・国、県、市町村、土地改良区、農協等の営利を目的としない法人
機能交換	従前の道路、水路等（国公有地）の機能に代わる道水路等を定める。 （法第 5 条第 6 項、法第 54 条の 2 第 6 項・7 項）

換地等調整事業

1 事業の内容

換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、育成すべき経営体への農用地利用集積に向けた合意形成を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する。

2 事業実施主体

市町村、土地改良区等

3 実施期間

土地改良事業の実施計画の策定（※）に着手する年度以降の1年間。特に地域の実情等から必要があると認められる地区は2年間。

また、中山間地域、水田農業高収益化計画策定地域、輸出事業計画策定地域に位置する地区及びスマート農業導入推進計画作成地区の場合は4年以内、省力化整備計画作成地区の場合は2年以内。

※実施計画の策定については、「2－（2）実施計画事業の仕組みについて教えてください。」を参照ください。

4 事業の負担割合

区 分		国	県	地元
農業競争力強化 農地整備事業	一般地域	50%	25%	25%
	中山間地域	55%	22.5%	22.5%
	水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画、スマート農業導入推進計画及び省力化整備計画の策定地域	定額(100%) ※1	定額 ※2	—
農地中間管理機構関連 農地整備事業	一般地域	62.5%	25%	12.5%
	中山間地域	62.5%	22.5%	15%
	水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画、スマート農業導入推進計画及び省力化整備計画の策定地域	定額(100%) ※1	定額 ※2	—

※1 令和7年度採択分まで定額助成（実施計画策定と合わせて5,000万円が上限）

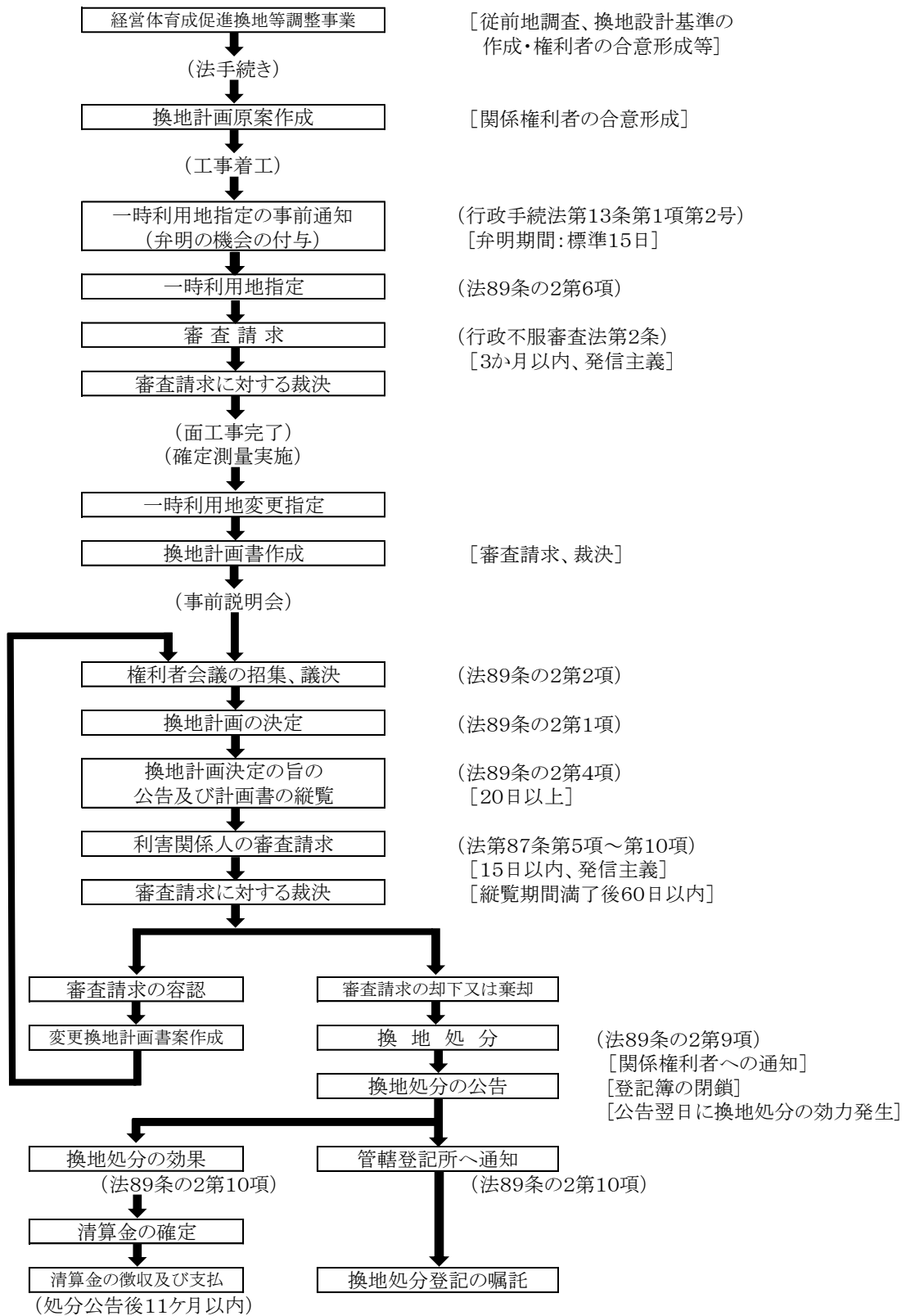
4 農地整備事業関係

省力化整備計画作成地区は令和 12 年度採択分まで定額助成（実施計画策定と合わせて 2,500 万円が上限）

※ 2 国庫補助の上限を超える額

県営換地業務フロー

県営換地業務フロー



(5) 農地法に関連する手続き等があれば教えてください。

非農用地区域設定に当たっての農地法等関連制度との調整方法

非農用地区域の設定を伴う土地改良事業の施行申請者（以下、「申請者」という。）は、土地改良事業計画概要を作成する段階で、非農用地区域の設定に係る農業振興地域の農用地区域からの除外について、関係農業委員会の意見を聴いた上で関係市町村に協議を行います。

次に、申請者は、関係市町村との協議成立後、所轄の県農林事務所長に關係書類を添えて非農用地区域の設定についての調整を依頼します。

換地処分前の非農用地区域内での農地法第4条及び第5条の転用

1 転用申請者

① 異種目換地予定地（非農用地区域に一時利用地の指定がされている農地）

第4条：当該土地の一時利用地の指定を受けた者

第5条：当該土地の一時利用地の指定を受けた者と当該土地を転用する者

② 不換地又は共同減歩による創設換地予定地

第4条：事業主体

第5条：事業主体と当該創設換地取得予定者

※農地転用規制の態様

農地法第4条：農地の転用の制限

第5条：農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限

4 農地整備事業関係

2 農地転用の許可権者

許 可 権 限 庁	内 容
知 事 (農 林 事 務 所)	企画部長 専決 1 ha以下の農地等
	農林事務 所長専決 (1) 1 ha超 2 ha以下の農地等 (2) 砂利採取を目的とする一時転用で 1 ha超の農地等
知 事 (農業担い手課)	2 ha超(砂利採取を目的とする一時転用を除く)の農地等
農業委員長 (※ 1) (特例条例第1条)	4 ha以下の農地等
農業委員長 (※ 2) (特例条例第2条)	2 ha以下の農地等
農業委員長 (※ 3) (特例条例第3条)	3 0 a 以下の農地等
農業委員長 (※ 4) (特例条例第4条)	3 0 a 以下の農地等で、次に掲げる転用に係るもの ・ 農業用施設事業 ・ 集落接続事業 ・ 非線引都市計画用途地域内農地 ・ 一時転用事業 (営農型発電設備等を除く)

※ 1 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、本宮市、喜多方市（令和 7 年 4 月 1 日現在。以下、※ 2 ～ 4 において同じ。）

※ 2 伊達市、桑折町、大玉村

※ 3 檜枝岐村、南会津町、西会津町、下郷町

※ 4 南相馬市、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、古殿町、富岡町、川内村、浪江町、田村市、中島村、会津坂下町、三春町、小野町

農地転用の許可権者については、現在県からの権限移譲が進められており、上表に示す区分に従い、各市町村農業委員長が許可者となっているところがあるので、該当する場合は主たる協議先は各農業委員会となる。ただし、この場合も農地法、農振法を所管している農林事務所企画部に情報共有し意見を聞くこと。

5 中山間地域総合整備事業関係

(1) 中山間地域総合整備事業を教えてください。

事業の目的

農業生産基盤及び農村生活環境の整備を通じて、中山間地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資することを目的としています。

補助事業の種類

中山間地域総合整備事業には、以下の補助事業があります。

- 農山漁村地域整備交付金
 - (農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型))
 - (農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業型))
- 福島再生加速化交付金(中山間地域総合整備事業)
- 中山間地域農業農村総合整備事業

対象地域

次の(1)～(7)に掲げる地域に該当する市町村又は掲げる地域を含む市町村を対象地域としています。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域
- (2) 山村振興法に基づき指定された振興山村
- (3) 離島振興法に基づき規定された離島振興対策実施地域
- (4) 半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 特定農山村法に規定する特定農山村地域
- (6) 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域
- (7) 農政局長が定める要件を満たす地域(準ずる地域をいう。)

実施地域

上記対象地域内であり、かつ下記要件を満たす地域であること。

1 農山漁村地域整備交付金及び福島再生加速化交付金

- (1) 林野率が 50%以上の地域
- (2) 主傾斜がおおむね 1/100 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50%以上を占める地域
- (3) 市町村において地域活性化の重点区域に位置付けられている又は位置付けられる見込みのある地域
- (4) 農業生産基盤、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域
- (5) 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を生かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域
- (6) 国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域
- (7) 活性化について集落内及び集落間の協調が図られ、そのための推進組織が設立され、又は設立されることが見込まれる地域

2 中山間地域農業農村総合整備事業

- (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域
 - ① 販売額の増加
 - ② 営農コストの削減
 - ③ 集出荷・加工コストの削減
- (2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域
 - ① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む
 - ② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む

5 中山間地域総合整備事業関係

負担割合

○農山漁村地域整備交付金

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	55%	30%	15%
団体営	55%	20%	25%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	50%	50%	－
団体営	50%	20%	30%

○福島再生加速化交付金

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	77.5%	15%	7.5%
団体営	77.5%	10%	12.5%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	75%	25%	－
団体営	75%	10%	15%

○中山間地域農業農村総合整備事業

〈実施〉

区分	国	県	地元
県営	55%	32%	13%
団体営	55%	17%	28%

〈実施計画書作成〉

区分	国	県	地元
県営	55%	45%	－
団体営	50%	20%	30%

事業主体

県又は市町村

5 中山間地域総合整備事業関係

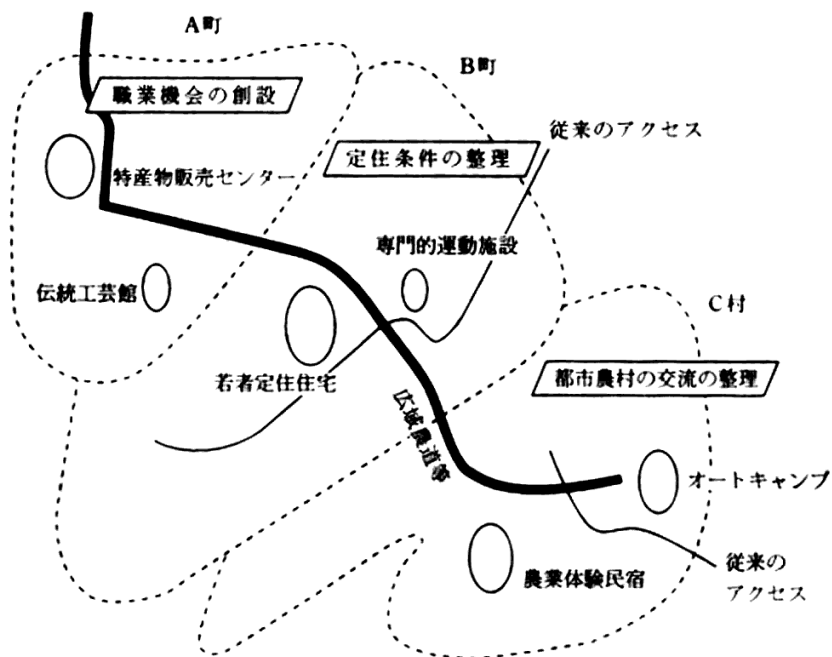
事業体系

1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金

中山間地域総合整備事業

- ― 集落型事業 一般型：農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業等の一体的整備を実施
 - ― 生産基盤型：農業生産基盤整備事業のみを実施
 - ― 生活環境型：農村生活環境整備事業及び特認事業を実施
- ― 広域連携型事業：農業生産基盤整備市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの
農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行う。

<広域連携型における地方単独事業構想例>



2 中山間地域農業農村総合整備事業

中山間地域において、農業生産基盤整備事業と農村振興環境整備事業を一体的に実施していきます。

5 中山間地域総合整備事業関係

採択要件

1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金

事業タイプ	都道府 県営事業	市町村営 事業	採択面積の採り方・条件
一般型	60ha 以上	20ha 以上	農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計（注1）（注2）
生産基盤型	20ha 以上	10ha 以上	ほ場整備事業 10ha 以上及びその他農業生産基盤整備事業の受益面積の合計（注1）
生活環境型	—	—	面積要件なし
広域連携型	60ha 以上		農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計（注3）

（注1）災害復旧に関する工事にともない副次的に発生する土石を利用した事業の場合は、おおむね 10ha 以上。

（注2）実施地域の林野率 75%以上であり、主傾斜 1/20 以上の農用地が全農用地面積の 50%以上の場合は県営 20ha、市町村営 10ha 以上

（注3）「中山間地域広域連携整備促進計画」もしくは「中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画」区域において行う場合は、生産基盤の要件を課さず生活環境整備事業等が実施可能。

5 中山間地域総合整備事業関係

2 中山間地域農業農村総合整備事業

事業内容	都道府 県営事業 (注1)	市町村営 事業	採択面積の採り方・条件
農業生産基 盤整備事業	20ha 以上	10ha 以上	事業の内容一別表2-の区分1, 2の事業から2以上の実施、かつ区分1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち1工種以上に取り組み、受益面積の合計が、おおむね10ha以上(注2)。ただし、別表区分の区分2の事業種類の欄(5)又は(7)に掲げる事業を実施する場合にあつては、受益面積の合計が、おおむね5ヘクタール以上であること。
農村振興環 境整備事業	—	—	単独実施は不可。農業生産基盤整備事業と一体的に取り組むことが必要

(注1) 県営事業で実施する場合には、国実施要領の規定により、以下に掲げるいずれかの要件を満たすことが必要となります。

- (1) 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。
- (2) 事業内容が、リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

(注2) 事業の内容一別表2-事業種類の欄(9)の実施にあたっては、以下の要件を満たすことが必要となります。

ア 計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。

イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

5 中山間地域総合整備事業関係

事業の内容

地域の自主性や創意工夫が活かせるよう、多種多様な事業が準備されています。

別表1 農山漁村地域整備交付金、福島再生加速化交付金 工種及び事業内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備 事業	(1)農業用排水 施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道等又は軌道等運搬施設の新 設、廃止又は変更
	(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連 がある他の工事を一体として行う事業
	(4)農用地開発事業	農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間 の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新 設、廃止又は変更
	(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に 防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6)客土事業	農用地につき行う客土
	(7)暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8)農用地の改良 又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため 必要な事業・施設
2 農村生活 環境整備	(1)農業集落道 整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係 る 農道等を補完し、主として農業機械の運行の農業 生産活動、農産物の運搬等に供する農業集 落道の整 備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等 に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水 施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等 を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落排水 施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水臼 井を排除する集落内の排水移設施設の整備
	(4)農業集落防災 安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護 柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火 水槽等の整備

5 中山間地域総合整備事業関係

区分	事業種類	事業内容
2 農村生活 環境整備 2	(5)用地整備事業	農業近代化施設、及び公用・公共施設等の用地の整備
	(6)活性化施設 整備事業（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	(7) 施設整備事業 （中山間以外）	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
	(8)集落環境管理 施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備
	(9)交流施設基盤 整備事業 （中山間のみ）	農業振興活動やそれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備、及びこれらに附帯する施設の整備
	(10)情報基盤施設 整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(11)市民農園等整備事業	ほ場の整備。その他農用地の改良または保全のため必要な事業であって、次の何れかの事項を内容とするもの 1) 市民農園整備促進法（平成2年2年法律法律第44号）第2条の規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 2) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの 3) 1)又は2)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備

5 中山間地域総合整備事業関係

区分	事業種類	事業内容
2 農村生活 環境整備	(12)生態系保全施設等 整備事業	1) 動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植生、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 2) 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備（離島、奄美群島において行うものに限る。）
	(13)地域資源利活用 施設整備事業	農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
	(14)施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強
	(15)施設環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
	(16)歴史的土壌改良施設 保全整備事業	歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
	(17)施設集約整備事業	集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備
	(18)交換分合事業	農用地等の交換分合
	(19)交換分合事業集落土 地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のために必要な事業農用地等の交換分合
3 特認事業	特認事業	地方農政局長が特に必要と認める事業

5 中山間地域総合整備事業関係

別表2 中山間地域農業農村総合整備事業 工種及び事業内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備 事業	(1)農業用排水施設整備 事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。） ※これに準ずる施設とは、粗放的管理区域における排水路工を指す。
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策 ※これに準ずる施設とは、管理用道路を指す。
	(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4)農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6)客土事業	農用地につき行う客土
	(7)暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8)農用地の改良又は保全 事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業・施設
	(9)土地基盤の再編・整 序化事業	耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業 ※「再編・整序化に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（粗放的管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、粗放的管理区域内に創設されるものに限る。）、粗放的管理区域内にお

5 中山間地域総合整備事業関係

		ける耕作放棄地等とする。
	(10)埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査
2 農村振興環境整備事業	(1)農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業集落防災安全施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(4)用地整備事業	ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備
	(5)生産・販売・交流・農泊等施設整備事業	地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備
	(6)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
	(8)農村資源利活用推進施設整備事業	農村地域における農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(9)交換分合事業	農用地等の交換分合

5 中山間地域総合整備事業関係

＜県内市町村地域指定状況＞ ※R6.4 現在

市町村名	過疎	振興山村	特定農山村
福島市		○	○
二本松市	○		○
伊達市	○		○
本宮市			
桑折町			○
国見町	○		
川俣町	○	○	○
大玉村		○	○
郡山市		○	○
須賀川市	○		○
田村市	○	○	○
鏡石町			
天栄村	○	○	○
石川町	○		○
玉川村			
平田村	○		
浅川町			○
古殿町	○		○
三春町			○
小野町	○	○	
白河市	○	○	○
西郷村		○	
泉崎村			
中島村			
矢吹町			
棚倉町		○	○
矢祭町	○	○	○
塙町	○	○	○
鮫川村	○	○	○
会津若松市		○	○
喜多方市	○	○	○
磐梯町	○		
猪苗代町	○	○	○
北塩原村	○	○	○
西会津町	○	○	○
会津坂下町	○		
湯川村	○		
柳津町	○	○	○
三島町	○	○	○
金山町	○	○	○
昭和村	○	○	○
会津美里町	○	○	○
下郷町	○	○	○
檜枝岐村	○	○	○
只見町	○	○	○
南会津町	○	○	○
相馬市		○	○
南相馬市		○	
広野町		○	○
楢葉町		○	○
富岡町			
川内村	○	○	○
大熊町		○	○
双葉町			
浪江町	○	○	○
葛尾村	○	○	○
新地町			
飯舘村	○	○	○
いわき市		○	○

(2) 中山間地域総合整備事業を計画する際の留意事項を
教えてください。

事業の適切な組合せ及び事業費規模について

- (1) 農業の生産条件及び生活環境の整備水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。
- (2) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。
- (3) 広域連携型事業については、下記計画のいずれかに位置づけられたものが実施できる。

ア 農村生活環境整備事業を中心とした事業で行うものであって、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 構改 D 第 182 号農林水産事務次官依命通達）の第 6 に定める中山間地域広域連携整備促進計画に位置づけされたもの。

イ 中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 C 第 13 号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられたもの。

要件等について

- (1) 2 工種以上で、事業要件の受益面積に達すること。
- (2) 面事業については、受益戸数 2 戸以上。
- (3) 線事業については、末端 2 戸まで。
- (4) 小規模で公共事業の観点から公共性の少ないものは、県、市町村の単独事業等に対応する。

5 中山間地域総合整備事業関係

- (5) 効果算定は各路線で1以上必要である
- (6) 集落型事業のうち生産基盤型の場合、「活性化構想」の作成、それ以外は「農村振興基本計画」を作成すること
- (7) 該当地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により、改善措置が講じるよう指導を受けてないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること
- (8) 県営で集落型を実施する場合、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ア 事業内容がリゾート、観光、農村工業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること
 - イ 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること

農業基盤整備事業の受益地について

農業振興地域の農用地区域とする。

用地費の補助対象について

原則として、農業生産基盤に係る用地だが、共同減歩で用地を生み出す場合は、対象となりません。なお農村、生活環境整備では、農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、集落防災安全施設が対象となりますが、用地整備、農村公園、活性化施設の用地費は、対象となりません。

農道と集落道の区分について

集落道は、農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に応ずるもの。具体的な区分方法としては、

- ・農道は、農地沿い率 50%以上のもの。
- ・集落道は、農地沿い率が小さいもの。

農道整備事業

農道橋等の保全対策については、施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全のための更新整備や整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする

- (1) 都道府県道、市町村道に重複しない範囲で農業農村整備事業で造成された路線
- (2) 1 か所あたりの事業費が 40 万円以上

農業集落道事業

- (1) 道路法第 3 条第 1 号から第 3 号までに該当する道路及び幹線市町村道は対象外（それ以外の市町村道は道路法 24 条協議が必要）
- (2) 道路附帯施設（待避所、防護柵、照明施設等）は実施可能
- (3) 当該施設の整備において、高齢者・障害者の利用に資する整備、生態系保全に配慮した整備、防災に配慮した整備は実施可能。

営農飲雑用水施設整備事業

- (1) 受益戸数おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益は 2 戸以上とする。
- (2) 用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

5 中山間地域総合整備事業関係

- (3) 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする

農業集落排水施設整備事業

- (1) 河川法第 4 条及び第 5 条に規定する 1 級河川及び 2 級河川の改良は対象外
- (2) 土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象外

農業集落防災安全施設整備事業

- (1) 土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象外

用地整備事業

- (1) 用地整備事業の対象となる施設
 - ア 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
 - イ 地方公共団体等が事業主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために整備する公用・公共施設
(高齢者・障害者の利用に資する施設、防災対策上必要な施設等)

活性化施設整備事業

- (1) 農業・農村の活性化を図るための施設で、交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに付帯する駐車場等の施設整備
- (2) 廃校等の有効活用できる施設がある場合は、改築等積極的に検討すること。
- (3) 施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保

5 中山間地域総合整備事業関係

全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意するもの

地域農業活動拠点施設整備事業

- (1) 既存施設の有効利用を基本とし、必要最小限に止めるものとする
- (2) 建物の整備規模は延床面積で 500m² 以内とする
- (3) 中山間地域では実施できない（後述の集落基盤再編事業のみ）

集落環境管理施設整備事業

- (1) 整備する施設は、家畜排せつ物又は農産廃棄物等の処理・再利用等の施設及びこれらに附帯する施設とする
- (2) 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする

交流基盤整備事業

- (1) 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備を行う事業とする

情報基盤整備事業

- (1) 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設
- (2) 災害時の緊急通知を住民及び関係機関の間で相互の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

市民農園等整備事業

- (1) 市民農園又は集落農園の開設のために必要な用地、農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地の整備を行うもの

5 中山間地域総合整備事業関係

生態系保全施設等整備事業

- (1) 当該施設の整備に当たっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする

地域資源利活用施設整備事業

- (1) 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする
- (2) 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする

施設補強整備事業

- (1) 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする

施設環境整備事業

- (1) 当該施設の整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする

歴史的土壌改良施設保全整備事業

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫及び管理道及び駐車場を対象とする

5 中山間地域総合整備事業関係

施設集約整備事業

- (1) 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。
- (2) 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること
- (3) 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること

集落土地基盤整備事業

- (1) 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの

中山間地域農業農村総合整備事業

事業種類毎の留意事項は下表のとおりとします。

※本事業において、「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

区分	事業種類	留意事項
1 農業生産 基盤整備 事業	(1) 農業用 排水施 設整備事 業	高付加価値農業の営農に必要な用水、排水対策等及び総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転を実施できるものとする。なお、総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであることとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

	(2)農道整備事業	農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設の再編に必要なものであって、「農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業」と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。 ア 原則として、都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。 イ 1箇所当たりの事業費は 40 万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。
	(3)ほ場整備事業	自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。
	(4)農用地開発事業	－
	(5)農地防災事業	－
	(6)客土事業	－
	(7)暗渠排水事業	総合整備事業で実施する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

(8)農用地の改良又は保全事業	「農用地の改良」とは、床締め、土層改良、土壌改良等とし、「農地の改良又は保全事業」とは水食防止、風食防止、鳥獣被害防止等とする。粗放的管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。
(9)土地基盤の再編・整序化事業	以下の施設の整備を対象とする。 ア 用地整備事業 耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。 1) 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設 2) 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設 ② 耕作放棄地等に係る土地を森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。 イ 市民農園等整備事業 耕作放棄地等を①又は②に掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良又は保全のために必要な施設の整備であり、整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む。）、農園道、かん水施設、これに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。 ① 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の用に供する農用地 ② 集落農園の用に供する農用地

5 中山間地域総合整備事業関係

2 農村振興 環境整備事 業		ウ 生態系保全施設整備事業 耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巢ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。 ② 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。 エ 遊水池整備事業 耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地、土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。 ① 整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。 ② 「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。
	(10)埋蔵 文化財調 査事業	ほ場整備事業、農用地開発事業、客土事業、暗渠排水事業のいずれか又はこれと併せて行いことにより事業の効率が高められる農業用排水施設整備事業、農道整備事業、農地防災事業の区域で行う埋蔵文化財調査とする。
	(1)農業集 落道整備 事業	ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。 イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第24条の規定に基づく工事として実施するものとする。 また、総合整備事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市長村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

		ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。 エ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設、周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。 オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。 カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。
	(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。 イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。 ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。
	(3)農業集落防災安全施設整備事業	ア「農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設」の運用については、次に定めるとおりとする。 ①農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。 ②当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巣ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。 ③河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する一級河川及び二級河川に係る改良工事は、総合整備事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず一級河川又は二級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しが立った後に計画するものとする。 ④河川法の規定による準用河川に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する場合には、申請に際して都道府県知事を経由する段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間であらかじめ十分協議するものとする。 ⑤砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指

5 中山間地域総合整備事業関係

		定地、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条及び第４条に規定する地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条に規定され急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ばた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。 イ アの⑤に掲げる区域に係る農業集落の災害の防止と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ばた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。
(4)用地整備事業		次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。 ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、総合整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地 イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等の施設であって、総合整備事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地 ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条に規定する過疎地域持続的発展計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。） エ 市町村老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８及び老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第４６条の１８に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地 オ 防災対策上必要な施設、被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地 カ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
(5) 生産・ 販売・ 交流・ 農泊等施		施設の整備に当たっては、受益者は３者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。 ア 新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。 イ 廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

5 中山間地域総合整備事業関係

設整備事業	ウ 施設の主たる目的が地域の特色を活かした営農の確立及び生産性の向上、農業者の所得確保、地域の維持に関連するものとなるよう留意するものとする。 以下の施設の整備を対象とする。 ①活性化施設 ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。 イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。 ②農産物処理加工施設 農産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ③農産物集出荷貯蔵施設 農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物、フレコンラック方式、バラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ④新規就農者等技術習得管理施設 地域の特色を活かし、地域の所得確保に資する農産物の栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）及び座学等を行う研修施設、宿泊滞在施設等のほか、これらの附帯施設。 ⑤地域販売力強化施設 農産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT 関連）施設、販売促進施設（販売・貯蔵・食材提供用）施設等のほか、これらの附帯施設の整備。 ⑥交流施設 ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備。 イ 計画等※と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。 計画等とは、次のとおりとする。 （１）国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成１０年１２月１１日付け１０構改Ｄ第６９６号）第２に基づく計画をいう。） （２）農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成７年４月１日付け７農蚕第１８４０号農林水産事務次官依命通知）別表１の４の（３）のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）
-------	---

5 中山間地域総合整備事業関係

		(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画 ⑦農泊等施設 農作物の収穫等の農作業の体験、農業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備。
	(6)情報基盤施設整備事業	ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに係る情報の伝達に必要な通信線の整備とする。 イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。
	(7)農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	①高収益作物導入等施設整備 高収益作物の導入を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等のほか、これらの附帯施設の整備。高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設の定義は「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」実施要綱別記1による。補助対象基準は同要綱に準じる。 ②施設補強整備 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。 ③施設集約整備 以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。 ア 撤去を行う施設の所有者が、都道府県、市町村及び土地改良区等であること。 イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。 ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。 エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行わ

5 中山間地域総合整備事業関係

		れる見込みであること。 オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留工等であること。 ④施設環境整備 当該施設の整備にあつては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。 ⑤集落土地基盤整備事業 ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格に鑑み農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。 イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。
	(8)農村資源利活用推進施設整備事業	農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備。なお、農産廃棄物等の地域資源とは、地域に有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ゴミ等の有機性資源。 施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、施設の整備は次のとおりとする。 ア 地域資源を熱・電力に変換し農林水産省所管助成施設等のエネルギーを供給する施設 イ アに付随して市町村等が事業実施主体となって生活環境改善のために整備する教育・社会福祉施設及び地場産業振興施設等。
	(9)交換分合事業	

(3) 集落基盤再編・整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に行い、集落周辺の地域における農業生産性の向上を図ることを目的に事業を実施します。

事業の内容

事業内容は中山間地域総合整備事業「別表1 工種及び内容」とほぼ同様であるが、中山間地域だけでなく、平場も実施が可能。

補助事業

農山漁村地域整備交付金

(農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業型))

事業対象区域

- (1) 農村振興基本計画が作成されている区域であること。
- (2) 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。

事業主体

県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

5 中山間地域総合整備事業関係

補助率

【県営】 国 55%、県 30%、地元 15%

【団体営】 国 55%、県 20%、地元 25%

採択要件

- (1) 次のいずれかに該当する事業とする。
 - ア 農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を一体的に行う場合
 - イ 農村生活環境整備事業のみを実施する場合
 - ウ 中山間地域で事業を行う場合（中山間地域総合整備事業の採択要件参照）※なお、「活性化施設整備事業」及び「交流施設基盤整備事業」は対象外
- (2) ほ場整備を実施する場合は、受益地 20ha 以上とする
- (3) 歴史的土壌改良施設保全整備事業にあつては、当該施設が文化財法に基づき重要文化財に指定されており、支配面積が 20ha 以上であること
- (4) 市民農園等整備事業において、農用地区域以外の区域を対象として実施することが可能

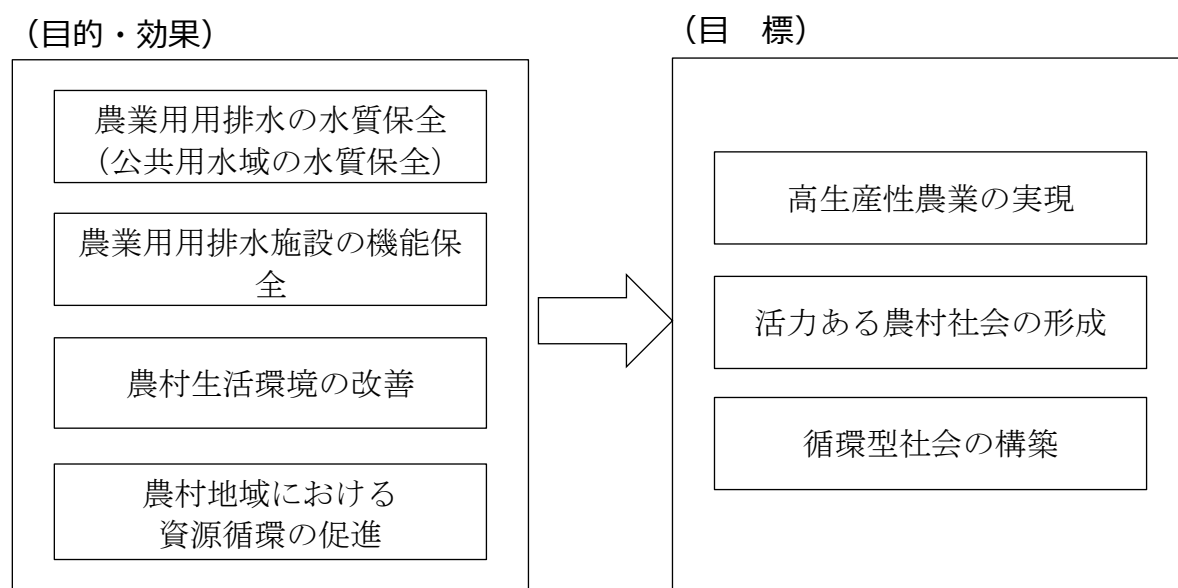
6 農村整備事業関係

(農業集落排水、農道)

（１）農業集落排水事業の仕組みを教えてください。

目 的

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水若しくは雨水を処理する施設又は、汚泥・処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設等の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することを目的としています。



実施 事業の種類

- （１）農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）
- （２）農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）
- （３）地方創生污水处理施設整備推進交付金

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

事業名	団体営	機能強化 (改築)
(1) 農山漁村地域整備交付金	○	○
(2) 農村整備事業	○	○
(3) 地方創生污水处理施設整備推進交付金	○	△

事業の要件及び内容

(1) 整備事業の要件

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）全域を対象
- 2) 受益戸数はおおむね 20 戸以上
- 3) 污水处理施設は、原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画。
- 4) し尿、生活雑排水等の污水、雨水（重金属等の有害物質を含む工場排水などは対象外。）
- 5) 改築

改築に要する費用が 200 万円以上で、次のいずれかの要件に該当する農業集落排水施設を対象とします。

ア 維持管理が適切に行われている施設であって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。

イ 供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水施設を取りまく条件、又は環境の変化が認められること。

- 6) 各事業の詳細については後段参照。

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

事業主体

市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合及び県等

負担割合

区分	国	県	市町村	備考
団体営	50%	3%	47%	H24 以降採択地区 (機能強化も含む)
	50%	0%	50%	R2 以降採択地区の 機能強化
	50%	6%	44%	〃 水質保全型 * 1)
	50%	37.5%	12.5%	〃 富栄養防止型 * 2)

- * 1) 「福島県水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例」による上乗せ区域及び 5 町村以上にまたがる農業用水の受益地を有するダム湖に流入する河川の集水域で実施する地区で一定要件を備えた場合。
- * 2) 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の適用を受ける区域で実施する地区の施設整備のうち高度処理施設（窒素、リン対応）の整備に係る経費について適用。

地方財政措置

農業集落排水施設等の整備に係る地方公共団体負担については、下水道事業債（起債充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 49%）を適用することができます。

広域化・共同化に要する施設整備については、元利償還金に対する交付税措置率が 56%となり、広域化・共同化計画に基づき実施される事業であることが要件となります。

（２）農業集落排水事業と下水道事業等との関係について
教えてください。

農業集落排水事業と下水道事業等の内容

農業集落排水事業整備計画の作成段階において下水道事業等の整備計画、整備区域やその他の地域計画との調和に配慮することが重要です。

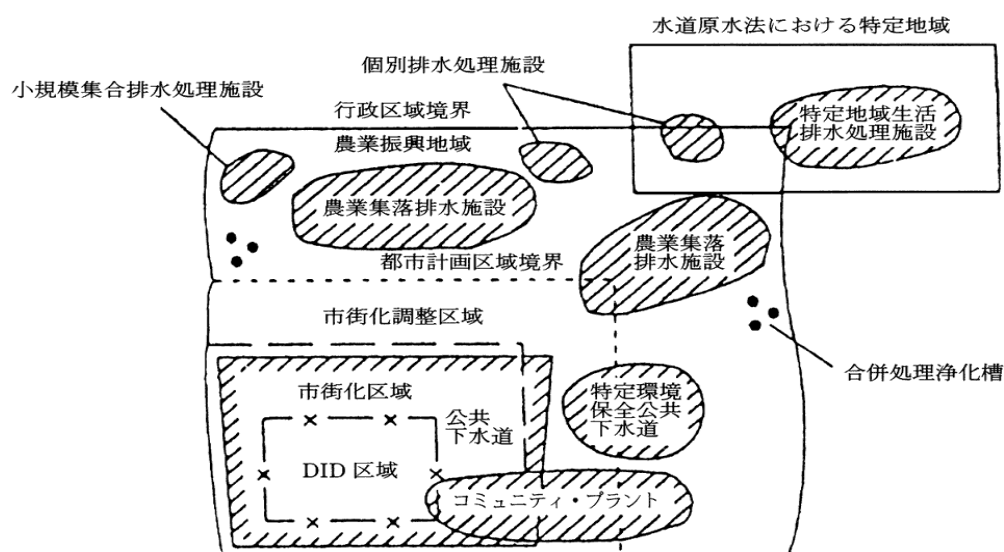
さらに、集排事業を実施するに当たって、次のような場合には市町村及び都道府県の下水道事業部局と協議調整を行う必要があります。

- （１）農業集落排水施設の整備を処理対象人口 1,000 人以上で計画・施行しようとする場合
- （２）都市計画区域内で農業集落排水施設の整備を実施しようとする場合
- （３）その他必要があると認められる場合

農業集落排水施設の整備は原則として処理対象人口がおおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位とし計画・施行することになっています。ただし、この要件は、絶対的なものではないので、農業集落排水施設整備のマスタープランである農業集落排水整備計画に即して事業規模を決定し、地域の一体性を無視し、無理な地域の分割などを行った計画が樹立されないように十分留意してください。

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

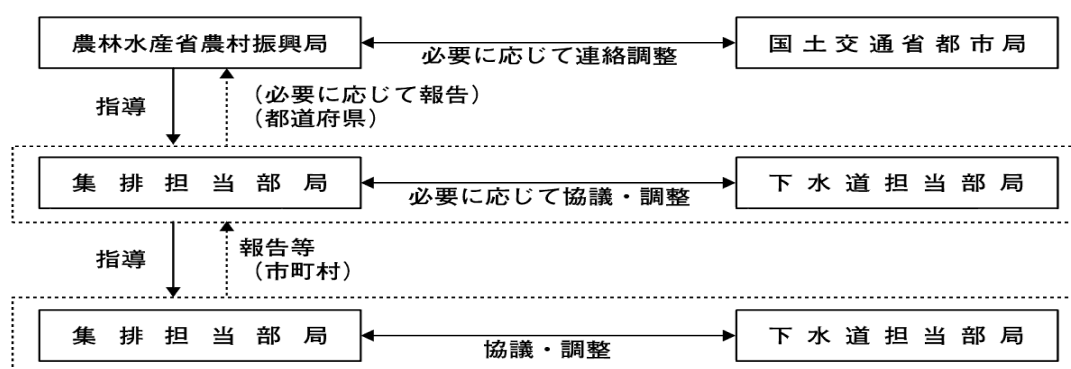
農業集落排水事業と他事業の関係図



※ 農業振興地域と一体的に整備する必要がある場合には同地域以外の区域でも実施出来ます。

農業集落排水施設 (農林水産省)	おおむね 1,000 人以下（1,000 人以上でも所要の協議により実施可能）
特定環境保全公共下水道 (国土交通省)	1,000 人～10,000 人主として市街地に準ずるような農村・漁村に限られる。（40 人／ha 以上）
コミュニティ・プラント (環境省)	101 人以上 30,000 人以下

協議システム



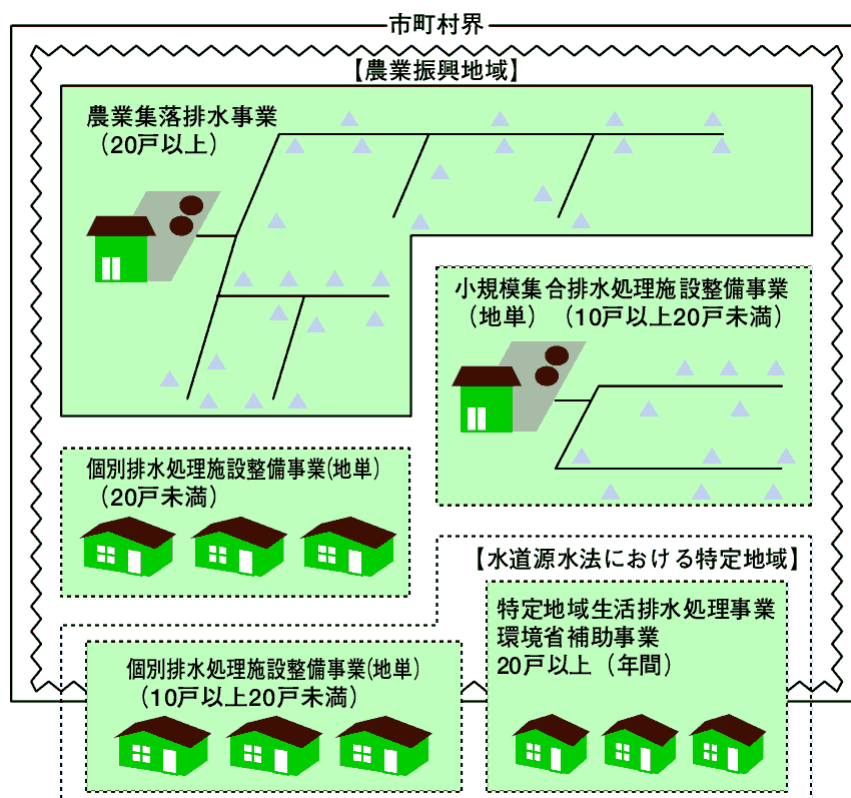
（市町村段階における協議・調整は整備計画策定段階、事業計画策定段階において以下の事項について行うものとする）

- （１）整備区域
- （２）処理対象人口
- （３）その他必要な事項

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

農業振興地域における生活排水処理施設整備事業内容

農業振興地域における生活排水処理施設のより一層の整備促進と農業集落排水事業の効率的かつ計画的な推進を図る観点から、農業集落排水事業の対象とならないような10戸以上20戸未満の小規模な集合処理施設の整備を図る小規模集合排水処理施設整備事業や農業集落排水事業等の集合処理区域の周辺部において個別排水処理施設の整備を行うため、個別排水処理施設整備事業を地方単独事業として実施できます。



（３）農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）の仕組みを教えてください。

農業集落排水事業（機能強化）

（１）機能強化事業の内容

農業集落排水施設が、長期にわたり安定した能力を発揮するためには、施設の稼働状況及び経年変化に対応し、処理施設等について更新・改造工事を実施しなければなりません。

農業集落排水施設の更新・改造工事にあたっては、要件が満たされれば必要と認められる工事について、「農業集落排水事業（機能強化）」により国庫補助事業として実施することができます。

（２）機能強化事業の要件

最適整備構想が策定されており改築に要する費用が 200 万円以上で、次のいずれかの条件を満足している農業集落排水施設が対象となります。

ア 維持管理が適切に行われている施設であって、原則として供用開始後 7 年以上経過していること。

イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること。

（３）補助率

国 50%

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

農業集落排水事業（調査及び計画）

（１）調査・計画の内容

供用を開始している農業集落排水施設について、施設の稼働状況、施設の機能、管理状況に基づき更新・改造の要否、更新・改造のための方法等についての調査診断、事業計画策定を実施する場合、必要と認める費用について国庫補助の対象となります。※効果算定の実施不可

（２）調査・計画の要件

適正なる管理運用がなされ、供用されている農業集落排水施設のうち、安定した施設能力確保のために、施設の更新・改造の要否、更新・改造の方法等について調査診断が必要な施設

（３）補助率

国 ５０％

農業集落排水事業（最適整備構想）

（１）最適整備構想の内容

農業集落排水施設の更新・改造にあたっては当該施設の機能を止めることが出来ないため、施設の状況等を診断調査し、当該施設の更新時期や更新方法などの方策を事前に決定しておくことが必要です。

このため、供用を開始している農業集落排水施設について、施設の稼働状況、施設の機能、管理状況に基づき施設の劣化状況を調べる機能診断、機能診断に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定める最適整備構想の策定の費用について国庫補助の対象となります。

（２）最適整備構想の要件

- ・ 適正なる管理運用がなされ、既存施設を有効に活用すると認められるもの。
- ・ 機能向上を主たる目的としないもの。
- ・ 当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

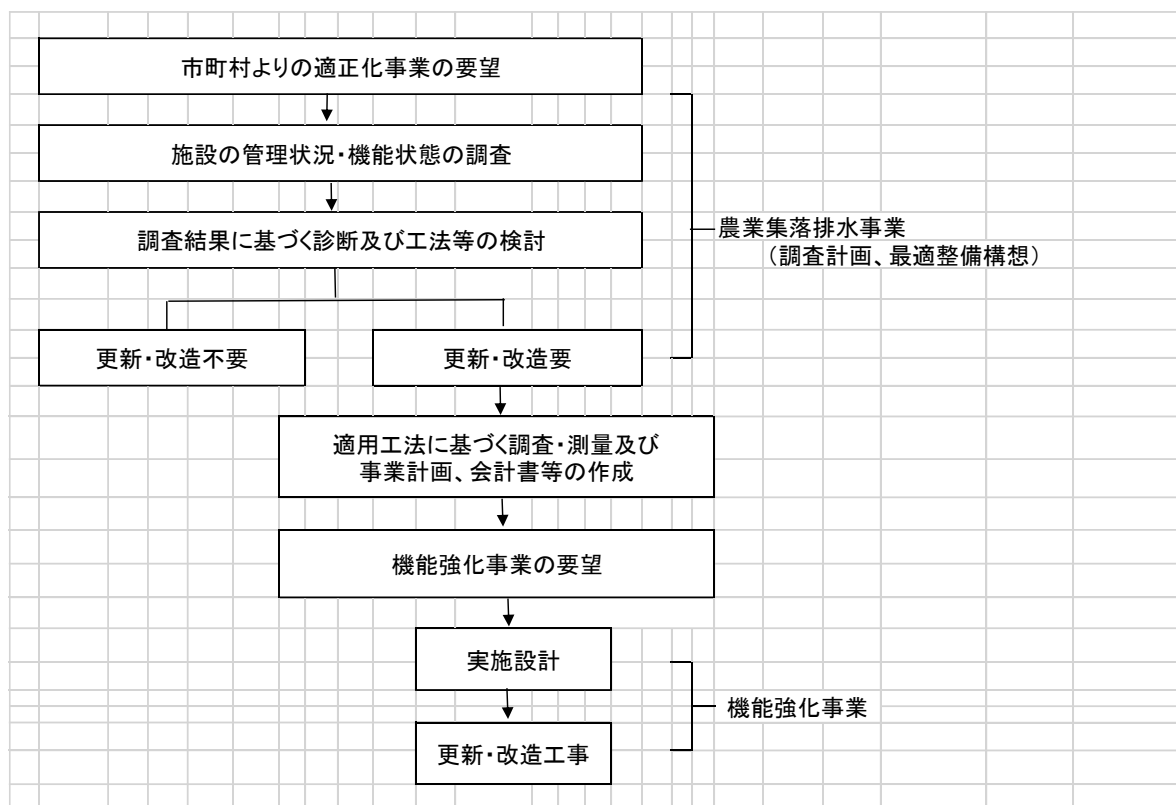
6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

（３）補助率

国定額補助

- ・機能診断調査： 1 処理区当たり 200 万円
- ・最適整備構想策定：処理区数×100万円+200万円
(上限 800 万円まで)

調査診断・最適整備構想から更新・改造工事までの流れ



（４）農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)の仕組みを教えてください。

目 的

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う。

事業の要件及び内容

（１）事業の実施区域

主として、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内的の区域とする。

（２）農村インフラ整備計画

農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等を記載した農村インフラ整備計画を作成するものとする。

（３）農業集落排水施設整備事業

１）強靱化型

既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去を行う。

２）高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

3）調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。※効果算定の実施可。

（4）計画策定等事業

1）維持管理適正化計画

既存の農業集落排水施設の調査結果を基に施設再編・集約、施設規模又は汚水処理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理の効率化・適正化等を目的として、ハード事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術検討結果をとりまとめたもの。

検討項目	内容
①再編・集約	下水道への接続や集排同士の統廃合等
②施設規模・処理方式の適正化	人口増減や処理状況に応じた規模の適正化や処理方式の切替等
③省エネ技術等の新技術導入	省エネ機器・技術、遠方監視システムの導入等
④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針	平時から大規模災害を想定して、農業集落排水施設に係る大規模災害時の初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興等
⑤その他	(例)PPP/PFIの導入判断、汚泥の共同処理、新規汚水受入、ディスポーザ導入等

2）最適整備構想

既設の農業集落排水施設の機能診断調査結果を基に必要な保全対策等を市町村ごとに取りまとめたもの。

3）最適整備構想と維持管理適正化計画の関係について

最適整備構想が現況施設の劣化状況に応じて保全対策する場合の費用を算定しているのに対し、維持管理適正化計画は維持管理の効率化・適正化に向けて、①施設の再編・集約、②処理規模・方式の適正化、③省エネ等新技術

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

の導入、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針等を検討するものである。

両構想・計画は農業集落排水事業を行うための車の両輪であるが、最適整備構想が将来に亘る長期的な保全対策を実施していく中心となることから、維持管理適正化計画の整備内容等については、最適整備構想の見直し等の適切なタイミングで維持管理適正化計画の内容を必要に応じて反映するものとする。

なお、維持管理適正化計画については、技術進歩の状況を踏まえて、新たな効率化・適正化に向けて、更なる検討をすることが必要である。

区分	農業集落排水施設整備事業			計画策定等事業	
	ハード対策		ソフト対策		
	強靱化型	高度化型	調査計画策定	維持管理適正化計画	最適整備構想
事業内容	農業集落排水施設の目的達成のために必要な改築又は撤去	維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む整備、改築又は撤去	施設整備に必要な調査・事業計画の策定	施設の再編・集約、規模・処理方式の適正化、省エネ技術の導入等の維持管理適正化対策、大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針をとりまとめた計画の策定	最適整備構想の策定及び必要な機能診断
事業要件	・最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、改築費 200 万円以上 ・適切な維持管理と供用後 7 年以上 ・PFI・公営企業会計の適用検討等		ハード対策の事業要件を満たすもの	事業費 200 万円以上	ハード対策の事業要件を満たすものの
	・定住人口 500 人以上 ・浸水想定区域内 ・処理区内に防災拠点 ・施設の再編・集約を行うもの	維持管理の効率化・適正化に向けた省エネや管理システムの新技術導入等			
補助率	定率（50%）			定額（上限額なし）	

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業法人等

負担割合

区分	国	県	市町村	備考
農業集落排水施設整備事業				
強靱化型	50%	0%	50%	改築又は撤去
高度化型	50%	0%	50%	整備、改築又は撤去
調査計画策定	50%	0%	50%	事業計画の策定（注1）
計画策定等事業	100%	0%	0%	維持管理適正化計画・ 最適整備構想

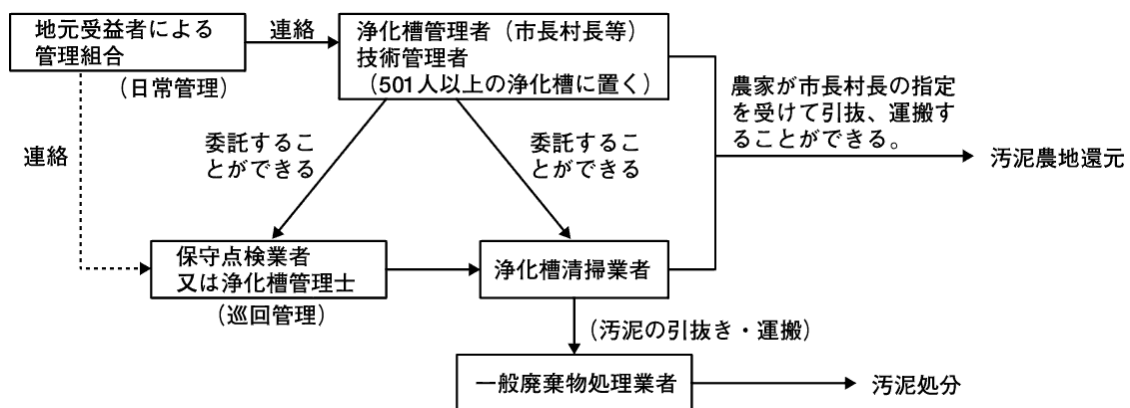
（注1）施設の整備・更新にあたり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合には、国費について定額補助。ただし、令和12年度までのいずれかの年度を目標年度と定めること。

（５）農業集落排水施設の維持管理について教えてください。

維持管理の基本

農業集落排水施設は、恒久的な施設であり良好な処理水質を確保するため、市町村において維持管理が実施されるほか、地域のコミュニティーの場として清掃などの日常管理が行われる施設です。また、農業集落排水施設は、浄化槽法の適用を受けることとなりますので、保守点検等の施設の維持管理は本法に基づき適正に実施する必要があります。

維持管理体制と法規則の関係図



浄化槽法では、浄化槽管理者の義務として、

- 1) 浄化槽の保守点検及び清掃を、法令で定める技術上の基準に従って行わなければならないこと
- 2) この業務を担当させるための技術管理者を置かなければならないこと（処理対象人員 501 人以上の施設）
- 3) 指定検査機関による毎年 1 回の水質検査（定期検査）及び使用開始後から 3 か月を経過した日より 5 か月以内に水質検査を受けなければならないこと等が定められています。

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

浄化槽法に基づく水質検査

浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく水質に関する検査項目と方法は、厚生省生活衛生局水道環境部長通知に規定されており、その内容は表 1 に示す通りです。

第 7 条

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第 11 条

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

表 1 浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく水質に関する検査

項目	設置後等の 水質検査 (7 条検査)	定期検査 (11 条検査)	検査方法等
(1)外観検査			
設置状況	○	○	
設備の稼働状況	○	○	
水の流れ方の状況	○	○	
使用の状況	○	○	
悪臭の発生状況	○	○	
消毒の実施状況	○	○	
か、はえ等の	○	○	

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

	発生状況			
	項目	設置後等の 水質検査 (7条検査)	定期検査 (11条検査)	検査方法等
(2)水質検査				
	水素イオン濃度 (pH)	○	○	比色法 or ガラス電極法
	汚泥沈殿率(SV)	○		容量 1 L、内径 6.5cm のメスシリンダーを使用
	溶存酸素量(DO)	○	○	溶存酸素計
	透視度	○	○	JIS K0102-9
	塩素イオン濃度	○		硝酸銀滴定法 or イオン電極法
	残留塩素濃度	○	○	OT 法 or DPD 法
	生物化学的酸素要 求量(BOD)	○	○	JIS K0102-21
(3)書類検査		○	○	

（６）地方創生污水处理施設整備推進交付金制度について

教えてください。

目的

この制度は、「地域再生のための基本指針」（平成 15 年 12 月 19 日地域再生本部決定）、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（平成 16 年 5 月 27 日地域再生本部決定）等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の污水处理施設の整備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とした制度で、効率的な污水处理施設の普及促進を図ることを目的としています。

制度の概要

「地域再生計画」に基づいて、各省所管の污水处理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「地方創生污水处理施設整備推進交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度です。本制度の適用を受けるにあたっての具体的な要件は以下のとおりです。

（１）対象となる市町村

「地域再生計画」を策定し、「地域再生計画」の目標を達成するために必要な事業として、「污水处理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村が対象となります。

（２）制度の要件

- １） 同一の市町村で所管を跨った２種以上の施設を計画期間中（５カ年）に実施するもので、施設の整備により污水处理の普及促進を図るものです。
- ２） 対象区域は、「地域再生計画」の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていることです。

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

3) 事業実施による効果が明確であることです。

(3) 対象施設

対象とする施設は、新設する施設で污水处理人口普及率の向上につながる以下の污水处理施設とします。

1) 農業集落排水施設、漁業集落排水施設（以下「集落排水施設」）【農林水産省】

2) 公共下水道【国土交通省】

3) 浄化槽【環境省】

(4) 交付金の交付

市町村が策定した「地域再生計画」を国が認定した場合、その計画に基づき、年度ごとに交付金を交付します。

(5) 交付限度額の算定

対象施設ごとに、現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定します。

(6) 本制度の特徴

1) 省庁を超えて、污水处理の普及を連携して推進

ア 一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進します。

イ 個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき5年分一括して認定します。

2) 地方の自主裁量性の尊重

ア 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映させます。

イ 計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能です。

3) 成果主義的な政策への転換

ア 市町村の自主性・裁量性を高めるとともに、自ら污水处理の普及

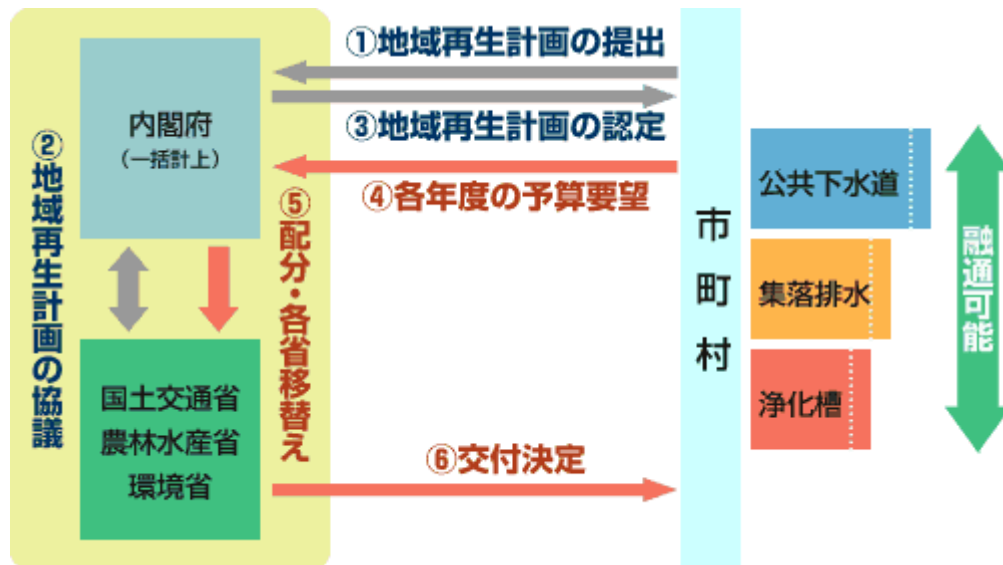
6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

に係る具体的目標を設定します。

イ 成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価します。

目標の例：污水处理施設の整備による生活環境の改善

指標の例：污水处理人口普及率、放流水質など



国交付金の流れ

- (1) 国の負担分 50%は、交付金として農林水産省より各市町村に直接交付されます。
- (2) 交付要領に基づき、県は国交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうかを審査します。

（７）農村整備事業（農道）の仕組みについて教えてください。

事業の目的

基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化や、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の農村インフラの高度化を支援します。

事業内容

（１）強靱化型

基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等した跨道橋・跨線橋等の点検・保全、耐震対策、撤去等。

（２）高度化型

農業生産性を向上する大型農機・トラック・自動走行農機等が導入可能な農道の拡幅等の改良。

採択要件

【強靱化型】

個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」を策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

- （１）受益面積がおおむね 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) で全幅員がおおむね 4m 以上（振興山村等においては 3m 以上）
- （２）災害対策基本法に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの
- （３）主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの
- （４）施設の再編・集約を行うもの

6 農村整備事業関係（農業集落排水、農道）

- （５）総事業費が３千万円以上であること（上記（２）（３）（４）については８００万円以上）

【高度化型】

事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

- （１）総事業費が３千万円以上であること。

事業主体

市町村及び団体

留意事項

- ・ 既設の農道とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線をいう。
- ・ 集落道とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、要綱第 3 の 3 に定める地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。
- ・ 本事業を実施する場合、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約・災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等を定めた農村インフラ整備計画を作成すること
- ・ 強靱化型を実施する場合、市町村は当該道路の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について定めた強靱化方針を作成すること。
- ・ 高度化型を実施する場合、市町村は当該道路の整備方針や、関連する農業生産基盤等について定めた高度化方針を作成すること。

7 農地防災事業関係

(1) 農地防災事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

農地防災事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するとともに、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

事業の種類

農地防災事業には、以下の補助事業があります。

- ・農村地域防災減災事業
- ・農山漁村地域整備交付金（農地防災事業）
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）
- ・福島再生加速化交付金（農地防災事業）

※各補助事業によって事業名称が異なる場合がありますが、事業内容は、ほぼ同様となっております。

（例：農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）

≡ 農山漁村地域整備交付金（農地防災事業（ため池等整備事業）
（用排水施設整備工事）））

※本誌では農村地域防災減災事業について後述しております。

留意事項

(1) 農地防災事業は、農地、農業用施設や、農村地域の自然災害の発生を未然に防止する目的で行うため、公共・公益性の高い事業です。

7 農地防災事業関係

- (2) 計画の樹立にあたっては、防災対策を目的とした緊急性のある事業であることから、事業の効果早期発現を重点に検討してください。
- (3) 農村地域防災減災事業における中山間地域とは、特例地域の指定が当該市町村の一部にあれば、その市町村全体が中山間地域になります。

●農村地域防災減災事業の事業種類

区分	事業区分	事業種類	事業内容
I 調査 計画 事業	1.調査計画事業	(1)農村地域防災減災総合計画策定等 ①農村地域防災減災総合計画等策定 ②安全度評価 ③防災情報管理システム整備計画策定 ④地域危機管理整備計画策定 ⑤地域排水機能強化計画策定 (2)ため池緊急防災対策情報整備	(1)地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等 (2)下流域に被害を及ぼす恐れのあるため池を対象に、計画的に防災対策を進めるための調査等
II 整備 事業	1.用排水施設等整備	(1)防災ダム整備事業 (2)ため池整備事業 ①ため池整備事業 ②防災重点農業用ため池緊急整備事業 (3)用排水施設等整備事業	(1)洪水調節用のダムの整備 (2)ため池の整備等 ①災害発生のおそれのあるため池の整備や廃止、水質改善工事等 ②防災重点農業用ため池の整備等 (3)災害発生のおそれのある用排水施設や湛水防除施設等の整備

7 農地防災事業関係

Ⅱ 整備 事業	1.用排水 施設等整 備	(4)農地保全整備事業 (5)地域防災機能増進事業 (6)特定農業用管水路等特別対策事業 (7)農業用河川工作物等応急対策事業 (8)水質保全対策事業 (9)公害防除特別土地改良事業 (10)地すべり対策事業 ①地すべり防止工事 ②ぼた山崩壊防止工事 ③関連事業 ④地すべり防止施設長寿命化対策工事	(4)農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備 (5)地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備 (6)石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等 (7)災害発生のおそれのある農業用河川工作物の整備等 (8)水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等 (9)農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等 (10)地すべり防止施設の整備や長寿命化対策工事、ぼた山崩壊防止施設の整備等。
------------------------	-----------------------------	--	---

7 農地防災事業関係

		(11)水利施設管理強化事業（特別型）	(11)ため池の低水管理や、遠隔監視システムの通信費等に係る費用の補助
	2.災害管理施設等整備	(1)農業用施設等災害管理対策事業 (2)農村防災施設整備事業 (3)農業水利施設危機管理対策事業	(1)防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (2)災害発生の危険が高い地域における農村防災施設等の整備 (3)農業水利施設における安全対策を実施
Ⅲ 体制 整備 事業	1.ため池緊急防災体制整備促進事業	ため池緊急防災体制整備促進事業	ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等
	2.ため池群管理体制整備事業	ため池群管理体制整備事業	複数のため池を対象に行う管理体制の見直し

(2) 調査計画事業について教えてください。

事業の種類

1 農村地域防災減災総合計画等策定

地域・施設の諸条件について調査し、農村地域防災減災総合計画書又は農村地域防災減災推進計画書を策定。（防災減災事業を実施する際に必要）

2 安全度評価

農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うための農村災害対策整備計画を作成。

3 防災情報管理システム整備計画策定

地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、防災情報管理システム整備計画を作成。

4 地域危機管理整備計画策定

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、地域危機管理整備計画を作成。

7 農地防災事業関係

5 ため池緊急防災対策情報整備

人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備するもの。

(3) 防災ダム整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

洪水による農地、農作物および農業用施設の被害を未然に防止するため、洪水調節用のダムの新設又は改修及び関連整備を行います。

事業の工種区分

洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

実施要件

- (1) 防災受益面積がおおむね 100ha 以上のもの。（特例地域は 70ha 以上）
- (2) 計画年度の前年度からおおむね過去 10 ヶ年間に洪水により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づいた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。
- (3) 将来における洪水発生により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。
- (4) 事業効果のうち、農業関係効果が 50%以上であること。

事業主体

県

事業費負担

国 55% : 県 39% : 地元 6%

留意事項

- (1) 水利権、土地その他権利、協議関係が調整されること。
- (2) 他事業と共同で実施する場合は調整が取れること。
- (3) 過去 10 か年間以上の洪水被害を調査しなければなりません。
- (4) 土地利用状況を水田、普通畑、樹園地等に把握するとともに土地利用計画について都市計画法及び農振法による区分を明らかにする必要がある。
- (5) 河川改修した場合との比較で経済的であることが必要。

(4) ため池整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

1 ため池整備事業

ため池整備事業は災害発生のおそれのあるため池の整備等を実施します。

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池とは、ため池が決壊した場合に浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれがあるため池で、本県では約1400箇所のため池を指定しており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の有効期間（令和13年3月まで）に、改修等が必要な防災重点農業用ため池のハード対策やソフト対策を集中的かつ計画的に実施します。

事業工種

1 ため池整備事業

(1) ため池総合整備工事

①地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設等の新設若しくは改修や、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修等。

②一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の改修等

7 農地防災事業関係

③長寿命化型

施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

(2) ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修等

採択要件

工種	大規模	小規模
ため池 総合整備 工事 (地 震・豪 雨対策 型)	防災重点農業用ため池又は決壊により農用地に被害を与えるため池で次のいずれかに該当すること ・ 防災受益面積 70ha 以上 （特例地域は 30ha 以上） かつ受益面積 40ha 以上 ・ 防災受益面積 7ha 以上 かつ受益面積 2ha 以上 想定被害額（農外）が 3 億円以上	防災重点農業用ため池又は決壊により農用地に被害を与えるため池で次に該当すること ・ 防災受益面積 7ha 又は想定被害額（農外）が 4,000 万円以上 かつ、受益面積 2ha 以上 ・ 総事業費 800 万円以上

7 農地防災事業関係

ため池 総合整備 工事 (一般 整備 型)	県が行うため池の廃止以外の事業 で次に該当すること ・ 受益面積が 100ha 以上 (70ha 以上) ・ 総事業費が 8,000 万円以上 (3,000 万円以上) ・ ため池の水質浄化に係るものについて、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が 3,500 万円以上のもの ・ 堤高 10m 以上 又は貯水量 10 万m^3以上 (5 万m^3以上) ・ 想定被害額 1 億円以上 (5,000 万円以上) かつ想定被害額（農外） 5,000 万円以上 更に住民生命危機予測 100 名以上 (住民生命危機予測されるもの) ※括弧内は中山間地域の場合 中山間地域とされる区域を含む 市町村が該当	ため池の廃止以外の事業で次に該当すること ・ 受益面積は 2ha 以上 ・ 総事業費が 800 万円以上
--	--	--

7 農地防災事業関係

ため池 群整備 工事	・ 防災重点農業用ため池を含み一体的に整備する必要がある、かつ、同一の管理下にあるもの ・ 以下のいずれかに該当する2か所以上のため池。 (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能の向上。 (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能の向上。 (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ・ 受益面積が80ha以上 ・ 防災受益面積200ha以上又は(特例地域は140ha以上) 想定被害額(農外)が10億円以上(特例地域は想定被害額7億円以上)	・ 防災重点農業用ため池を含み一体的に整備する必要がある、かつ、同一の管理下にあるもの ・ 以下のいずれかに該当する2か所以上のため池。 (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能の向上。 (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能の向上。 (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ・ 受益面積が10ha以上 ・ 防災受益面積20ha以上又は(特例地域は14ha以上) 想定被害額(農外)が1億円以上(特例地域は想定被害額7,000万円以上)
------------------	--	---

◆その他要件等

(1) ため池改修の判定

ため池改修にあたっては、適切な調査を行い、ため池改修の必要性を次の事項から判断すること。(数値はあくまで検討の指標であり、この限りではない)

①堤体等からの漏水

- 満水位における堤体からの漏水量が堤長100mあたり60ℓ/min以上
- 貯水能力が低下し利水上支障となっている
- 貯水位一定の場合の漏水量変化が1か月に10%以上増加

7 農地防災事業関係

②堤体のクラック及び変形

堤体断面が当初に比べ 5%以上の変形がある場合

③堤体の余裕高不足

④堤体断面形の変状

⑤浸潤線位置

⑥洪水吐の機能低下または通水断面不足

⑦取水施設の機能低下

⑧安全管理施設の機能低下または不備

⑨堤体の安定度

(2) 農地等の洪水調節機能発揮のための整備（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）で実施可能）

防災ため池工事と併せ行う農地等の洪水調節機能発揮のための整備は、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上である下記施設を整備するものである。

①対象農地の排水先にある排水施設

②対象農地の排水先にある排水施設を兼ねる農道

③対象農地の関連整備

(3) ため池の廃止（ため池総合整備工事（一般整備型）、ため池群整備工事で実施可能）

ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するものとする。

①ため池の貯水量の合計が1,000m³以上

②埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること

③事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること

④従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの

(4) ため池のしゅんせつ工事

ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のい

7 農地防災事業関係

いずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。

- ①貯水量に対する堆砂率が10%以上のもの
- ②放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
- ③流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量が10万 m^3 以上30万 m^3 未満、堤高が10m以上のものであって、堆砂量が3万 m^3 以上のもの
- ④池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積が1,000 m^2 以上のもの

事業主体

- ・県及び市町村

ただし、事業工種の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く）、(3)の事業にあつては、県及び団体とする。

負担割合

県営事業

工種	大規模			小規模		
	国(%)	県(%)	市町村及び農家(%)	国(%)	県(%)	市町村及び農家(%)
地震・豪雨対策型	55	34	11	50 (55)	34 (〃)	16 (11)
一般整備型	55	28	17	50 (55)	29 (〃)	21 (16)

7 農地防災事業関係

ため池 群整備 工事	55	未	未	50	未	未
------------------	----	---	---	----	---	---

※括弧は5法指定地域の場合

5法指定地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村区域、特別豪雪地帯、指定棚田区域。※当県で実施したことのない事業については補助率未定。

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

(1) ハード対策

①ため池総合整備工事

ア 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修等

イ 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の改修等

②ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修等

(2) ソフト対策

上記1の必要性についての判断に資する目的で実施する調査等のソフト対策が実施できます。

- ・ため池の劣化状況評価
- ・ため池の豪雨耐性評価
- ・ため池の地震耐性評価

7 農地防災事業関係

- ・その他（ため池工事の実施計画の策定や、防災対策推進のための調査等）

採択要件

工種	大規模	小規模
ため池 総合整備 工事 (地 震・豪 雨対策 型)	防災重点農業用ため池で次のいずれかに該当すること ・ 防災受益面積 70ha 以上 (特例地域は 30ha 以上) - かつ受益面積 40ha 以上 ・ 防災受益面積 7ha 以上 かつ受益面積 2ha 以上 - 想定被害額（農外）が 3 億円以上	防災重点農業用ため池で次に該当すること ・ 防災受益面積 7ha 又は想定被害額（農外）が 4,000 万円以上 - かつ、受益面積 2ha 以上 ・ 総事業費 4,000 万円以上
ため池 総合整備 工事 (一般 整備 型)	県が行うため池の廃止以外の事業で次に該当すること ・ 受益面積が 100ha 以上 (70ha 以上) ・ 総事業費が 8,000 万円以上 (4,000 万円以上) ・ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が 4,000 万円以上のもの ・ 堤高 10m 以上 又は貯水量 10 万m^3以上	ため池の廃止以外の事業で次に該当すること ・ 受益面積は 2ha 以上 ・ 総事業費が 4,000 万円以上

7 農地防災事業関係

	(5 万m³以上) ・ 想定被害額 1 億円以上 (5,000 万円以上) かつ想定被害額 (農外) 5,000 万円以上 更に住民生命危機予測 100 名以上 (住民の生命の危機が予測されるもの) ※括弧内は中山間地域の場合 中山間地域とされる区域を含む市町村が該当	
ため池 群整備 工事	・ 複数の防災重点農業用ため池を含み一体的に整備する必要がある、かつ、同一の管理下にあるもの ・ 以下のいずれかに該当する 2 か所以上のため池。 (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能の向上。 (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能の向上。 (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ・ 受益面積が 80ha 以上	・ 複数の防災重点農業用ため池を含み一体的に整備する必要がある、かつ、同一の管理下にあるもの ・ 以下のいずれかに該当する 2 か所以上のため池。 (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能の向上。 (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能の向上。 (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 ・ 受益面積が 10ha 以上

7 農地防災事業関係

	・ 防災受益面積 200ha 以上又は（特例地域は 140ha 以上） - 想定被害額（農外）が 10 億円以上（特例地域は想定被害額 7 億円以上）	・ 防災受益面積 20ha 以上又は（特例地域は 14ha 以上） - 想定被害額（農外）が 1 億円以上（特例地域は想定被害額 7,000 万円以上）
--	--	---

◆その他要件等

（１）ため池改修の判定

ため池改修にあたっては、適切な調査を行い、ため池改修の必要性を次の事項から判断すること。（数値はあくまで検討の指標であり、この限りではない）

①堤体等からの漏水

- a. 満水位における堤体からの漏水量が堤長 100mあたり 60 ℓ /min 以上
- b. 貯水能力が低下し利水上支障となっている
- c. 貯水位一定の場合の漏水量変化が 1 か月に 10%以上増加

②堤体のクラック及び変形

堤体断面が当初に比べ 5%以上の変形がある場合

③堤体の余裕高不足

④堤体断面形の変状

⑤浸潤線位置

⑥洪水吐の機能低下または通水断面不足

⑦取水施設の機能低下

⑧安全管理施設の機能低下または不備

⑨堤体の安定度

（２）農地等の洪水調節機能発揮のための整備（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）で実施可能）

防災ため池工事と併せ行う農地等の洪水調節機能発揮のための整備は、対策の対象となる農地面積が 10ha 以上である下記施設を整備するものである。

7 農地防災事業関係

- ①対象農地の排水先にある排水施設
- ②対象農地の排水先にある排水施設を兼ねる農道
- ③対象農地の関連整備

(3) ため池の廃止（ため池総合整備工事（一般整備型）、ため池群整備工事で実施可能）

ため池の廃止は、災害発生防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するものとする。

- ①ため池の貯水量の合計が1,000m³以上
- ②埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること
- ③事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること
- ④従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの

(4) ため池のしゅんせつ工事

ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。

- ①貯水量に対する堆砂率が10%以上のもの
- ②放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
- ③流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量が10万m³以上30万m³未満、堤高が10m以上のものであって、堆砂量が3万m³以上のもの
- ④池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積が1,000m²以上のもの

(5) 段階的整備

防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されている場合、洪水吐の洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して

7 農地防災事業関係

実施できる。

負担割合

県営事業

1 上記事業の種類1の事業

工種	大規模			小規模		
	国(%)	県(%)	市町村(%)	国(%)	県(%)	市町村(%)
地震・豪雨対策型	55	34	11	50 (55)	34 (〃)	16 (11)
一般整備型	55	34	11	50 (55)	34 (〃)	16 (11)
ため池群整備工事	55	未	未	50	未	未

※括弧は5法指定地域の場合

5法指定地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村区域、特別豪雪地帯、指定棚田区域。

※緊急性が高いものについては、国庫補助率55%

※当県で実施したことのない事業については補助率未定。

2 上記事業の種類2の事業 国費定額

事業主体

・県及び市町村

ただし、事業工種の1の(1)イ(ため池の廃止に係るものを除く)、2の事業にあつては、県及び団体とする。

(5) 用排水施設等整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

施設の築造後、自然的、社会的条件変化（開発等）により脆弱した施設が自己施設の被害のみならず、農地、農業用施設、公共施設等にも被害を与える恐れのあるものについて、その施設の補強、改修を行い災害の発生を未然に防止することを目的としています。

事業工種

1 湛水防除事業

(1) 排水施設整備対策工事

①排水施設整備工事

湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機等の新設又は改修

②排水管理施設整備工事

排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修

③湛水防除施設改修工事

①により整備された農業用排水施設が機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある場合、被害発生を防止するために行う当該施設の変更

(2) クリーク防災機能保全対策工事

クリーク（農業用の水路網）の密度またはクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために行う排水施設の新設・改修等

7 農地防災事業関係

2 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

3 用排水施設整備事業

- (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設等の新設・変更等
- (2) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する洪水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設・変更
- (3) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土砂崩壊防止工事、水抜工等
- (4) 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う湖岸堤防工事

4 鉍毒対策事業

いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設・改修等

事業主体

県または団体

(クリーク防災機能保全対策工事及び地盤沈下対策事業は県に限る)

採択要件

1 湛水防除事業

(1) 排水施設整備対策工事

①排水施設整備工事

次のいずれかに該当する地区

- ・排水改良事業実施後、耐用年数以内に立地条件の変化のため排水不良となった地域
- ・農家戸数の割合又は農地の割合が1/5以上で湛水被害を受ける地域
- ・地盤沈下等により湛水被害の著しい地域
- ・受益面積と流域面積との比が著しく大きく、負担に耐えないもの

②排水管理施設整備工事

以下のすべてを満たす

- ・排水整備工事で造成された施設
- ・排水の一元管理を必要とする地域
- ・湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設または改修を単独で実施するもの

(2) クリーク防災機能保全対策工事

次のいずれかに該当する地区

- ・市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7%以上であること。
- ・市町村を単位として、受益農用地100ha当たり67,000m³以上の貯留容量を有すること。

2 用排水施設整備事業

頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの

(1) 頭首工にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの

- ・決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

7 農地防災事業関係

- ・ 流木又は土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの
- (2) 樋門にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
- (3) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの
- ・ 排水機場で脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの
 - ・ 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの
- (4) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの
- ・ 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
 - ・ サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 上記4項目と一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの
- (5) 小規模事業の対象とするもののうち、頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、要領別紙4に掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの。ただし、維持管理に係るものは除くものとする。
- (6) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、

7 農地防災事業関係

- (1) から (5) までにかかわらず、次のいずれかの要件を満たすもの
- ・ 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの
 - ・ 上記と一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

○面積等要件

工種	大規模	小規模
排水施設整備対策工事 湛水防除施設改修工事	受益面積 400ha 以上 総事業費 5 億円以上	受益面積 30ha 以上(畑に係るものにあつては 20ha 以上) ※ 2、3 総事業費 5,000 万円以上
排水管理施設整備工事	受益面積 1,000ha 以上	受益面積 100ha 以上
クレーク防災機能保全対策工事	受益面積 100ha 以上	受益面積 20ha 以上
地盤沈下対策事業	受益面積 400ha 以上 農業用施設における地盤沈下に起因した機能低下率が概ね 30%	受益面積 20ha 以上 同左
用排水施設整備事業(1),(2)	・ 都道府県が行う場合※ 1 受益面積 400(200)ha 以上 総事業費 8,000 (3,000) 万円以上 ・ 都道府県以外が行う場合※ 1 受益面積 200(100)ha 以上	受益面積 20(10)ha 以上 総事業費 800 万円以上

7 農地防災事業関係

用排水施設整備 事業(3),(4)	・ 都道府県が行う場合 土砂崩壊防止工事： 防災受益面積 5ha 以上 湖岸堤防工事： 防災受益面積 20ha 以上	・ 都道府県が行う場合 同左
	・ 都道府県以外が行う場合 防災受益面積 200ha 以上	・ 都道府県以外が行う場合 防災受益面積 20ha 以上

※1 要件の括弧内は 6 法指定地域の場合。

※2 畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断。

※3 事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度に見込まれる面積とすることができる。この場合、土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。

負担割合

区分	大規模			小規模		
	国(%)	県(%)	地元(%)	国(%)	県(%)	地元(%)
用水施設	55	28	17	50 ※1 (50)	29 (33)	21 (17)
湛水防除	55	37	8	50 <55>	37	13 <8>

※1 土砂崩壊防止工事の場合

※2 地盤沈下対策事業、鉍毒対策事業は補助率未定。

※3 <> 内の数字は 6 法指定地域の場合。

留意事項

地区の選定に当たっては次の事項に特に配慮するものとします。

- ・ 自己のみでなく、他に被害を与える恐れのあるもの。

7 農地防災事業関係

- ・単純老朽化により改修が必要となった施設は除く。
- ・地域全体の用排水施設を系統的に取上げるのではなく、防災上必要な施設あるいは区間を単体的に取上げるもので、用水の改良を目的とするような場合は、かんがい排水事業で実施すること。
- ・通常の維持管理の範疇に属するものは除く。

(6) 農地保全整備事業の仕組みを教えてください。

農地保全の意義及び目的

農地保全は、水食、風食、地すべり、山崩れ等によって生ずる農地の侵食、崩壊、農地への土砂の堆積等を防ぎ、これにより農地の生産力を維持保全するということです。

農村地域防災減災事業の農地保全整備事業は急傾斜地帯や特殊土壌地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設・改修と、風害、潮害を受けやすい地域における農用地への被害を防止するための防風施設の整備が実施できます。

事業の工種区分

1 農地侵食防止工事

- (1) 急傾斜地帯（土地の傾斜度が 15°以上の地域）又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯）における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修。
- (2) 風害、潮害を受けやすい地域における農用地への被害を防止するための防風施設の整備（（1）と合わせ本工事という）
- (3) 上記工事と併せ行なう事が技術的、経済的に適当と認められる次の事業。
 - ①本工事に係る排水施設と連絡する等、機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修。（関連工事という）
 - ②農道の新設又は改修。
 - ③農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修。
 - ④人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設または改修。
 - ⑤農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設または改修

7 農地防災事業関係

(4) 特殊土壌層又はさんごの排除、石礫含量 5%以上の地域における石礫除去。

2 農地機能保全対策工事

泥炭土地の地盤沈下若しくは火山性土壌等による土壌侵食に起因する農作物の生育阻害等を防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修。

3 国土保全機能持続対策工事

耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって2と併せて行うもの。

4 特殊自然災害対策工事

特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備

採択要件

工種	要件
農地侵食防止工事	・ 都道府県が行う場合 本工事：受益面積が 50ha 以上 関連工事：受益面積 5ha 以上 ・ 都道府県以外が行う場合 関連工事以外：受益面積が 10ha 以上
農地機能保全対策工事	受益面積 20ha 以上
国土保全機能持続対策工事	国土保全機能持続対策計画の作成
特殊自然災害対策工事	防災営農施設整備計画に定められていること 農地への影響について公共の試験機関等に認められたものであること（土壌改良の場合） 総事業費 800 万円以上（栽培管理用施設、農地被覆施設の整備）

7 農地防災事業関係

負担割合

◆農地侵食防止工事

事業主体	本工事			関連工事			備考
	国	県	地元(%)	国(%)	県(%)	地元(%)	
県営	50	29	21	(50) 45	(29) 31.0	(21) 24.0	関連工事（上段）傾斜度 15°以上下段〃15°未満
団体営	50	20	30	45	22	33	

※他工事については補助率未定。

(7) 地域防災機能増進事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備施設の整備を実施します。

事業内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震性向上のための施設整備
- 3 農道防災対策工事
農道橋等の耐震化対策や災害発生防止が必要な危険箇所の整備
- 4 実施計画策定等
事業に係る施設の諸条件の調査、事業に必要な実施計画の策定
大規模地震発生のおそれのある地域においては耐震性点検・耐震火対策整備計画策定を実施する。

採択要件

事業番号	大規模事業の場合	小規模事業の場合	その他
1	防災受益面積 A=400ha 以上	総事業費 800 万円以上 または防災受益面積 A=30ha 以上 (畑に係るものにあつては 20ha 以上)※ 1、2	地域排水機能強化計画の 策定

7 農地防災事業関係

2	防災受益面積 A=400ha 以上	総事業費 800 万円以上 または防災受益面積 A=30ha 以上	耐震化対策整備計画の 策定
3	防災受益面積 A=400ha 以上	総事業費 800 万円以上 または防災受益面積 A=30ha 以上	耐震化対策整備計画の 策定

※ 1 畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断。

※ 2 事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度に見込まれる面積とすることができる。この場合、土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。

事業主体

県または市町村

負担割合

国 50% : 県 32% : 地元 15%

対象施設

1 土地改良施設豪雨対策事業

- 1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設
- 2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
- 3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

2 土地改良施設耐震対策事業

7 農地防災事業関係

- 1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- 2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は避難・救護活動への影響が大きい施設
- 3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
- 4) 地震による被害が生じた場合に農地 10ha 以上に影響を与える施設

3 農道防災対策工事

農道橋や農道トンネルの耐震化対策、防災上の観点から行う危険箇所の整備と一体的に整備するもので、次のいずれかに該当するもの

- 1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- 2) 地域防災計画において避難道路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救助活動への影響が大きい施設

(8) 特定農業用管水路等特別対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

石綿等が使用されている農業用管水路等の土地改良施設において、石綿の撤去を実施します。

事業内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更
- (4) 上記1～3までの事業に必要な調査及び実施計画の策定

採択要件

- (1) 県営事業の場合
 - 受益面積 20ha 以上
 - 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿管の延長が 50%以上
- (2) 団体営事業の場合
 - 受益面積 10ha 以上
 - 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿管の延長が 50%以上

事業主体

県または団体

7 農地防災事業関係

負担割合

県営	50% <55%>	35% <〃>	15% <10%>
団体営	50% <55%>	18% <〃>	32% <27%>

< > は 6 法指定地域の場合。

(9) 農業用河川工作物等応急対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業用河川工作物が構造上不適當、又は不十分であるものについて、補強、改善を行い、洪水や高潮による災害を未然に防止することを目的としています。

事業内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去撤去に伴う整備または撤去に伴う代替え水源の整備。

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

採択要件

事業番号	大規模事業の場合	小規模事業の場合	
1	総事業費 1 億円以上	総事業費 800 万円以上	
2	—	総事業費 800 万円以上	

○共通事項

- ・ 想定被害額と総事業費との比が 1.0 以上であること。

事業主体

県または団体

7 農地防災事業関係

負担割合

区分	国%	県%	地元%	総事業費
大規模	55	37	8	1 億円以上
小規模（1）	50 (55)	42 (")	8 (3)	5,000 万円以上 1 億円未満
小規模（2）	50	32	18	800 万円以上 5,000 万円未満

※括弧は 6 法指定地域の場合

対象施設

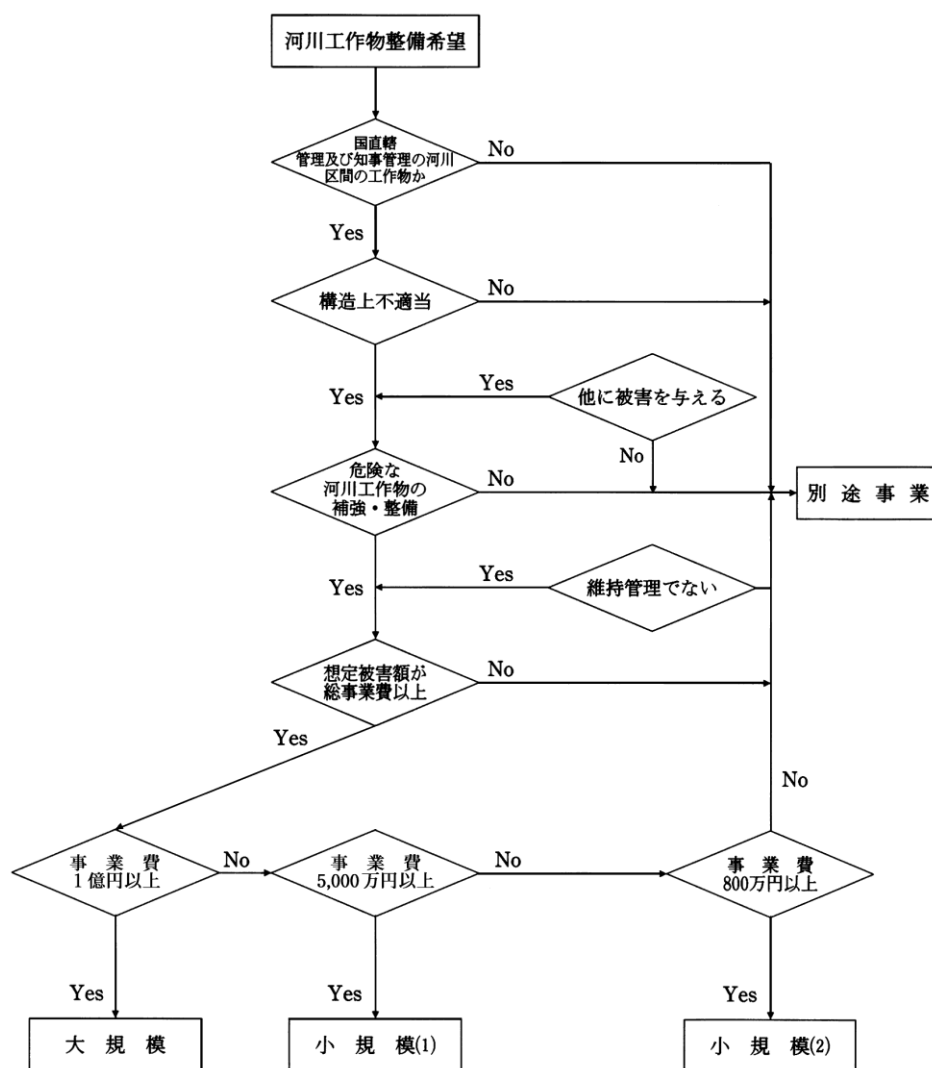
1 農業用河川工作物応急対策事業

- 1) 構造が不適当または不十分のため、その治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの、及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの
- 2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの

7 農地防災事業関係



農業用河川工作物応急対策の検討の手順

(10) 水質保全対策事業の仕組みを教えてください。

事業目的

水質保全等を目的とした農業用排水施設、水質浄化施設の整備等を実施します。

事業内容

1 農業用排水施設整備

(1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更またはこれと併せて行う客土

(2) 水質浄化施設整備

(3) 処理施設整備

(4) 併せ行う施設整備

2 水質保全施設整備

(1) 水質浄化施設整備

(2) 処理施設整備

(3) 環境保全施設整備

(4) 面源負荷抑制施設整備

(5) 併せ行う施設整備

3 支援事業

湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成

4 耕土流出防止施設整備

農用地やその周辺の土地の土壌流出防止施設（法面保護、暗渠排水等）の整備や農用地又はその背後地からの流水を排水施設に導く承水路などの排水施設の整備

7 農地防災事業関係

5 水質保全施設改修工事

上記 1、2 に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

採択要件

事業対象区域は、農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業水利上問題となっている地域を対象とする。各工種の要件は以下のとおり。

1 農業用排水施設整備

下記（１）または（２）のいずれかを満たすもの

（１）農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表「水質の基準及び測定法」の条件に該当する地域で行う事業であって、次の条件を満たすもの。

①大規模事業（受益面積の合計が400ha以上）

次のいずれかに該当するもの。

- ・老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの
- ・農用地の湛水を排除するため必要があるもの
- ・地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

②小規模事業（受益面積の合計が 10ha 以上）

（２）農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計が20ha以上のもの。

2 水質保全施設整備

1 農業用排水施設整備と同様、かつ農村地域水質保全計画の策定すること

7 農地防災事業関係

3 支援事業

2 水質保全施設整備と同様、かつ指定湖沼の流域であること

4 水質保全施設改修工事

適切に管理されている施設で、農業用排水施設整備または水質保全施設整備で整備した施設に係る事業であること。

別表 水質の基準及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (PH)	6.0 (6.0) 以下又は 7.5 (8.5) 以上	日本工業規格 KO102 (以下「規格」という。)、12・1 に掲げる方法
生物学的酸素要求量 (BOD)	(10) mg/L 以上	規格 21 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6 mg/L 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/L 以上	昭和 46 年 12 月 28 日、環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5 (2) mg/L 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1 mg/L 以上	昭和 46 年 12 月 28 日、環告 59 附表 7 に掲げる方法
砒素	0.05mg/L 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されること	昭和 46 年 12 月 28 日、環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法

7 農地防災事業関係

有機リン	検出されること	昭和 46 年 12 月 28 日、環告 59 附表 1 及び 2 又は規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/L 以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1mg/L 以上	〃 54・2 〃
クロム（6 価）	0.05mg/L 以上	〃 65・2 〃

（ ）は農業排水に関する数値

負担割合

事業名	負担区分			備考
	国(%)	県(%)	地元(%)	
水質保全対策事業	50	35	15	

事業主体

県、市町村、団体

(1 1) 公害防除特別土地改良事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

当事業は、事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物の生産、農作物等の生育阻害、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的としています。

事業内容

- 1 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修
- 2 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修
- 3 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業
- 4 沈殿池、防じん施設、中和施設又は污水处理施設等の新設又は改修
- 5 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修
- 6 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業
- 7 代替農用地の造成又は地目変換の事業
- 8 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業
- 9 事業に係る施設の諸条件等について調査や実施計画の策定

採択要件

1 面積要件

県営：受益面積 20ha 以上、市町村営：受益面積 10ha

7 農地防災事業関係

2 実施地域要件

下記のいずれかであること。

- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域
- ・水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる地域
- ・カドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令別表第2第2号に掲げる地域であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域
- ・その地域で生産された米のカドミウムの量が米1kgにつき0.4mg以上
- ・上記の近傍地域で、上記地域と土性が概ね同一で土壌中のカドミウム量も同程度であり、米のカドミウムの量が米1kgにつき0.4mg以上となる恐れが著しい地域。

事業主体

県または市町村

負担割合

国 50% : 県 50%

(12) 地すべり対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

地すべり対策事業は、地すべりの防止を図るために地すべり防止施設の整備等を行うものです。

事業内容

- (1) 地すべり防止工事
- (2) ぼた山崩壊防止工事
- (3) 関連事業
 - ・ 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい用排水路の改修等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
 - ・ ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
 - ・ 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの
- (4) 地すべり防止施設長寿命化対策工事
- (5) 施設長寿命化計画策定
 - 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する

採択要件

- ・ 地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域に指定されていること。
(地すべり区域の面積が5ha以上であること)
- ・ 上記(1)、(2)においては総事業費が7,000万円以上のもの。
- ・ 上記(3)においては、地すべりによる被害を除去または軽減するために必

7 農地防災事業関係

要と認められるもの。

- ・ 上記（４）においては施設長寿命化計画が策定されており、総事業費が概ね 800 万円以上のもの

負担割合

国 50% : 県 50%

事業主体

- （１）、（２）、（４）、（５） : 県
（３） : 団体

(13) 水利施設管理強化事業（特別型）の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。このため、本事業は、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

事業の種類

1 基礎的取組

流域治水の推進のための管理体制の構築に係る取組に要する費用の補助。

2 追加的取組

治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用の補助。

採択要件

流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。

負担割合

国 50%：市町村 50%

7 農地防災事業関係

事業主体

市町村

(14) 農業用施設等災害管理対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

防災安全度の向上を図るために行う危機管理向上施設の整備を実施します

事業内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事
農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備
暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - (1) 親水・景観保護のための施設
親水のための石積護岸、ブロック護岸又はこれらに類するもの、利用者の安全のための防護柵等及び利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村振

7 農地防災事業関係

興局長が必要と認める施設の整備

(2) 生態系保全のための施設

蛸ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(3) 適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

(4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備

(5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

(6) (4) 又は (5) と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備

(7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備

採択要件

1 事業内容の1から4までの事業を実施するにあつては、整備する土地改良施設の防災受益面積の合計が10ha以上であるもの。

2 事業内容の4の事業を実施するにあつては、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。

(1) 暫定的な整備の合理性

(2) 関係者への説明責任・同意

(3) 暫定整備の整備水準の明示

(4) 減災活動・体制の整備の実効性

(5) 整備計画の明示

3 事業内容の5の事業を実施するにあつては、次のいずれかに該当するもの

(1) 防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業までと併せ行うもの又は過去に実施したもの

(2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上
(ため池の場合は2ha以上)

7 農地防災事業関係

負担割合

国 50% (55%) : 県 29% (〃) : 他 21% (16%)

※括弧内は中山間地域の場合

事業主体

県または団体

(15) 農村防災施設整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

災害発生の危険が高い地域における避難路、避難施設の整備や安全施設の整備を実施します。

事業内容

- 1 農村防災施設整備
 - (1) 緊急避難路整備
 - (2) 緊急避難施設整備
 - (3) 防火水槽整備
 - (4) 緊急避難施設の耐震化
 - (5) 情報基盤施設整備
 - (6) 雪崩防止施設整備
 - (7) 防護柵等安全整備
 - (8) 災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - (1) 農業用排水施設整備
 - (2) 区画整理
 - (3) 農用地造成
 - (4) 農道整備
 - (5) 農用地の改良または保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - (1) 農業集落道路整備
 - (2) 営農飲雑用水施設整備
 - (3) 農業集落排水施設整備
 - (4) 農業施設等用地整備

採択要件

1 農村防災施設整備

- ・災害防除対策推進地域等であること。または本誌 **10-2** ページ「農村地域防災減災事業の事業種類」よりⅡ整備事業の事業の受益地内もしくは受益地を含む地域であること。
- ・農村地域防災減災事業-調査計画事業-安全度評価を実施し、必要と認められること。

2 農業採算基盤整備

- ・甚大な災害発生地域であること。
- ・下記面積要件を満たすこと。
 - (1) 農業用排水施設整備：60ha 以上
 - (2) 区画整理：60ha 以上
 - (3) 農用地造成：40ha 以上
 - (4) 農道整備：50ha 以上
 - (5) 農用地の改良または保全：20ha 以上

3 農村生活維持施設整備

甚大な災害発生地域であり、下記事業と併せ行う事業であること

- ・農村地域防災減災事業-ため池整備事業
 - 用排水施設等整備事業
 - 農地保全整備事業

または、上記事業内容2の事業（農村防災施設整備事業の農業生産基盤整備）と併せ行う事業であること。

負担割合

未定

7 農地防災事業関係

事業主体

県または団体

留意事項

- ・ 甚大な災害発生地域にあっては、災害が発生した年より5カ年以内に事業を着手すること。

(16) ため池緊急防災環境整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等

事業内容

- 1 監視・管理体制の強化
雨量計や水位計などの観測機器の設置
- 2 緊急的な防災対策
施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、排水ポンプの設置等
- 3 地域防災上のリスク除去
ため池の統廃合及び代替え水源の確保
- 4 ハード整備の着手促進
ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申し立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

採択要件

- (1) 1から2までの事業にあっては、防災重点農業用ため池であって、受益面積が2ha以上のもの
- (2) 3の事業にあっては次に該当するもの
 - ①防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が500万以上のもの。
 - ②統廃合に伴い代替え水源を確保するための施設整備を伴うもの。

7 農地防災事業関係

(3) 4の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの

① 3の事業を実施するために行うものにあつては、(2)の要件

②①以外の場合には、(1)の要件

負担割合

(1) 事業内容の1及び2は、R12まで定額

(2) 事業内容の3は、定額

(3) 事業内容の4は、事業実施時に設定

事業主体

事業内容の1, 2, 4(ため池の統廃合に係るものを除く)の事業にあつては
は県または団体

事業内容の3及び4(ため池の統廃合に係るものに限る)の事業にあつては、
県又は市町村

留意事項

本事業では、防災重点農業用ため池が対象となります。

事業内容の1と2、4の事業採択期間は、令和12年度までとなります。

ただし、事業内容の3を実施する場合に限り、令和12年度以降も事業内容の4
を併せて実施することが出来ます。

(17) ため池群管理体制整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要な研修の開催、管理計画の策定等が実施できます。

事業内容

ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施。

採択要件

- ・ ため池群整備工事と併せ行うこと

負担割合

未定

事業主体

県または団体

(18) 農業水利施設危機管理対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業水利施設における安全対策を実施するための事業です。

事業内容

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

採択要件

- 1 の事業にあっては、県知事が農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であること
- 2 の事業にあっては、1 の計画に位置づけられた施設であるとともに、1 地区あたりの事業費の合計額が200万円以上となること。

負担割合

事業実施時に設定

事業実施主体

- 1 の事業にあっては、県
- 2 の事業にあっては、県又は団体

8 災害復旧事業関係

(1) 農地、農業用施設の災害復旧事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他）によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。

事業の内容

1 事業採択の条件

(1) 事業費の最低基準

ア 箇所工事の費用が 40 万円以上。

(2) 1 箇所工事の扱い

ア 常識的な意味の 1 箇所

イ 被災した箇所が 150m 以内の間隔で連続している場合。

ウ 間隔が 150m を超えても、1 つの施設または 2 以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適當な場合の工事を 1 箇所と見なす。

たとえば用水路において被災箇所が 150m 以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は 1 箇所工事と見なす。

(3) 異常な天然現象とは最大 24 時間雨量 80mm 以上、最大時間雨量

20mm 以上、洪水は氾濫注意水位以上、10 分間の平均風速の最大が

15m/sec 以上、低温災害は、最近 10 ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。干ばつは連続干天日数 20 日以上。

8 災害復旧関係

2 復旧の形態

(1) 原形復旧被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧する工事

(2) 効用回復

施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復する工事。

(3) 原形復旧不可能な場合の復旧

被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくる工事。

(4) 原形復旧が困難または不適當な場合の復旧

被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により原形復旧することが技術的に不適當な場合、原形施設に替えて必要な施設をつくる工事。

(5) 施設を統合する復旧

被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合、原施設の従前効用を限度として施設を統合する工事。

3 採択する工種

(1) 農地……田、畑（牧草地は畑扱いとなります）

(2) 農業用施設……水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、
農地保全施設

（農業用施設は関係受益戸数2戸以上のこと）

8 災害復旧関係

4 事業主体

事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、県営事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。

補助率

1 基本率

農地 50%、農業用施設 65%

2 高 率

その年の1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設にかかる災害復旧事業費（査定額）について、市町村ごとに実関係農家戸数で除した1戸当りの額に応じ次により高率となります

（1）1次高率

1戸当りの事業費が8万円をこえ15万円以下の部分は

農地 80%、農業用施設 90%

（2）2次高率

1戸当りの事業費が15万円をこえる部分は

農地 90%、農業用施設 100%

補助率算定例

A村の1月1日～12月31日までに発生した災害復旧事業費（査定額）が農地4,000千円農業用施設6,000千円でその実関係農家戸数が40戸であった場合。

補助率算定式 1戸当り事業費 = $(4,000 + 6,000) \div 40 = 250,000$ 円

農地 $\{80,000 \times 0.5 + (150,000 - 80,000) \times 0.8 + (250,000 - 150,000) \times 0.9\} \div 250,000 = 0.744$

農業用施設 $\{80,000 \times 0.65 + (150,000 - 80,000) \times 0.9 + (250,000 - 150,000) \times 1.0\} \div 250,000 = 0.860$

上記計算の結果（注．補助率は小数点以下4位を4捨5入）
A村の補助率は農地74.4%、農業用施設86.0%となります。

8 災害復旧関係

(3) 連年災害補助率

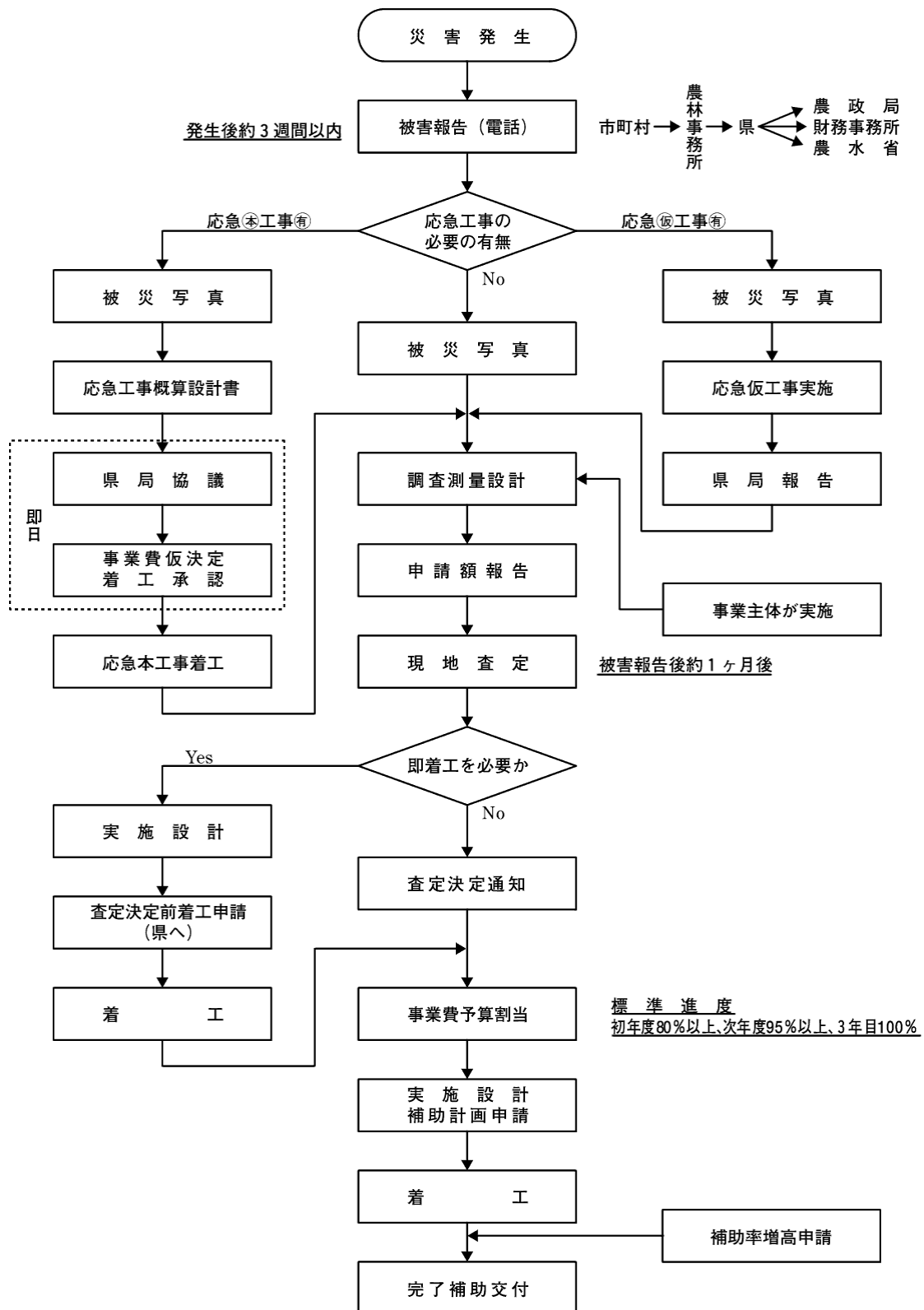
その年を含む前3ヶ年の発生災害復旧事業費の合計が1戸当たり10万円以上で、かつその年の1戸当たり事業費が4万円以上の場合、3ヶ年合計の事業費に対し同上算定の方法で補助率を算定し、その率が現年災害分の事業費に対する補助率よりも高い場合はその補助率を摘要します。

激甚災害

激甚災害に指定された場合には、下表の補助率が嵩上げされます。

暫定法による補助残の1戸当たり事業費	嵩上げ補助率
0～1万円の部分	0%
1～2万円の部分	70%
2～6万円の部分	80%
6万円以上の部分	90%

事業の手順



(2) 海岸保全施設の災害復旧事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地震、その他）により生じた公共土木（海岸保全）施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的としています。

事業の種類

1 事業採択の条件

(1) 事業費の最低基準

1 箇所工事の費用が 120 万円以上。

(2) 1 箇所工事の扱い

- ア 被災した箇所が 100m 以内の間隔で連続しているものに係る工事。
- イ 橋、水制、床止め、その他これらに類する施設について、被災した箇所が 100m を超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の 2 以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは 1 箇所工事と見なす。

(3) 異常な天然現象の条件

- ア 最大 24 時間雨量が 80mm 以上、時間雨量 20mm 以上。
- イ 10 分間の平均風速の最大が平均 15m/sec 以上。
- ウ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められるもの。

8 災害復旧関係

2 復旧の形態

(1) 原形復旧

被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事。

(2) 原形に復旧することが不可能な場合

原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効果を復旧するための施設をつくる工事。

(3) 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合

原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代るべき必要な施設をつくる工事。

3 採択する工種

堤防工、護岸工、胸壁工、樋門工、根固工、突堤工、消波工

4 事業主体

県、市町村（本県の海岸は県の指定管理により県営のみ）

補助率

国庫負担率

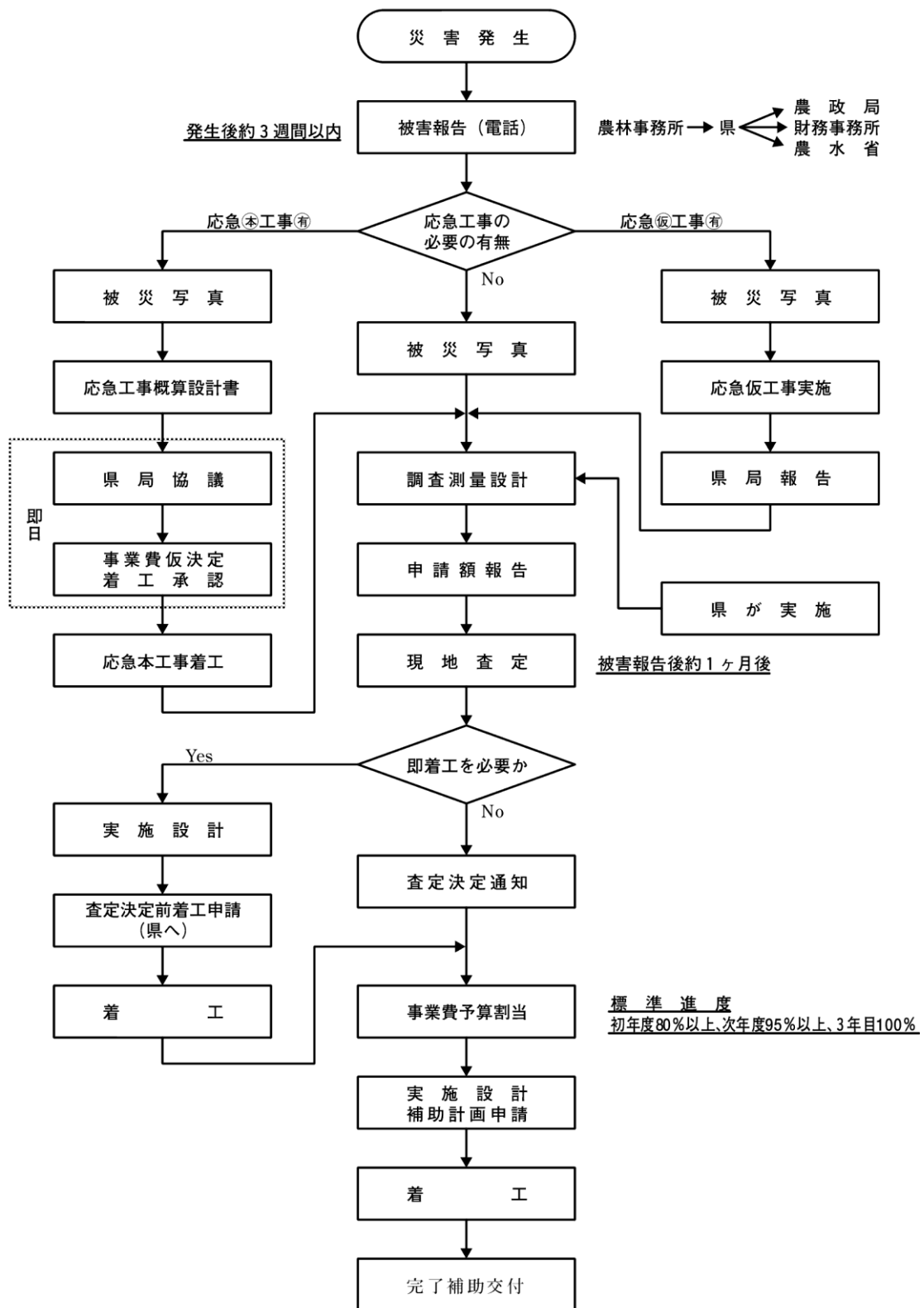
- (1) その年の1月1日より12月31日までに発生した災害について、当該地方公共団体の当該年度（災害発生した年の4月1日の属する会計年度）の標準税収入の1/2に相当する額までの額について3分の2。率は小数点3位まで4位以下4捨5入。
- (2) 同じく標準税収入の1/2をこえ2倍に達するまでの額に相当する額について4分の3。
- (3) 同じく標準税収入の2倍をこえる額に相当する額については4分の4。

8 災害復旧関係

(4) 連年災害における国庫負担率の特例

その年を含む前 3 ヶ年の標準税収入額の合計額をこえる発生災害の時はその年の災害について前項 (2) と (3) の「標準税収の 2 倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えた率となります。

事業の手順



(3) 災害関連事業の仕組みを教えてください。

災害関連事業の要旨

農地、農業用施設の災害復旧は暫定法およびその関係法令にもとづいて実施され、従前の効用回復を限度として復旧されますが、農業用施設にあつては単に従前の効用を回復しただけでは再度災害を被るおそれがあるものも少なくありません。このような農業用施設について、被災の原因、地形地盤等の変動等と被災後の状況変化ならびに被災施設に関連する残存施設の状態等を勘案して再災害を防止するように、災害復旧事業と併せて行う事業で、復旧施設またはこれに関連する施設を改良して、農業経営の安定を図り国土の保全に資するものです。

採択要件

復旧施設の被災原因の除去と復旧施設又はこれと関連する脆弱なる残存施設の補強を行う事業であり、再度災害を防止するための必要最小限度の機能増大を図ることは差支えないが、利用上の機能を増大することは許されない。

(1) 事業費の最低基準

1 箇所の関連工事費 200 万円以上。なお、取扱上 200 万円以上で本災の 100%以下のものを A 項関連、その他のものを B 項関連という。

(2) 現地採択

A 項関連で 1 箇所 1,200 万円迄の地区は現地査定で採択
1,200 万円以上或は B 項関連は保留扱いとし本省決定

(3) 当該施設について他の改良計画がないこと

災害復旧事業と合併施行する改良事業がある場合は、再災防止に必要な補強は合併する他事業で行わなければならない。

8 災害復旧関係

(4) 事業効果が大であること

災害復旧事業と関連事業を併せて施行することによって構造物の安定性、耐用年数等が増大しなければならない。

採択工種

ため池、水路、道路、頭首工、橋梁、揚水機、海岸

補助率

基本補助率：国庫 50%、県補助残の 30%

(この事業は法律補助でなく予算補助であり「農地防災事業等補助金交付要綱」による)

また、激甚災害に指定された場合には、補助率の増高措置がある)

事業の手順

被害報告、事業申請共に災害復旧事業の申請と同時に行い、その後の手順も災害復旧事業と同様。

(4) 災害関連緊急地すべり防止工事の仕組みを教えてください。

要旨

災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨・地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はぼた山崩壊の規模が大きくなることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものです。

採択要件

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農業・農業用施設その他公共土地施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当するものです。ただし、1箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除きます。

- (1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること。
- (2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号と一に該当すること。

ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

イ 鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

8 災害復旧関係

ウ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

エ 貯水量 3 万立方メートル以上のため池又は関係面積 100 ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

オ 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

カ 農地 10 ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地 5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

事業の採択及び実施

（１）災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できます。

（２）都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行います。

(5) ため池災害関連特別対策事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施工のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、被災のため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又は、その上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備を行うものです。

事業の工種区分

- (1) 被災ため池の未被災部分の工事。
- (2) 重ねため池等、同じ流域にあるため池の整備。

採択要件

- (1) ため池の総貯水量が 1,000m³以上。
- (2) 工事費が 1,500 万円以上で、かつ、農村振興局長が別に定める場合を除き災害復旧事業の工事費を越えないこと。
- (3) 次のいずれかに該当するもの。
 - 1) 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。
 - 2) 被災ため池と一連の地域内（被災ため池から半径 500m 以内の同一水系）にあるため池、又は、その上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。

8 災害復旧関係

イ 鉄道、国道及び県道、又は回路のない市町村道、受益面積 100ha 以上の農道その他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。

ウ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害のあるもの。

(4) 原則として他の改良計画がないこと。

(5) 想定被害額が総事業費以上であること。

事業主体

県

事業費負担

基本補助率：国…50% 但し激甚災害の場合、補助率が増高となる。

県…国の補助残の 50%、

地元…国の補助残の 50%

留意事項

(1) 再度災害の恐れのあるため池とは次のとおりです。

1) 堤体からの漏水が次のいずれかに該当する。

ア 堤長 100m 当りの漏水量 1.5L/s 以上。

イ 1 日の漏水量が総貯水量の 0.1%以上。

ウ パイピングの予兆が認められる。

2) 堤体が、当初の断面に比して面積率で 7 %以上変形。

8 災害復旧関係

- 3) 浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量の異常が認められるもの。
- 4) 余水吐が破損しているもの又は断面不足のもの。
- 5) 取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの。
- 6) 当該災害により危険な状態となり、総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの。

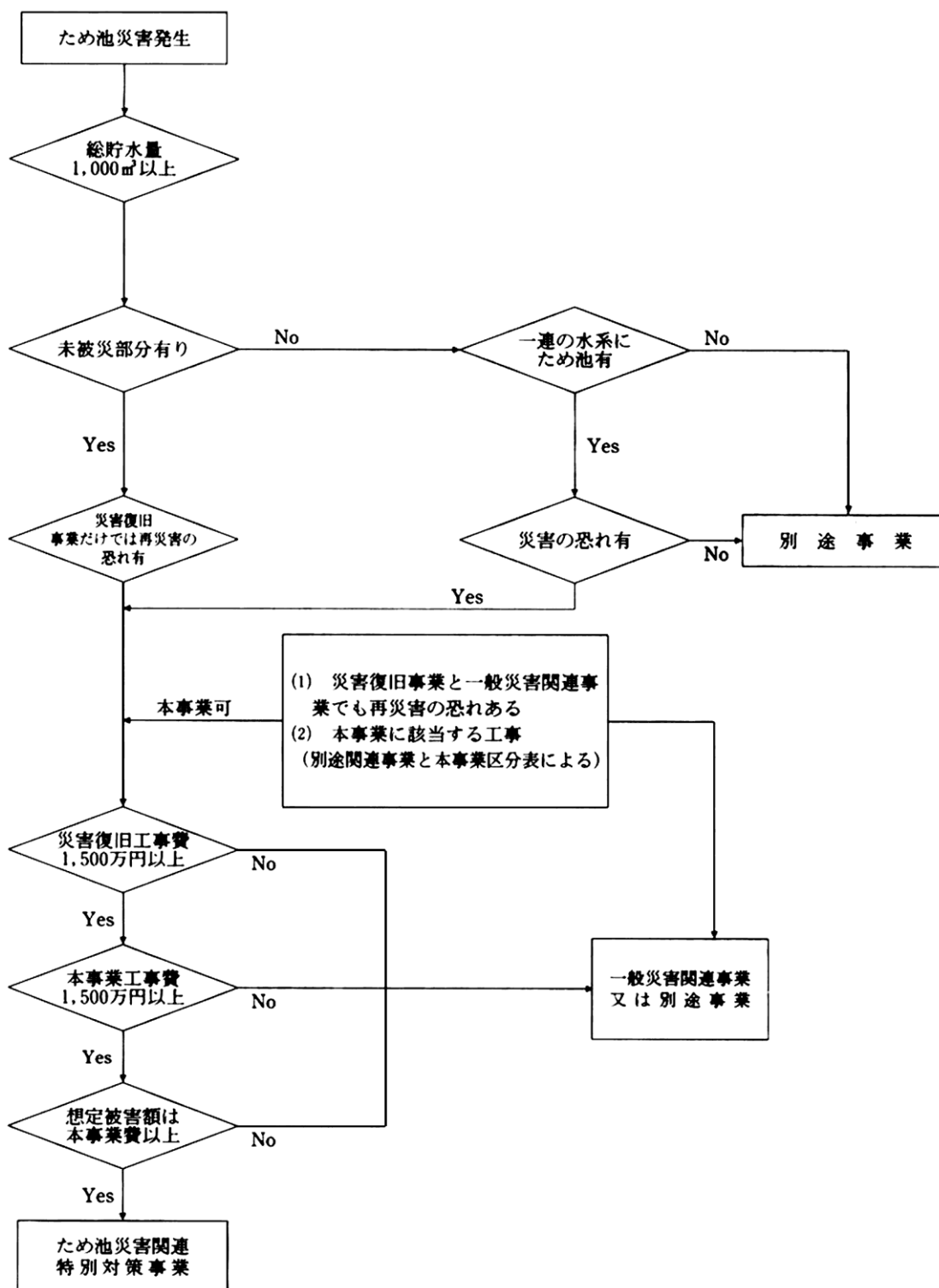
(2) 「一定の計画」とは「土地改良事業設計指針ため池整備」

(3) 一連の地域内ため池とは水系が同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。

(4) 「農村振興局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に堤体補強工事又は、余水吐改修工事を施行することが経済的と認められる場合とします。

(5) 事業の実施期間は原則として3ヶ年間以内とします。ため池災害関連特別対策事業の検討手順

8 災害復旧関係



8 災害復旧関係

対象 箇所	災害関連事業	ため池災害関連特別対策事業	
		当該被害ため池	一連地域内ため池
流域 土止工	(1) ため池の被災が上流部の土砂崩壊に起因することが明らかである場合で必要最小限度の土止工を新設する工事。	(1) 該当なし。	(1) 該当なし。
堤体	(2) 堤体被災し、再度災害の恐れのある場合未被災部分を含め、堤防嵩上げ、断面拡大等の工事費算出し、災害復旧費との差額を関連工事とする。	(2) 当該ため池の被害が激甚であって災害復旧及び災害関連事業のみでは一定計画を満足しない場合において再度災害防止のため、未被災部分を含め一定計画に基づき実施する工事。	(2) 次期出水等により災害のおそれがある場合、これを防止するため、一定計画に基づき実施する工事。
余水吐	(3) 余水吐が被災しない場合で、堤体の被災が余水吐の狭少に起因することが明らかな場合、余水吐を改修する。	(3) 原則として左の事業で実施しない場合、一定計画に基づき改修する。	(3) 余水吐が破損している場合又は断面が不足している場合、余水吐を改修する。
取水施	(4) 堤体の復旧に関	(4) 原則として左の	(4) 取水施設の脆弱

8 災害復旧関係

設	連して堤体の安定上、取水施設の改修を行う必要のあるとき、その工事費と原工法による復旧費との差額。	事業で実施しない場合、一定計画に基づき改修する。	が破堤につながると判断される場合、取水施設を改修する。
一連地域内ため池	(5) 重ねため池の上流ため池の災害復旧に伴って、必要を生じた下流ため池の改修工事。例えば上段ため池の余水が下流のため池に流入している場合、上流のため池被災で余水吐が吐ききれず下流ため池が決壊する恐れがあるため、下流ため池余水吐も併せて拡大する。		(5) 当該ため池と一連地域内にあるため池で、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるものについて一定計画において堤体、余水吐、取水施設を新設又は改修する。
その他	(6) その他前各号に掲げたものに類する工事。	(5) その他前号に掲げたものに類する工事。	

(6) 農地災害関連区画整備事業の仕組みを教えてください。

目的

被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する未被災農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的としています。

事業根拠

予算補助

要綱等

農地災害関連区画整備事業実施要綱、同左要領、通達、質疑応答

採択要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ・ 工事費 4 百万円以上
(災害復旧事業の被災面積、工事費を原則として超えないもの)
- ・ 受益戸数が 2 戸以上
- ・ 事業効果が大きいこと (農地の整備に用する費用 < 復旧限度額)
- ・ 面積の 5 割以上が被災
- ・ 補助残の 1/2 以上は地方公共団体負担

補助率

農地 50%、施設 65%（施設については激甚災による嵩上げあり）

留意事項

- （１）整備水準は現行ほ場整備事業と同程度
- （２）換地費計上可

採択申請に必要な資料

- ・事業採択申請書
- ・事業計画概要書事業費内訳表
- ・計画概要図
- ・位置図（５万分の１）
- ・計画平面図等（被災面積を赤色にて明示する）
- ・被災写真（本災に係るもの及び全景写真等）
- ・その他必要書類

財政措置

- （１）県・市町村負担に対する起債措置があります。
- （２）起債償還費に対する財政措置があります。

参考

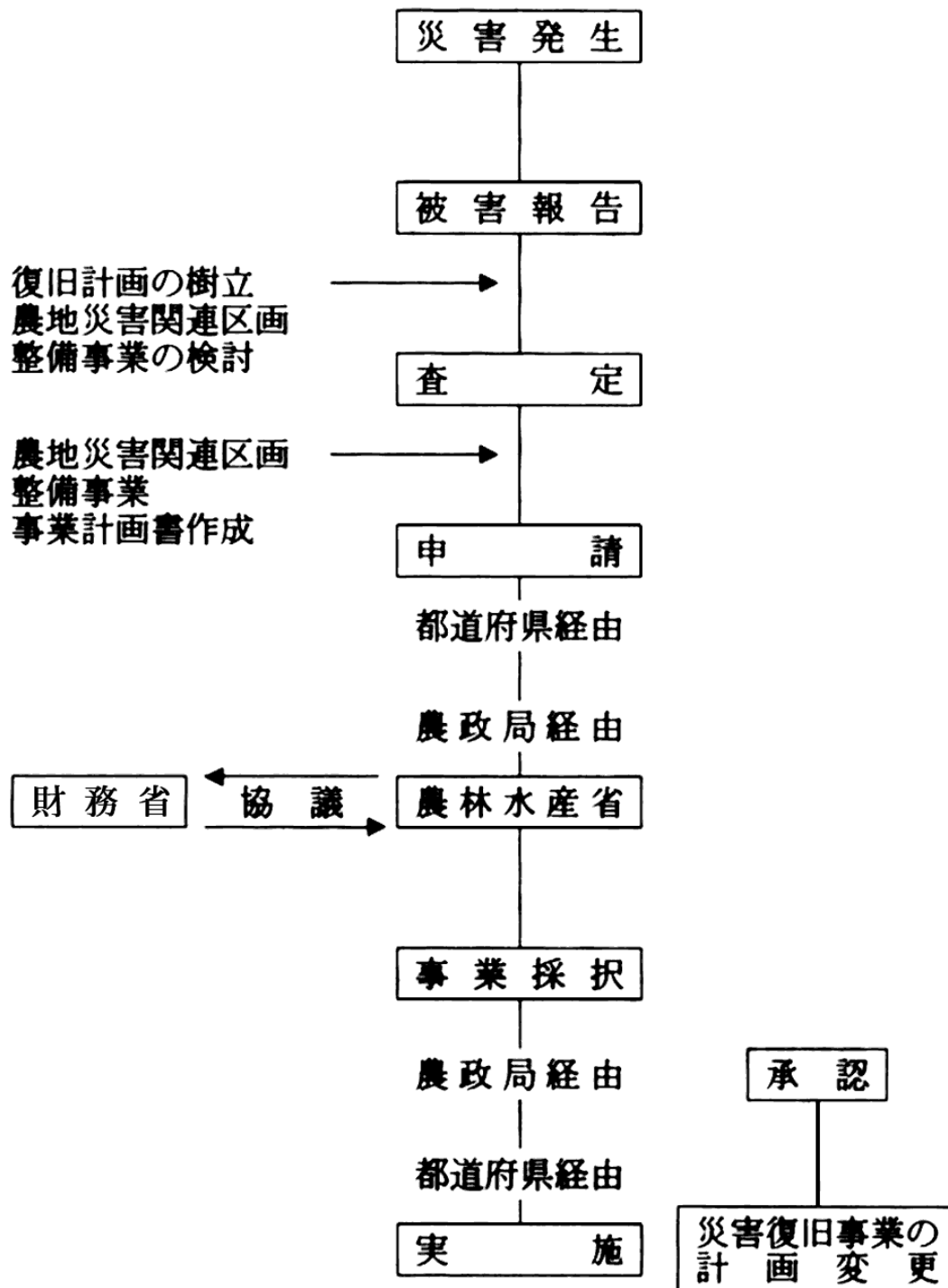
- （１）補助率実績
 - H元、59.2～70.8%、平均 62.0%
 - H 2、50.0～77.9%、平均 73.2%
- （２）申請時期
 - 災害査定後（関係者の同意を得たのち）

8 災害復旧関係

(3) 採否決定時期

申請後 60～90 日程度

農地災害関連区画整備事業実施フロー



(7) 災害関連農村生活環境施設復旧事業の仕組みを教えてください。

目的

災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的としています。

事業根拠

予算補助

要綱等

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱、同左要領、質疑応答

採択要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ・農村生活環境施設とは「集落排水施設」「営農飲雑用水」「農村公園」等で農業農村整備事業により整備された施設
- ・工事費 2 百万円以上（12 百万円以上は本省協議）
- ・受益戸数が 2 戸以上
- ・「災害復旧事業」と同一地域内で実施すること（落雷については単独でも採択）

補助率

50%（激甚災害に指定された地震災害による集落排水施設復旧事業費が
甚大な市町村80%）

本事業の調査は災害復旧事業の査定の際併せて実施する。

採択申請に必要な資料

- ・事業採択申請書「災害発生後60日以内
- ・事業計画概要書」
- ・箇所別調書（査定時）
- ・箇所別概要書（意見不一致の場合）

採否決定時期（運用及び実施）

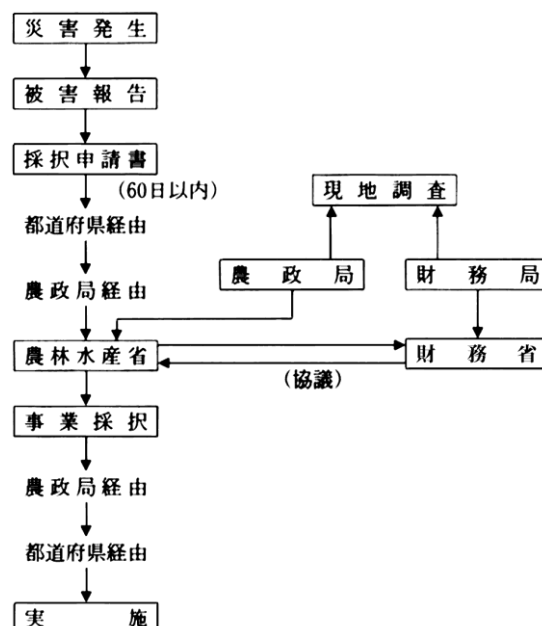
工事費12百万円未満、災害査定と併せ行う現地調査時に決定

工事費12百万円以上、本省協議（現地調査後60日程度で決定）

県・市町村負担に対する起債措置

集落排水施設のみについてあり（100%）、農村公園施設、営農飲雑用水施設のみについては、普通交付税を決定する場合の基準財政需要額に補助残が算入されます。

事業実施フロー



(8) 災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付制度の仕組みを教えてください。

目的

災害を受けた農地、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設の査定設計書を作成するために要した経費（調査、測量、試験または設計）を補助することを目的としています。

要綱

農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱

採択要件

第1要件を満足したうえで、第2要件または第3要件のどちらかを満足すること。

(1) 第1要件（必須要件）

補助金の合計額が事業主体ごとに農村振興局長が別（下表）に定める金額以上であること。

（参 考 令和4年災適用金額）第1要件

事業主体	被災区分	
	農地・農業用施設	海岸及び地すべり防止施設
都道府県	1,200万円以上	1,500万円以上
市町村、土地改良区等	120万円以上	150万円以上

8 災害復旧関係

(2) 第2要件（選択要件）

1) 農地・農業用施設の場合

農林水産業施設災害復旧事業が、次のアまたはイのどちらかを満足すること。

ア 被害が激甚なことにより国の補助率が農地にあつては50%、農業用施設にあつては65%を超えること。

イ 事業主体ごとの決定事業費（査定により決定された事業費）の総額が、農村振興局長が別（下表）に定める金額以上となること。

（参 考 令和4年災適用金額）第2要件

事業主体	被災区分
	農地・農業用施設
都道府県	3,000万円以上
市町村、土地改良区等	

2) 海岸及び地すべり防止施設の場合

公共土木施設災害復旧事業が、次のウまたはエのどちらかを満足すること。

ウ 被害が激甚なことにより国の補助率が66.7%を超えること。

エ 事業主体ごとの決定工事費（査定により決定された工事費）の総額が、農村振興局長が別（下表）に定める金額以上となること。

（参 考 令和4年災適用金額）第2要件

事業主体	被災区分
	海岸及び地すべり防止施設
都道府県	45億円以上
市町村、土地改良区等	3,000万円以上

8 災害復旧関係

(3) 第3要件

その他農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業であること。

(参 考 令和4年災適用された基準) 第3要件

基 準		備 考
該 当 箇 所	要 件	
① ため池及び頭首工を全面改修する箇所（の工事） （農林水産業施設災害復旧事業に限る。）	1か所の委託費等の実支出額が200万円以上かつ決定事業費の5%以上であること。	
② 地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）	1か所の委託費等の実支出額が500万円以上かつ決定事業費の7%以上であること。	
③ 橋梁に係る箇所（の工事）		
④ 特殊な工法を実施する箇所（の工事）		【特殊な工法】 補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）、補強アンカー工法（VSL工法）、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法
⑤ 災害復旧の対象施設の種類の種類（農地、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設。なお、海岸及び地すべり防止施設にあっては、農村振興局、林野庁は水産庁が所管するものの別による。）の種類別の被災箇所数及び被災金額についての農林水産省に対する書面による報告における令和4年の被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）の合計が、過去5か年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者（土地改良区等団体においては市町村）の区域において実施する箇所（の工事）	3以上の地方公共団体又は都道府県土地改良事業団体連合会において災害時の相互応援協定に関する協定（人員及び資機材の配備に関するもの。）を締結している市町村に限る。	令和4年災から追加された基準である。 【基準の要約】 該当する市町村において、 ・ 激甚災害を除いた過去5か年の平均被災箇所数<現年の被災箇所数 かつ ・ 3者で災害時の相互応援協定を締結していること。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

補助対象額の1／2

※ 補助対象額は申請される要件（第2要件または第3要件）により算定方法が異なります。

このため、委託契約金額が補助対象額になるとは限りません。

※ 令和4年災における委託契約金額に対する補助金額の割合は、平均で約32.8%となっています。

8 災害復旧関係

(参 考) 補助対象額の算定例

① 第2要件の場合

実支出額と積上算定額のいずれか低い方が補助対象額となる。

なお、事業主体は団体とし、農地・農業用施設の場合とする。

①-1 実支出額の算定手順

ア 委託業務、災害査定申請や結果を整理する。

単位：千円

委託契約金額	16,000
査定設計委託費対象額	13,000
未申請他	3,000
申請額	21,000
決定事業費	18,000
査定	3,000

未申請他：委託業務内容のうち、災害査定に申請しなかった額や
査定設計書を作成するために要した経費以外の額

イ 実支出額の算定

$$\boxed{\text{実支出額}} = \boxed{\text{査定設計委託費対象額}} - \boxed{\text{対象外経費}}$$

$\boxed{\text{対象外経費}}$

$$= \boxed{\text{査定設計委託費対象額}} \times \left(\boxed{\text{決定事業費}} \div \boxed{\text{申請額}} \right)$$

$$= 13,000 \times \left(18,000 \div 21,000 \right)$$

$$= 11,143 \text{ 千円}$$

$$\boxed{\text{実支出額}} = 13,000 - 11,143 = 1,857 \text{ 千円}$$

①-2 積上算定額の算定手順

ア 委託業務内容のうち災害査定を受け、決定事業費が定まった箇所を規定された決定事業費の階層区分に仕分けする。

イ 各階層に規定された率を乗算し、その階層の金額全てを合算し、積上算定額となる。

例 3か所(a, b, c)申請しており、決定事業費18,000千円。

【決定事業費の内訳】

aが15,000千円、bが2,000千円、cが1,000千円。

積上算定額				単位：千円		
階	層	区	分	決 定 事 業 費	率	乗 算 後
A	100	万	円 以 下	1,000	0.205	205
B	500	万	円 以 下	2,000	0.192	384
C	1000	万	円 以 下	15,000	0.174	2,610
D	3000	万	円 以 下	0	0.151	0
E	1	億	円 以 下	0	0.116	0
F	1	億	円 越	0	0.060	0
積 上 算 定 額						3.199

※ 率は、災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱第4に規定されている。

8 災害復旧関係

積上算定額は、3,199千円となる。

①－3 補助対象金額の決定

補助対象金額は、実支出額と積上算定額のいずれか低い方となるので、

実支出額	積上算定額
1,857 千円	3,199 千円

実支出額1,857千円が補助対象金額となる。

② 第3要件の場合

実支出額が補助対象金額となる。

実支出額の算定手順は、第2要件の場合と同じである。

査定設計委託費補助について

○ 災害復旧事業補助計画概要書等を作成するに要した経費(査定設計委託費)を補助(補助率1/2)

○ 対象要件は、下記の1及び2又は3を満たす地方公共団体等で、算定後、事業主体ごとの補助金の合計額が、4に該当する場合に適用

○ □書きの内容を局長名にて各農政局長等に通知予定(毎年1月頃通知)

1 農村振興局長が特に被害が激甚であると認める災害

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準に該当する災害

2 以下のいずれかに該当する事業に係る概要書又は設計書を作成するに要した委託費等

(1) 農林水産業施設災害復旧事業(暫定法)

①国の補助率が農地0.5、農業用施設0.85(中欄0.8)を超える

②都道府県・市町村及び土地改良区等の決定事業費が3千万円以上

(2) 公共土木施設災害復旧事業(負担法)

①国の負担率が0.667を超える

②決定工事費が都道府県では45億円以上、市町村では3千万円以上

(補助対象経費の算定方法)
要綱第4に示す率で求めた額(決定事業費×率)と実支出額とのいずれか低い額を補助対象経費として決定

3 左の1, 2以外で農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業

- ・ ため池、頭首工の全面改修を実施する箇所で、1箇所の査定設計委託費の実支出額が200万円以上、かつ当該災害復旧事業の決定事業費の5%以上であるもの
- ・ 地すべり対策工法や橋梁など特殊な工法を実施する箇所で、1箇所の査定設計委託費の実支出額が500万円以上、かつ当該災害復旧事業の決定事業費の7%以上であるもの
- ・ 過去5年平均^{※1}の被災箇所数を超える地方公共団体の区域、かつ、3以上の地方公共団体等^{※2}において災害時の相互応援に関する協定を締結している市町村の区域

※1 激甚災害を除く
※2 都道府県土地改良事業関係協議会を含む

(補助対象経費の算定方法)
実支出額を補助対象経費として決定

補助対象経費の1/2を補助

4 農村振興局長が定める事業主体ごとの査定設計委託費補助金の下限額

① 農林水産業施設災害復旧事業 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed #00a0e3; padding: 5px;">都道府県</td> <td style="text-align: right;">1,200万円以上</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed #00a0e3; padding: 5px;">市町村・土地改良区等</td> <td style="text-align: right;">120万円以上</td> </tr> </table>	都道府県	1,200万円以上	市町村・土地改良区等	120万円以上	② 公共土木施設災害復旧事業 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed #00a0e3; padding: 5px;">都道府県</td> <td style="text-align: right;">1,500万円以上</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed #00a0e3; padding: 5px;">市町村・土地改良区等</td> <td style="text-align: right;">150万円以上</td> </tr> </table>	都道府県	1,500万円以上	市町村・土地改良区等	150万円以上
都道府県	1,200万円以上								
市町村・土地改良区等	120万円以上								
都道府県	1,500万円以上								
市町村・土地改良区等	150万円以上								

9 農業水路等長寿命化・防災減災事業関係

農業水路等長寿命化・防災減災事業の概要を教えてください。

事業の目的

施設の老朽化の進行に伴い、近年の災害リスクが高まっている中で、農業生産活動の基盤となる農業水路等の適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施し、安定的に農業を営むことが必要になります。

このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に向けた取り組み、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、施設の機能回復、被害の未然防止に取り組みます。

補助事業の種類

水利施設整備事業と農地防災事業を実施することができます。

1 長寿命化対策

- ・水利施設整備事業（農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更）

上記の水利施設整備事業と併せて行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための施設整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

上記の水利施設整備又は保管施設の整備と一体的に行う農業用排水施設のスペア資材の確保

- ・農道施設整備事業（機能保全のための農道施設整備）

上記ハード事業と併せて行うもの

- ・機能保全計画策定、実施計画策定、水利用調査・調整
耐震性点検・調査（ソフト事業単独では実施出来ない。）

2 防災減災対策

1) 自然災害等対策

- ・ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策（合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去支援を含む（R9 まで））、利活用保全、農道施設整備

上記ハード事業と併せて行うもの

- ・機能保全計画策定、実施計画策定、耐震性点検・調査（ソフト事業単独では実施出来ない。）

2) 危機管理対策

- ・危機管理システム等整備

3) ため池防災環境整備

- ・緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去 ・ハード整備の着手促進

4) 流域治水対策

- ・農業用排水施設整備 ・危機管理システム等整備
- ・附帯安全施設整備 ・管理体制強化対策

3 ため池の保全・避難対策（防災重点農業用ため池を対象）

- ・ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施

4 施設情報整備・共有化対策

- ・農業水利施設情報等の地理情報システム化

事業の実施主体

県、市町村、土地改良区等

事業の採択要件

- （1）長寿命化・防災減災計画を作成すること
- （2）1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
- （3）1 地区当たりの受益者が、農業者 2 者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）

(4) 1 地区当たりの事業工期が原則 3 年以内であること。(ただし、ため池整備に関しては、原則 5 年以内)

(5) ソフト事業では 1 地区当たりの事業工期が原則 1 年以内であること。

【細部要件】

長寿命化対策（農道施設整備）および自然災害対策（農道施設整備）では

- 1) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの又は災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの
- 2) 全幅員がおおむね 4 メートル以上であること
- 3) 整備される農道の路線若しくは区間又は機能が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること

自然災害等対策（ため池整備）で実施するため池の附帯施設の整備では

- 1) 安全施設（転落防止施設及び脱出施設等）は、ため池整備等を実施しなくとも、単独での事業実施が可能

ため池防災環境整備（地域防災上のリスク除去）で実施するため池の廃止では

- 1) 防災重点農業用ため池で想定被害額が 500 万円以上のもの
- 2) 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
※下流水路へ接続するための水路整備も実施可能
- 3) 埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるもの
ただし堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く
- 4) 事業廃止に先立ち、廃止後の維持管理を行う者と次の項目を確認していること
 - (ア) 常時及び非常時の見回り方法
 - (イ) 開削部等に異常が確認された場合の対応方法
- 5) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること

事業費の負担割合

1 長寿命化対策（R3 から）

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
県営	50%	31%	19%	更新事業
	55%	30%	15%	更新事業、中山間地域等
団体営	50%	14%	36%	
	55%	14%	31%	中山間地域等
その他	事業実施時に設定			

・機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査は定額（1地区上限 1,000 万円）

2 防災減災対策（R3 から）

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
団体営	50%	18%	32%	ため池整備
	55%	18%	27%	ため池整備、中山間地域等
その他	事業実施時に設定			

・機能保全計画策定等、実施計画策定等は定額（1地区上限 1,000 万円）

耐震性点検・調査は上限 3,000 万円

・ため池防災環境整備

1) 地域防災上のリスク除去は定額

堤高 5 m未満 上限 1,000 万円(※3,000 万円)

堤高 5 m以上 10 m未満 上限 2,000 万円(※4,000 万円)

堤高 10 m以上 上限 3,000 万円(※6,000 万円)

※東北農政局長が確認し特に必要と認める場合の上限額（R3～）

2) ハード整備の着手促進

定額（1地区上限 500 万円）

3 ため池の保全・避難対策

1) ハザードマップ作成は R12 まで定額

9 農業水路等長寿命化・防災減災事業

2) 監視・管理体制の強化は R12 まで定額

(地域住民参加による地域の防災意識の醸成及び管理態勢の構築 :

1 地区上限 500 万円)

(市町村又は県単位による監視・保全管理に資する活動 :

1 地区上限 1,000 万円)

3) 減災対策の実施は R12 まで定額 (1 地区上限 500 万)

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等の地理情報システム化 50%

10 土地改良施設の管理事業関係

(1) 土地改良事業により造成した施設の管理に関する

助成事業には、どんな種類がありますか。

事業の目的、種類

国及び県営・団体営事業により造成した土地改良施設について、その機能を十分に発揮し、効率的な運用を図るための事業です。

維持管理に関する助成制度	└ 公的管理	└ 国直轄管理事業（羽鳥ダム）
		└ 国営造成施設県管理費補助事業
		└ 基幹水利施設管理事業
		└ 日中ダム管理事業
		└ 県有土地改良施設等管理事業
	└ 公的支援	└ 国営造成水利施設管理強化事業
	└ 修繕、整備	└ 土地改良施設維持管理適正化事業
		※この他、施設規模・受益面積に応じて 水利施設保全事業等が活用可能

公的管理・管理技術向上に関する事業

事業名	採択要件			負担区分（％）		
	造成区分	事業主体	対象施設	国	県	地元
国直轄管理事業	国営	国	羽鳥ダム	77.5	11.25	11.25

10 土地改良施設の管理事業関係

国営造成施設 県管理費補助事業		国営	県	大柿ダム	40	30	30
基幹水利施設 管理事業		国営	県・ 市町村	ダム、頭首工、用 排水機場	(10/30) 30	(9/30) 30	(11/30) 40
日中ダム管理事業		国営	県	日中ダム	(0) 10/30	(50) 9/30	(50) 11/30
県有土地改良施設 等管理事業		県営	県 ※市町 村等へ 管理委 託	県土地改良施設条 例に定める防災施 設及び一定基準を 満たす農業用利水 ダム	0	50	50
				海岸保全施設	0	100	0
国営 造成 水利 施設 管理 強化 事業	一般型		国営及び 付帯県営	ダム、頭首工、用 排水機場、用排水 路等	50	25	25
	連携 管理型		水土里ビジョン に位置付ける国 営及び負担県営			事業実施時に 設定	
	特 別 型	流域治 水対策	県・団体営等	流域治水計画に位 置付けられた農業 水利施設		事業実施時に 設定	
		渇水・高 温対策		渇水・高温対策に取 組む農業水利施設			
		特定外 来生物 対策		一般型及び連携管 理保全型の対象施 設と同一水系の農 業水利施設			

※ 基幹水利施設管理事業（ ）内は、治水協定ダムの場合の負担率

※ 日中ダム管理事業（ ）内は、管理費における基幹水利施設管理事業対象外経費に係る負担率

(2) 国直轄管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業によって造成されたダム、頭首工であって、治水及び利水等について、高度の公共性を有するもののうち、施設の管理による利害が2県以上にわたる等の理由により、国の直轄管理が適切と認められるものについて行う事業です。

事業の内容

国の事業による施設の管理及び修繕工事です。

採択要件及び対象施設

1 対象施設

国営土地改良事業により造成されたダム又は頭首工であること。

2 採択要件

下記の条件を具備しているもの。

- (1) 異常降雨等による緊急の事態に際して治水上高度の技術的配慮を必要とすると認められるか、又は当該施設の利用が他種水利と密接な関連を有し、農業と他産業の間で水利、費用等の調整を必要とすると認められること。
- (2) 当該施設又はその操作による利害が2都府県以上にわたること。

事業主体

国（農林水産省）

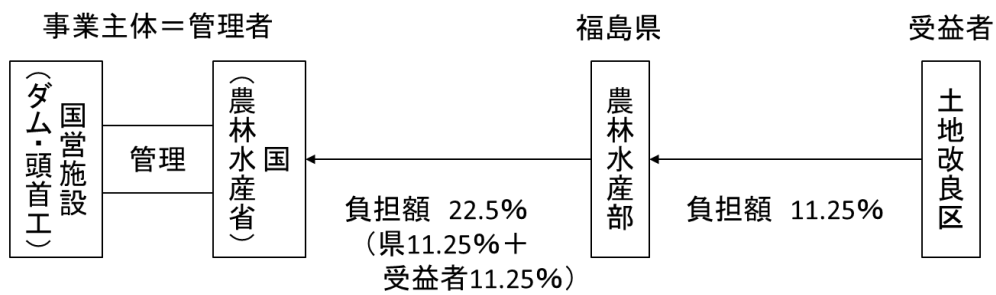
実施施設

羽鳥ダム

事業費負担区分

国	県	地元
77.5%	11.25%	11.25%

仕組み



(3) 国営造成施設県管理費補助事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業により造成した施設のうち、その規模及び当該事業に係る受益面積が他の同種のものに比べて著しく大きく、かつ、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼす等、一定の要件に該当する施設について、県が国から施設の管理を受託して行う事業です。

事業の内容

県が国（農林水産省）から管理を受託して行う国営造成施設の管理です。

採択要件及び対象施設

施設の区分	採択要件	
ダム 頭首工	設計洪水量	700m ³ /s 以上
	洪水吐ゲート	3 門以上
	関係受益面積	3,000ha 以上
	非農用地	20%以上
排水機場	排水機（1 機場）	口径 1,500mm 以上 5 台以上
	設置又は、排水能力において同程度のもの	
	関係受益面積	3,000ha 以上
	非農用地	20%以上
防潮水門	年間利用水量	4,000m ³ 以上
	又は満水面積	1,000ha 以上
	年間通水量	
	又は流域面積	
	受益面積	
	非農用地	

事業主体

福島県

実施施設

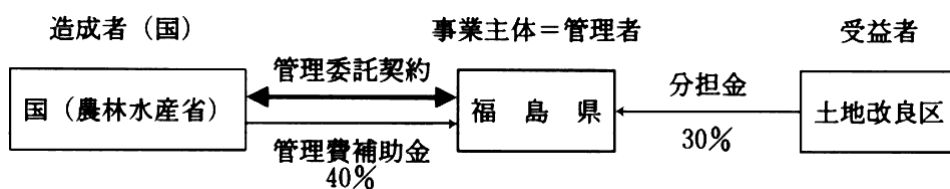
大柿ダム

事業費負担区分

国	県	地元
40%	30%	30%

(原発事故に伴う被災12市町村内にある施設は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。)

仕組み



(4) 基幹水利施設管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

- 1 農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であり、地域農業の展開を図る上でも、施設の適切な管理による的確な用排水管理が強く望まれています。また、農業水利施設は、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、社会経済情勢の変化に伴って、その公共性・公益性は益々高まってきており、この面からも施設機能の適切な管理が望まれています。
- 2 このため、都道府県、市町村及び土地改良区が一体となって農業水利施設の管理を強化する方策を講じるとともに、大規模で公共性の高い施設のうち市町村等が管理するものについては、その適切管理に要する費用に補助する事業として、地域農業の確立及び農村地域の振興に資するものとしします。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が協議会を設けて基幹水利施設管理強化計画を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施します。

採択要件及び対象施設

管理事業は、基幹水利施設であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね 10 パーセント以上であるものとする。

10 土地改良施設の管理事業関係

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとに受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール（畑を受益地とするものにあつては、300 ヘクタール）以上であること。
- (3) 別表 1 (下表) に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。

(別表 1)

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね 300m ³ /s 以上、または、貯水容量がおおむね 2,500 千 m ³ 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね 300m ³ /s 以上であること。 (2) ゲートを 1 門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね 1.0m ³ /s 以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね 1.0m ³ /s 以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上であること。
排水樋門 (排水分水ゲート含む)	計画通水量がおおむね 15m ³ /s 以上であること。

・事業の申請

都道府県知事は、事業を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 12 月 20 日までに、土地改良事業計画概要書及び第 5 の採択基準に係る事項を記載した書面並びに強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに市町村の行う事業にあつては地方農政局長（北海道にあつては構造改善局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、都道府県の行う事業にあつては地方農政局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

事業主体

県・市町村等

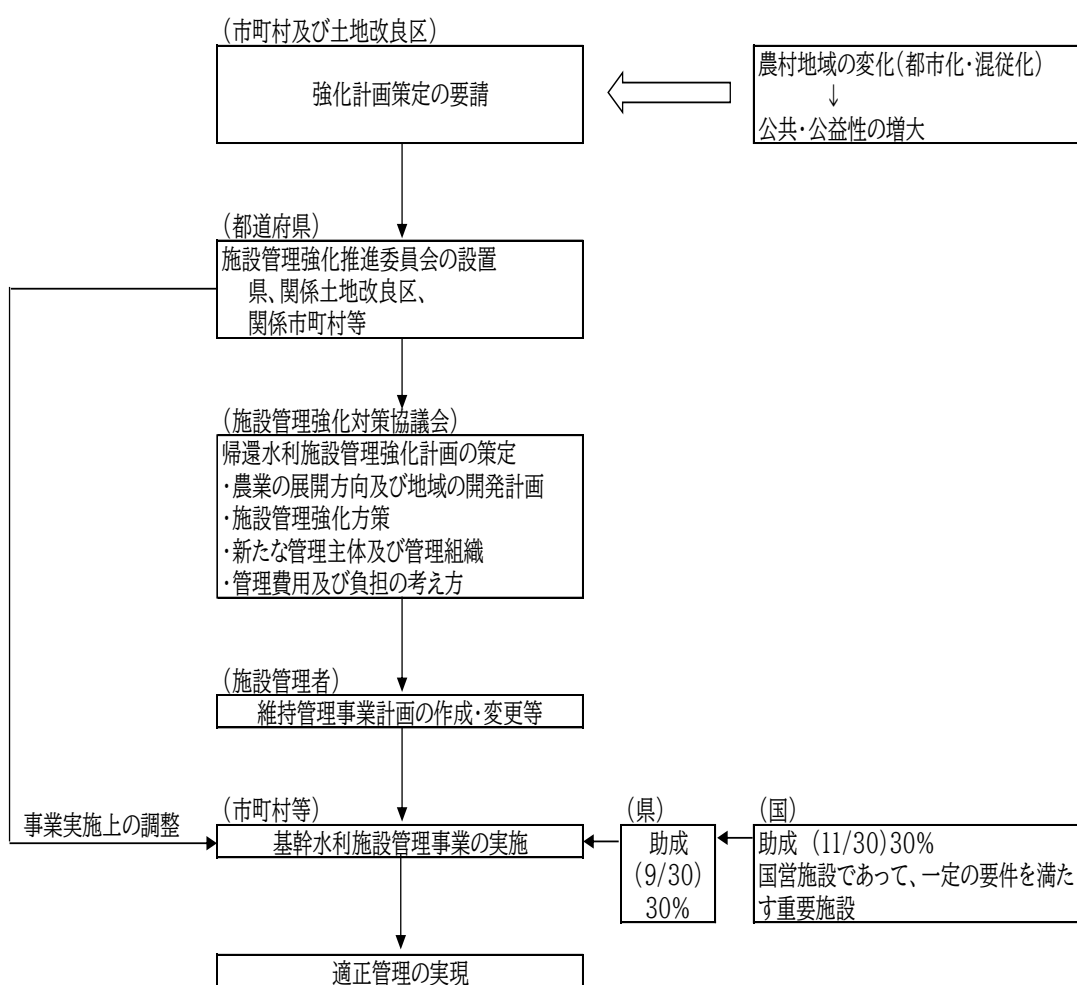
事業費負担区分

基幹水利施設管理事業		
国	県	地元
(10/30)	(9/30)	(11/30)
30%	30%	40%

上段（ ）は、治水協定ダムの場合

(原発事故に伴う被災12市町村内にある施設は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。)

仕組み



(5) 国営造成水利施設管理強化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有していますが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められています。

このため、施設管理者に対して、農業水利施設の役割に応じた支援を行うことで農業水利施設の有する多面的機能の発揮を図ります。

事業の内容

1. 一般型

水利管理強化計画に基づき土地改良区及び土地改良区連合又は市町村が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理を支援します。

(1) 土地改良区等が管理する施設の多面的機能の発揮に応じた費用

維持管理費×0.6/1.6 相当額を上限（(2)の費用を除く）

(2) 治水協定ダムの洪水調整機能強化の発揮等に対応した費用

維持管理費×0.75/1.75 相当額を上限

(3) その他

整備補修に要する費用（定額）

2. 連携保全型

連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）及び水利施設管理強化計画に基づき、土地改良区等が管理する国営造成施設等の維持管理に対して支援します。

(1) 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた施設の維持管理費

(2) 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた施設の整備補修に要する費用

3. 特別型

(1) 流域治水対策

流域治水計画に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の流域治水に係る以下の取組を支援します。

ア 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組

イ 治水協定ダム の事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組

(2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策計画に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の渇水・高温対策に係る以下の取組を支援します。

ア 渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組

イ 渇水・高温対策のための用水対策（BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）の取組

(3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策計画に位置付けられた国営造成施設及び国営造成施設等と同一水系に位置する農業水利施設の特定外来生物対策に係る以下の取組を支援します。

ア 特定外来生物対策の管理体制の構築等に係る取組

イ 特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く）。

事業主体

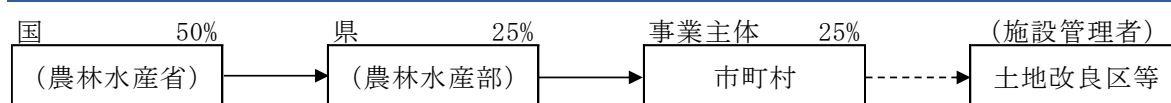
県・市町村

事業費負担区分

水利施設管理強化事業（一般型）		
国	県	地元
50%	25%	25%

※特別型については、事業実施時に設定します。

仕組み



※特別型の負担区分は、事業実施時に設定します。

(6) 県有土地改良施設等管理事業の仕組みを教えてください。

県営土地改良事業により造成した施設は、市町村等が譲与を受けて自主管理することになりますが、特に公的な性格を有する施設については、福島県が所有したまま県による直接管理や市町村等に対する管理委託により管理を実施しています。県有土地改良施設等管理事業の対象となる施設は、県有の防災関係施設、海岸保全施設及び農業用利水ダムで、その種類に応じ、次のとおり管理費の一部を負担しています。

なお、原発事故に伴う被災12市町村内にある施設の一部は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。

防災施設管理事業

1 事業の目的

県営土地改良事業により造成した施設のうち、防災等公共性の強い施設について、市町村等に管理を委託し、適切な管理により施設の効用を維持するとともに、農地保全等を図る事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し管理費用の一部を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

福島県土地改良施設条例に定める防災施設です。

4 事業主体

県 ※市町村等へ管理委託

10 土地改良施設の管理事業関係

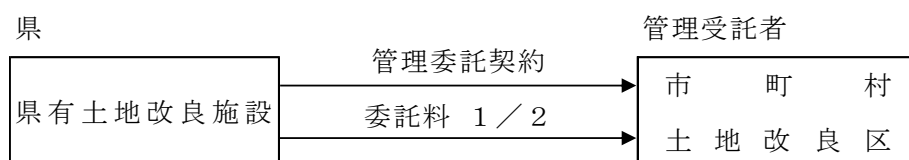
5 実施施設

防災ダム	3 施設	大笹生ダム	他 2
湛水防除	5 施設	大沢排水機場	他 4
干拓地排水	1 施設	八沢浦排水機場	

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	50%	50%

7 仕組み



海岸保全施設管理事業

1 事業の目的

農林水産省（農村振興局）所管の海岸保全区域内に指定された知事が管理すべき海岸保全施設の一部を市町村等に管理委託し、施設の適切な維持管理を図るとともに、津波、高波、波浪等による災害を防止し、農地等の保全を図る事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し管理費用を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

海岸保全区域内に造成された防潮樋門等です。

4 事業主体

県 ※市町村等へ管理委託

10 土地改良施設の管理事業関係

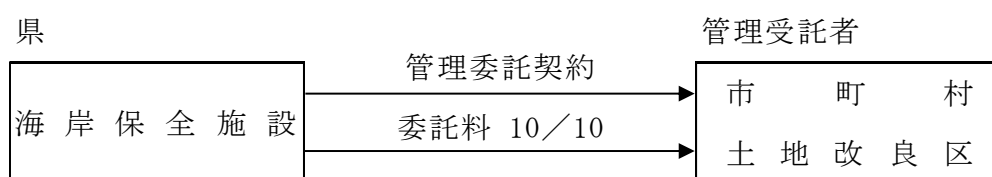
5 実施施設

海岸保全施設 6 施設 北海老 他 5

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	100%	0%

7 仕組み



県営造成基幹水利施設管理事業

1 事業の目的

県所有の農業用利水ダムと付帯施設について、適切管理を行い、施設機能を持続的に発揮させ、災害、事故等を未然に防止する事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し人件費を除く管理費用の一部を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

福島県土地改良施設条例に定める施設のうち、施設の規模と管理経費等が一定の基準以上の県所有の農業用利水ダムです。

4 事業主体

県 ※市町村へ管理委託

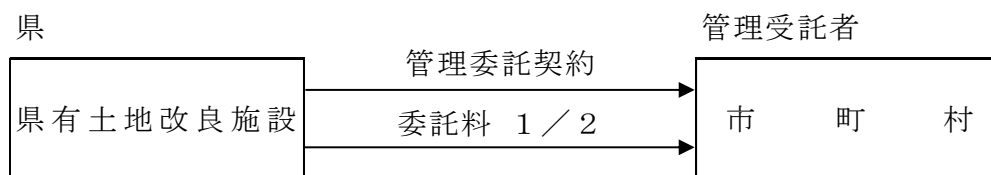
5 実施施設

農業用利水ダム 5 施設 松ヶ房ダム 他 4

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	50%	50%

7 仕組み



鶴沼川防災ダム県管理事業

1 事業の目的

県所有の栃沢・宮川・二岐ダムについて、国営造成の新宮川ダムとの一体管理を行うために県が直接管理を行います。

2 事業の内容

県が関係町村から管理費の一部負担を得て直接管理を行いますが、業務の一部について、会津宮川土地改良区に操作委託をします。

3 事業主体

県

4 実施施設

栃沢ダム・宮川ダム・二岐ダム

5 事業費負担区分

	県	関係市町村
管理費	50%	50%

(7) 日中ダム管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営会津北部農業水利事業ほか3者共同事業で造成された多目的機能を有する日中ダムは、その公共性・公益性から河川管理者が一元的に管理しています。県は、農業用水分の持ち分を国から管理受託することにより、施設の適切な管理を行い、もって農業経営の安定と農村地域の振興を図っています。

事業内容

国営事業により造成された日中ダムの農業用水分の管理経費の一部を県が負担し、施設の適切な管理を推進します。なお、平成8年度より当該経費に基幹水利施設管理事業が導入され、受益者の負担が軽減されました。

事業主体

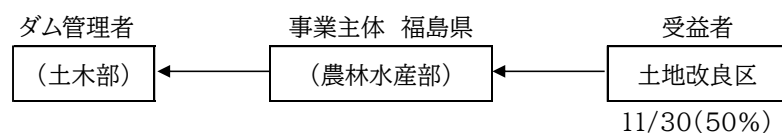
福島県（農林水産部）

事業費負担区

国	県	土地改良区
10/30 (0%)	9/30 (50%)	11/30 (50%)

() 内は、管理費における基幹水利施設管理事業対象外経費に係る負担率

仕組み



(8) 土地改良施設維持管理適正化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業が、農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、土地改良施設を適切に保全管理していくことが重要です。また、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった現下の課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが求められています。

このため、土地改良区等による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適切な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及び ICT の有効活用に資することを目的としています。

本事業には次の2種類の事業があります。

整備補修事業（一般型、連携管理保全型）

土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な整備補修、修繕、一部更新等を行います。

1 採択基準

【各タイプ共通】

- (1) 県土連が行う管理指導事業の対象となっている農業水利施設で、管理指導事業の結果、必要と認められた整備補修であること。
- (2) 団体営土地改良事業規模以上の事業で造成された施設であること。
- (3) 概ね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）

【一般型】

- (1) 1地区（1施設）当たりの事業費が200万円以上であること。

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

10 土地改良施設の管理事業関係

(1) 財政融資資金を活用し、連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設であること。

(2) 1地区（1施設）当たりの事業費が100万円以上であること。

2 事業主体

【一般型】

市町村、土地改良区 等

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

土地改良区、土地改良区連合

3 補助率

【一般型】

国 30%、県 30%、事業主体 40%

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

国 40%、県 30%、事業主体 30%

4 留意事項

【各タイプ共通】

(1) 整備補修事業に加入した事業主体は、事業費の30%の額を5年間均等に県土連に対し拠出します。

$$P = A \times 0.3 / 5 \text{ 年}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金、A = 整備補修事業の事業費

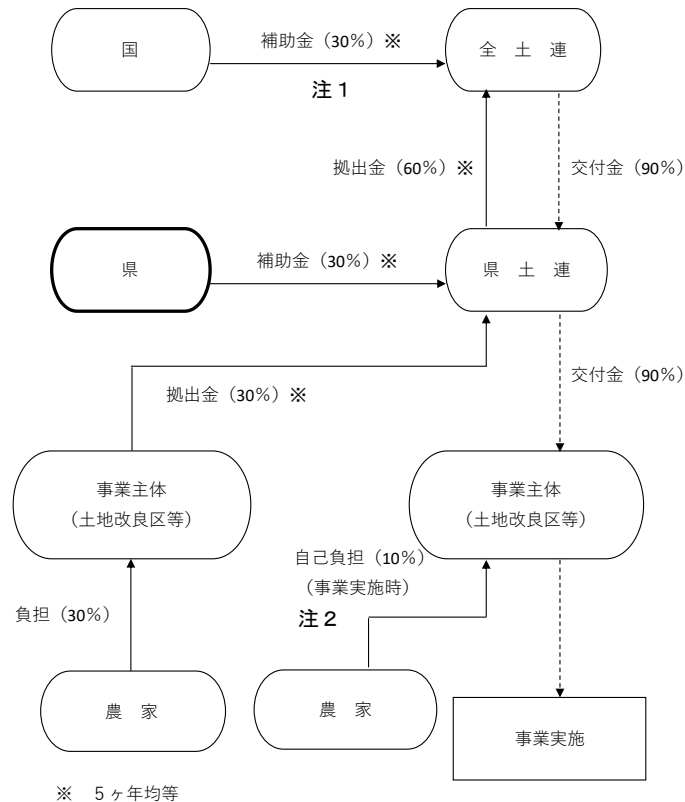
(2) 事業主体は、整備補修を一期5年間のうち、いずれかの年に、事業を実施します。

【一般型】

(1) 事業実施に当たっては、事業費の90%の交付金を県土連から受け、残り10%を自己負担して事業を実施します。

（※連携管理保全型の交付金は事業費の100%となります。）

5 仕組み



注1 連携管理保全型の場合は補助金が40%となります。

注2 連携管理保全型の場合は自己負担(10%)が不要となります。

6 緊急整備補修の特例

予測し得ない事故等の発生の理由により、緊急に整備補修を実施する必要がある場合は、緊急整備補修として当該年度に実施する特例があります。

防災減災機能等強化事業

農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を機動的に行うものです。

1 採択基準

1 0 土地改良施設の管理事業関係

- (1) 県土連が行う管理指導事業の対象となっている農業水利施設で、管理指導事業の結果、必要と認められた施設整備であること。
- (2) 団体営土地改良事業規模以上の事業で造成された施設であり、1地区(1施設)当たりの事業費が100万円以上であること。
- (3) 防災減災、省エネ化・再エネ利用、省力化のための施設整備であること。
 - ア 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
 - イ 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
 - ウ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

2 事業主体

市町村、土地改良区、水利組合等の認可地縁団体 等

3 補助率

国 50%、県 20%、事業主体 30%

4 留意事項

- (1) 防災減災機能等強化事業に加入した事業主体は、施設整備を原則加入初年度に事業費の全額分の交付金を県土連から受けて実施します。
- (2) 事業主体は、事業費の30%の額と財政融資資金の借入に伴う利息を含めた額を5年間均等に県土連に対し拠出(償還)します。

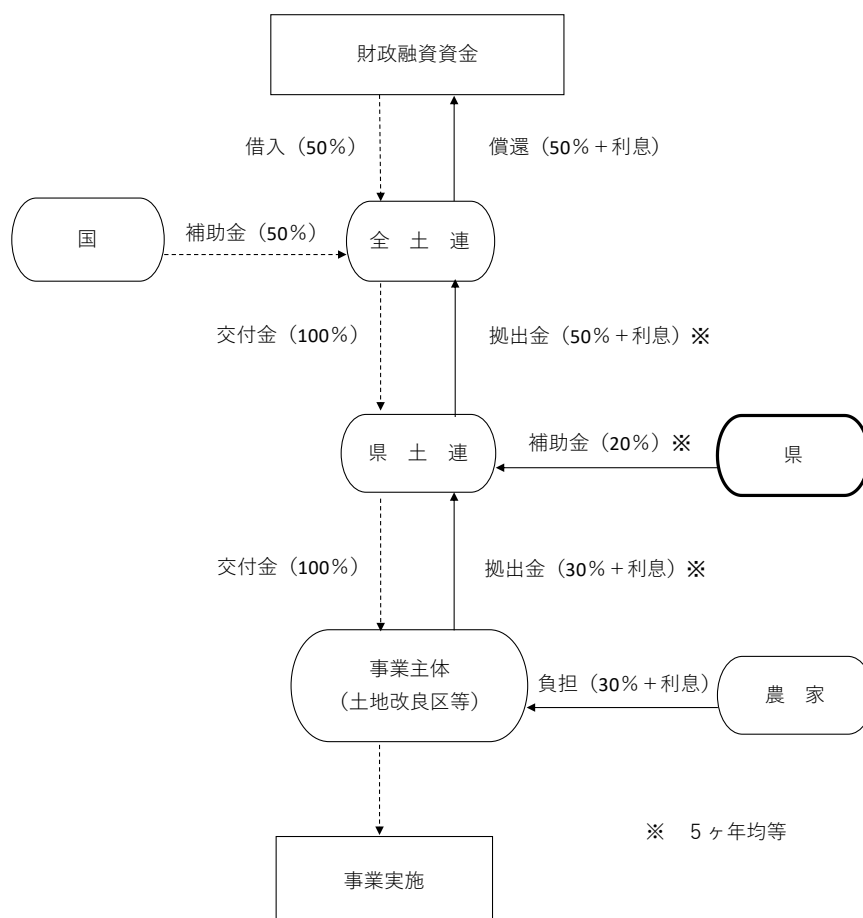
$$P = (A \times 0.3 + R) / 5 \text{ 年}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金、

A = 防災減災機能等強化事業の事業費、 R = 利息

10 土地改良施設の管理事業関係

5 仕組み



1 1 土地改良事業の法手続及び 土地改良制度資金等関係

(1) 土地改良事業の法手続について教えてください。

法手続とは、土地改良事業を開始するにあたり、一定の地域内にかかる利害関係人の権利関係や費用負担等各種の調整を行うとともに、適切な事業計画が作成されるよう土地改良法の規定に基づく手続を行うことですが、その種類は次のとおりです。

事業主体	事業の種類	申請人
国・県	申請事業	3条資格者、土地改良区、市町村、農業協同組合
	応急事業 (災害復旧)	
県	非申請事業 (ほ場整備)	
	非申請事業 (埋立・干拓)	
	応急事業 (災害復旧)	
土地改良区	認可事業	
	応急事業 (災害復旧)	
その他 (市町村、農業協同組合、 農地中間管理機構等)	認可事業 (市町村営を除く)	

次に、法手続の主な事項（申請事業の場合）について説明します。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

申請人の決定

土地改良事業は一般的に申請に基づく事業であり、開始手続にあたっては、申請人を決定する必要がありますが、それは次の方がなれます。

土地改良法第3条に規定する資格を有する者（3条資格者）、土地改良区、市町村、農業協同組合

一定地域の決定

事業の受益地を決定する手続ですが、一定地域には事業を施行しようとする地域又は事業によって利益を受ける土地全部が含まれることが必要です。なお、一定地域内に国有地等が含まれる場合は管理行政庁の地区編入承認を得ること、また非農用地を含む場合は関係権利者全員の同意を得ることが必要です。

事業計画概要の公告

申請人は事業計画概要を作成し、一定地域の属する市役所又は町村役場の掲示場に5日間の公告を行います。この場合、申請人は事前に当該市町村長と協議しておく必要があります。さらに、当該市町村長との協議の前に20日間以上の公告縦覧をし、意見がある者から意見書を徴し、申請に際しその写しを添付しなければなりません。

公告事項（1）事業計画の概要

- （2）事業費の概算及び地元負担金の予定額又は割合
- （3）造成される施設の予定管理方法
- （4）その他必要な事項

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

同意の徴集

一定地域内の土地について3条資格者の3分の2以上の同意を得ることが必要です。なお、農用地以外の資格者がいる場合は全員の同意が必要です。

事業の確定及び認可

事業計画決定後20日間以上の公告縦覧で審査請求がないとき、又は審査請求に対する決定をしたときに事業が確定され、着手することができます。

審査請求の期間は、縦覧期間満了後15日間です。

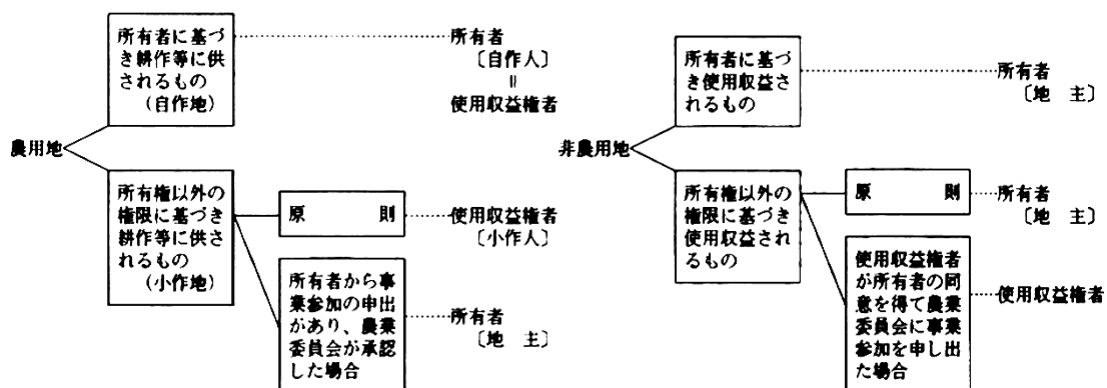
留意事項

事業計画概要の中で予定管理方法を定める場合は、あらかじめ当該予定管理者から内諾を得る必要があります。

(3条資格者について)

土地改良法第3条によって定められている土地改良事業に参加する資格を有する者のことですが、原則として農用地については使用収益権者、非農用地については所有者になります。ただし農業委員会へ申し出ることにより資格交替をすることもできます。

(3条資格者の図式)



1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

(法手続が完了するまでの日数)

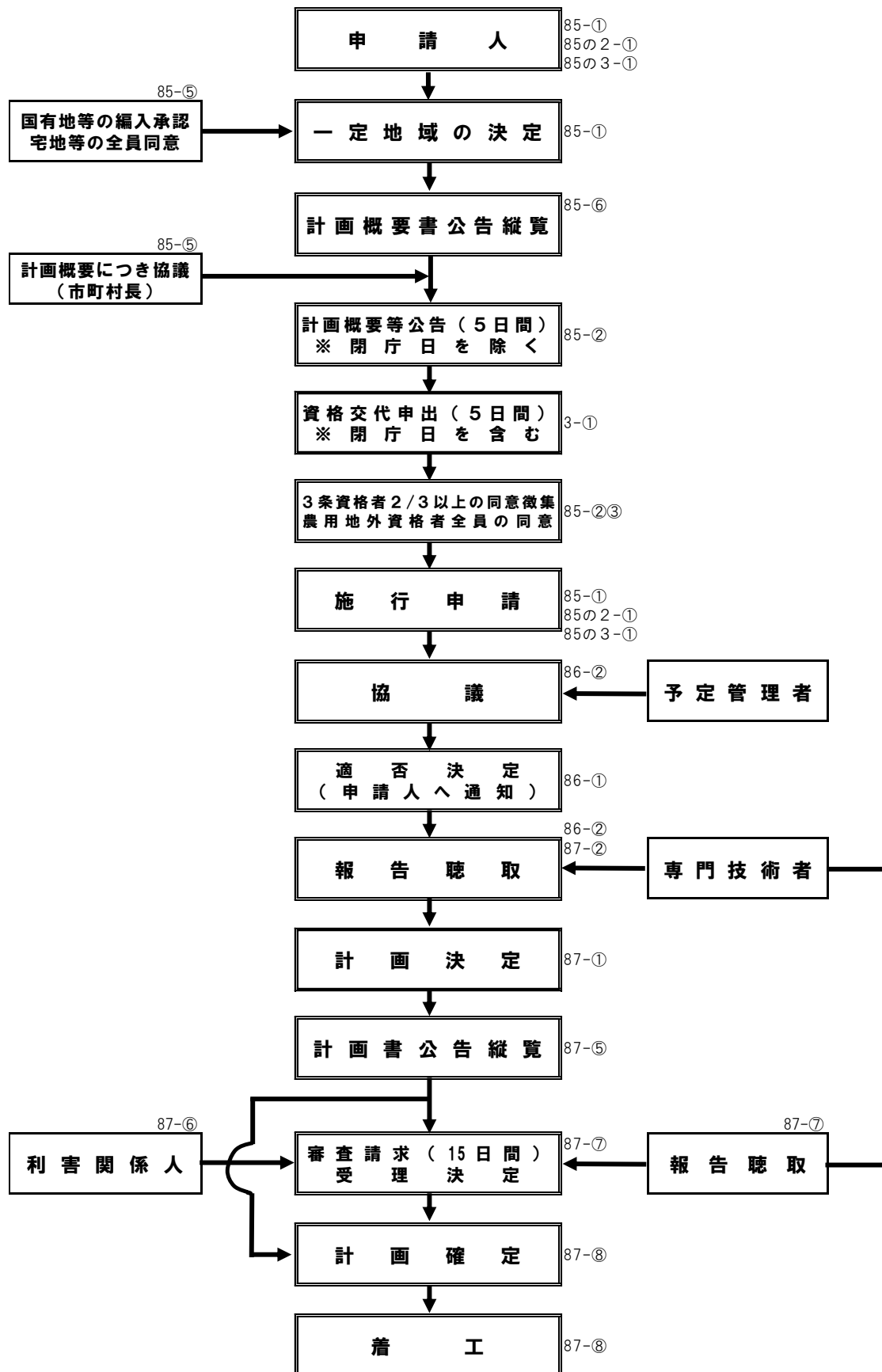
現在実施している法手続は、申請書を受理してから確定するまでの標準的所要日数が約 60 日とされております。事業の着工時期を考慮のうえ、適期に申請できるように留意してください。

(法手続が必要となる事業)

- (1) 農業用排水施設(かんがい排水事業)
- (2) 農業用道路(農道整備事業)
- (3) 農用地の保全、利用上必要な施設(ため池等整備事業等)
- (4) 区画整理(ほ場整備事業)
- (5) 農用地の造成(農地開発事業)
- (6) 埋立て干拓(国、又は県が施行し、非申請事業となる。)
- (7) 災害復旧又は土地改良施設の突発事故被害の復旧
- (8) 交換分合
- (9) その他の事業(客土、暗きょ排水、床締等)

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

○県営事業の主な法手続フロー



(2) 農業農村整備事業の農家負担（受益者負担）の資金調達について、その概要を教えてください。

農業農村整備事業を実施する場合には、国、県の補助の有無にかかわらず受益者自身が負担する資金が必要です。負担額が少額の場合、受益者自身が何らかの方法（預貯金の引き出し、農協等からの一時借入など）で、一度に支払う場合がありますが、事業の効果が工事完了後でなければ発揮できませんし、また受益者負担が多額である場合、一度に支払うことは農家にとって大きな負担となります。このため、できるだけ負担を軽減し、事業の円滑な推進を図るために、次のような融資制度があります。

農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）

農業基盤整備資金は、農業生産力の増大、生産性の向上を図るための生産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに係る費用に対して長期・低利な融資を行う、株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）の制度資金です。

この資金は、補助残（県営・団体営の補助事業の補助金以外の部分、つまり受益者負担分）と非補助事業（県単独補助事業もこれに含まれます）の両方に融資できるようになっています。

(1) 融資対象事業

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道、畦畔整備、石れき除去、農地造成（地目変換等）、水質障害対策等の農地保全、老朽ため池整備等の防災、土地改良施設の補修等の維持管理、農林水産省の補助事業として実施する農業集落道・農業集落排水施設・営農飲雑用水施設等の農村環境基盤施設、農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設等の集落環境基盤施設、牧野の造成・改良・保全・利用上必要な施設、災害復旧など

※調査設計費も融資の対象になります。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

(2) 借入者の資格

ア 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者

イ 5割法人・団体（農業を営む者及び上記法人がその構成員または資本金などの過半を占めるか、または過半の出資等を行っている法人・団体）

ウ 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人、または地方公共団体が構成員の過半を占めるか、または過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）

※ 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び連絡道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限ります。

(3) 利率（年）

ア 国の補助事業

県営 2.15%

※ 担い手への農地集積を行う「ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業等）」は、負担する額の 5/6 または貸付対象事業費の 10%以内は無利子（担い手育成農地集積）となる。

団体営 2.00%

イ 非補助事業

一般 2.00%

※ 利率は令和 7 年 7 月 15 日現在です。

※ 最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

(4) 償 還 期 限 25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

(5) 据 置 期 間 10 年以内

(6) 融資限度額 地元負担額（最低限度額 50 万円）

(3) 土地改良事業の調査設計費等の融資対象の範囲及び条件は、
どのようになっていますか。

融資対象となる範囲

- (1) 調査設計 (団体営土地改良事業実施要綱による。)
- (2) 換地設計 (換地設計実施要領による。)
- (3) 団体営地形図作成 (団体営地形図作成事業実施要領による。)
- (4) 土地改良施設維持管理計画書作成
- (5) 災害復旧事業計画概要書作成 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助
の暫定措置に関する法律施行令による)

融資の条件

調査設計費等に伴う受益者負担金に対しては、下記により日本政策金融公庫から「農業基盤整備資金」として融資を受けることができます。

(1) 借入者の資格

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、5割団体・法人、農業振興法人

(2) 利率

ア 国の補助事業 県 営 2.15%

団体営 2.00%

イ 非補助事業 一 般 2.00%

※ 利率は令和7年7月15日現在です。

※ 最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

(3) 償 還 期 限 25 年以内 (うち据置期間 10 年以内)

(4) 据 置 期 間 10 年以内

(5) 融資限度額 地元負担額 (最低限度額 50 万円)

(4) 非補助土地改良事業の仕組みを教えてください。

非補助土地改良事業の目的

- (1) 土地改良事業には、国の補助を受けて行う県営、団体営の補助事業と国の補助を受けないで行う非補助事業とがあります。これら事業の実施状況を事業量及び事業費の面からみると、その主流は補助事業と言えるでしょう。

しかし、補助事業は一定の採択要件（例…事業種類、受益面積、事業量、事業費等）があって、これにかなったものでなければ事業を実施することができません。また、採択要件にかなっていても国の予算上の制約等から必ずしも農家が希望する時期に着工したり、完了できるとは限りません。

したがって、国の補助の対象とならない小規模な事業や、補助事業の採択要件にかなっていても、地元の要望により早期に事業効果を発現させる必要がある場合などは、国の補助を受けない非補助事業として実施することになります。

- (2) 土地改良事業の効果を最大限に発揮させるためには、基幹部分を補助事業で行い、その末端部分については、非補助事業で行うというように、事業の規模、内容に応じて補助事業と非補助事業をうまく組み合わせバランスのとれた事業の実施を考えていく必要があるでしょう。

このように、補助事業を補完する役割をもっている非補助事業を積極的に進めることによって、初めて地域全体の農業生産基盤の整備水準が高められると言えるでしょう。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

非補助農業基盤整備資金（日本政策金融公庫）

国の補助を受けない小規模な土地改良事業など生産基盤の整備のほか、農業集落排水施設などの生産基盤と一体として行う生活基盤の整備に必要な資金を長期低利で融通する制度です。

下記により、日本政策金融公庫から「農業基盤整備資金」として融資を受けることができます。

（１）借入者の資格

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、５割団体・法人、農業振興法人

（２）利率

非補助事業 一般 2.00%

※ 利率は令和７年７月１５日現在です。

※ 最新の利率については、日本政策金融公庫福島支店・農業協同組合・最寄りの銀行等へお問い合わせください。

（３）償還期限 25年以内（うち据置期間 10年以内）

（４）据置期間 10年以内

（５）融資限度額 地元負担額（最低限度額 50万円）

事業の種類

○非補助事業の区分

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
かんがい排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
ほ場整備	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
暗渠排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
客土	受益面積 20ha 未満	20ha 以上。ただし、離島、補助事業の分割採択残を除く。	20ha 以上の左記ただし書該当
農道	受益面積 20ha 未満または延長 1,000m 未満（平均傾斜度 15 度以上は 14ha 未満または 500m 未満）	20ha 以上かつ 1,000m 以上（平均傾斜度 15 度以上は 14ha 以上かつ 500m 以上）。ただし、平均傾斜度 30 度以上、離島、補助事業の分割採択残を除く。	左記ただし書該当
索道（軌道等運搬施設を含む。）	受益面積 20ha 未満または延長 500m 未満	—	20ha 以上かつ 500m 以上
農地造成	受益面積 10ha 未満（優良牧草の導入は面積制限なし）	—	10ha 以上
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	—
防災、農地保全	面積制限なし	—	—

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
農業集落排水 施設	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。	－
埋立、干拓、 干拓関連、床 締、心土耕、 石れき除去、 酸性きょう 正、飲雑用水	－	－	面積制限なし
畦畔整備	－	－	コンクリートまたは 石積等の畦畔
牧野の改良・ 造成	受益面積 10ha（開拓付帯地、河川敷 5ha）未満	－	10ha（5ha）以上
牧野利用施設 整備	牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等	－	隔障物、牧舎等の単 独実施の場合

※ 1) 選定事業とは、福島県知事の選定を、認定事業とは東北農政局長の認定を要するものをいいます。

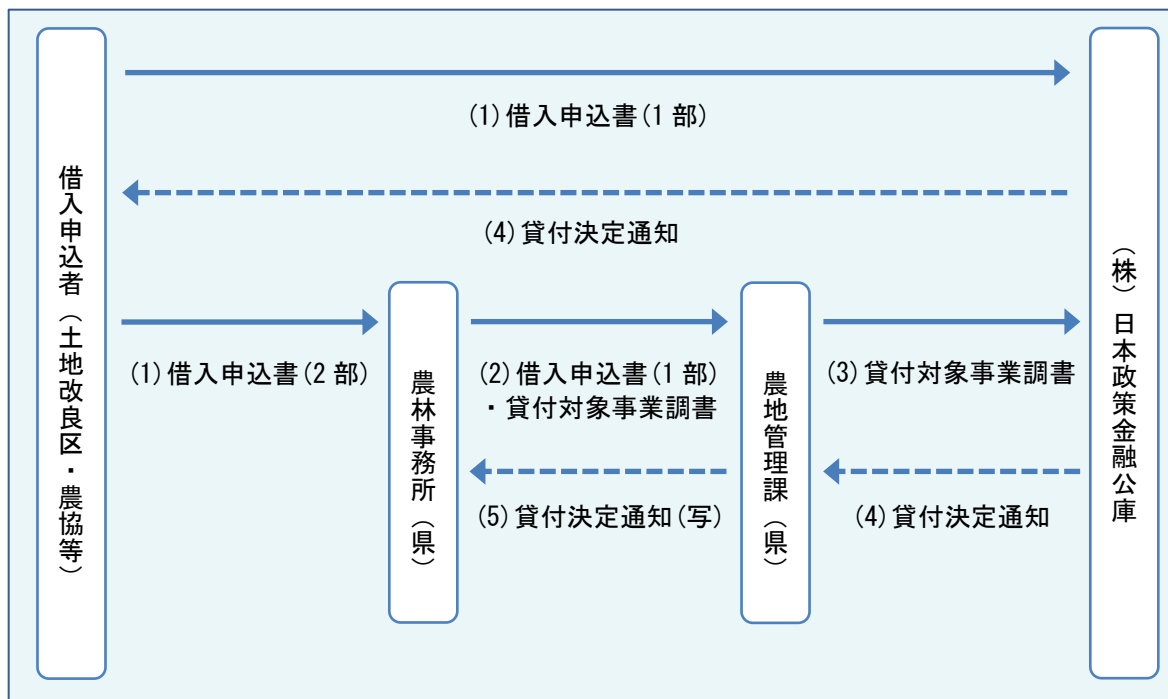
2) 石れき除去、飲雑用水施設（特定の補助事業に関連する末端支派線分）、調査設計等は一般非補助のみの対象となります。

留意事項

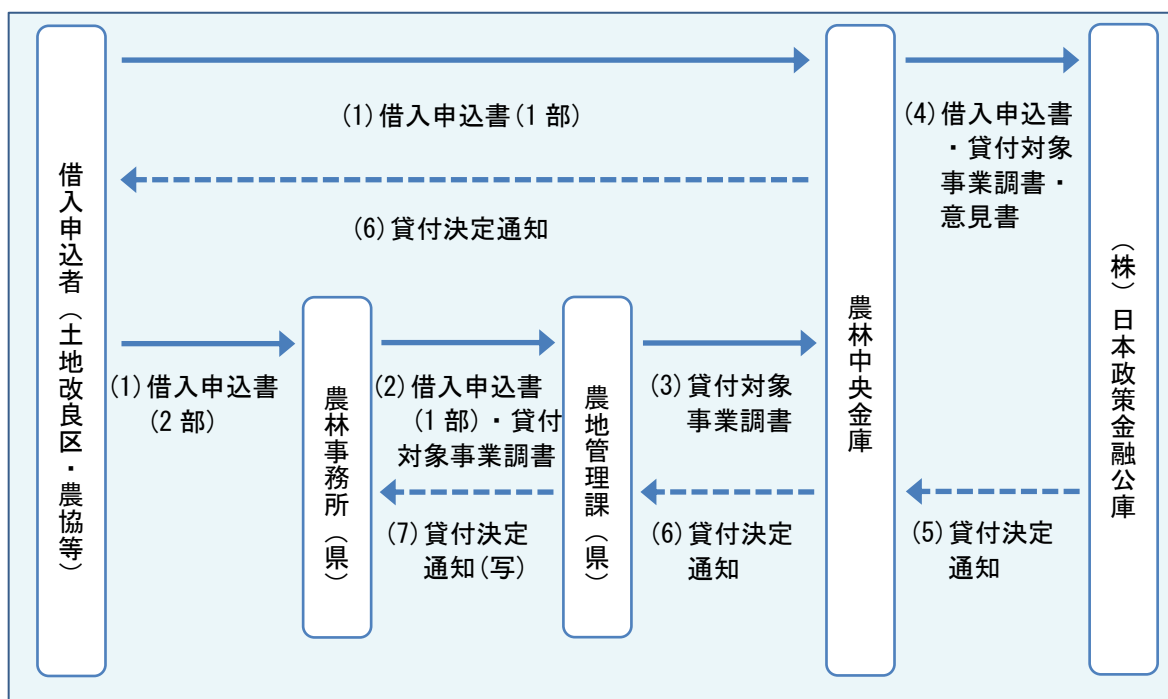
- 県単独事業及び市町村単独事業の受益者負担分についても非補助土地改良事業の対象となります。
- 土地改良法によらない非補助土地改良事業について
農業者が個人で施行する事業を除き、原則として次の要件に該当するものは、土地改良法によらない非補助土地改良事業として扱うことができます。
 - ア 非補助土地改良事業資金の貸付対象事業であって、事業費が 1 億円未満のものであること。
 - イ 権利関係の調整を要しない事業内容のもので、紛争等の可能性のない事業であること。
 - ウ 事業に対する権利者全員の同意が書面をもって行われていること。
 - エ 事業実施期間は単年度であること。
 - オ 事業主体は、農業を営む者の組織する法人、数人共同施行、農業協同組合（連合会を含む。）、市町村であること。

(5) 借入申込から貸付決定に至るまでの流れを教えてください。

(1) 直接貸付（補助残融資）



(2) 委託貸付（補助残融資、非補助融資）



(6) 土地改良事業負担金対策には、どのような種類がありますか。

土地改良事業負担金対策の体系

【償還方法の改善】※国営事業の負担金に限る

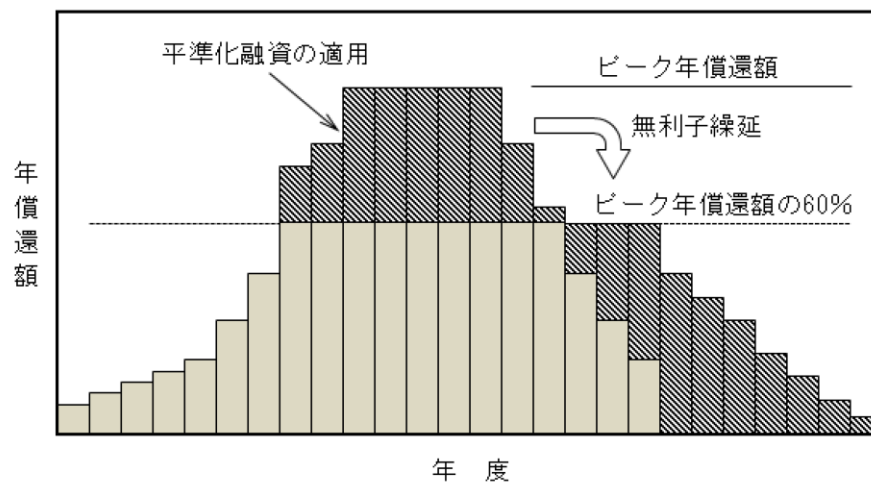
計画償還制度

償還期間の延長により単年度償還額を軽減することに加え、元金の前倒し償還や元金均等償還により償還額の増嵩を抑制する制度。

【農家負担金軽減支援対策事業】

(1) 土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

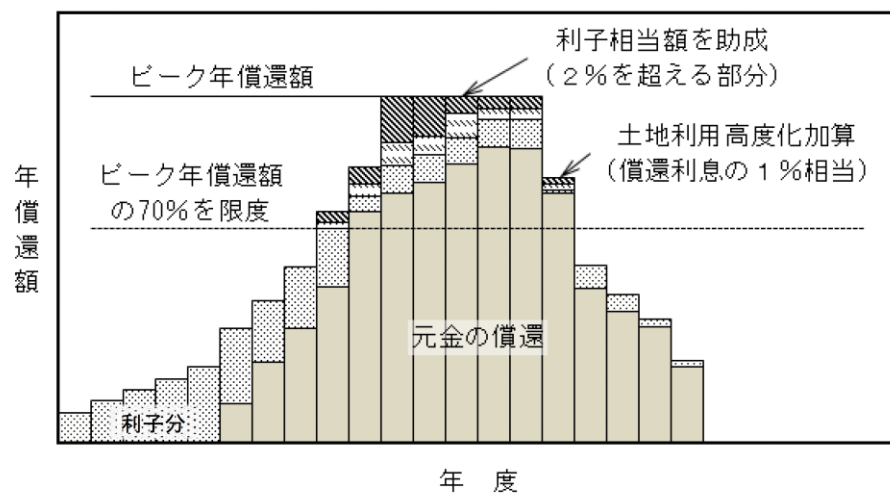
償還の平準化を図るため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、無利子となるよう利子相当額を補給する制度。



1.1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

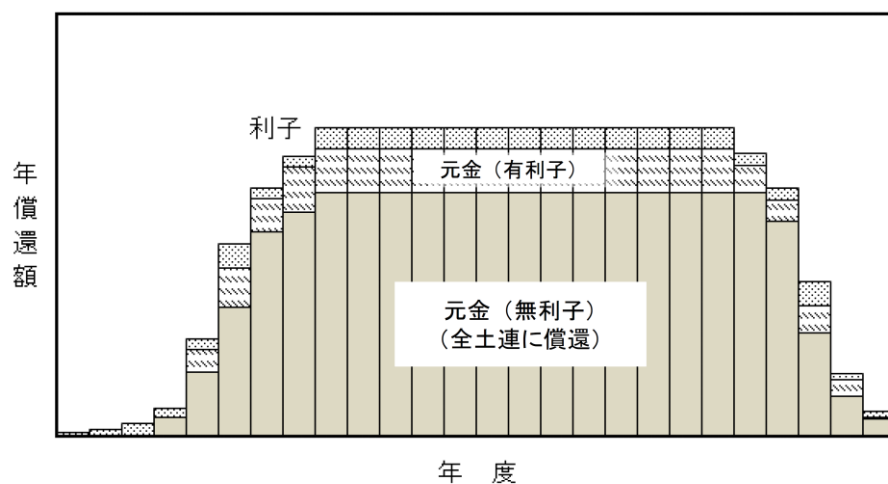
(2) 担い手育成支援事業（利子助成）

担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還額がピーク時年償還額の70%を超える期間等を限度として償還利息の一部を助成する制度。



(3) 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子貸付）

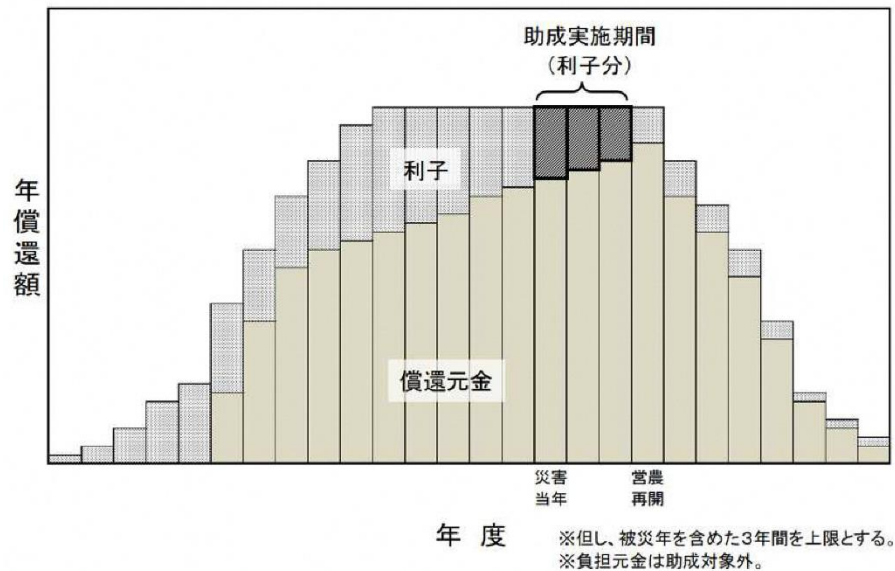
担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区について、土地改良事業の農家負担額の5/6に相当する額を限度に無利子融資を行う制度。



1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

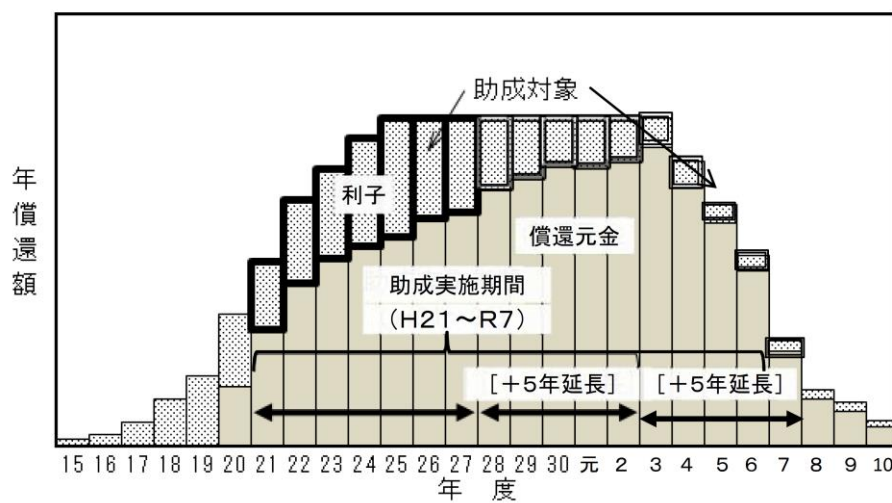
(4) 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が災害復旧事業の適用を受けた場合、受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当分を助成する制度。



(5) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業（利子助成）

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域について、対象事業の受益者負担金または償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付する制度。

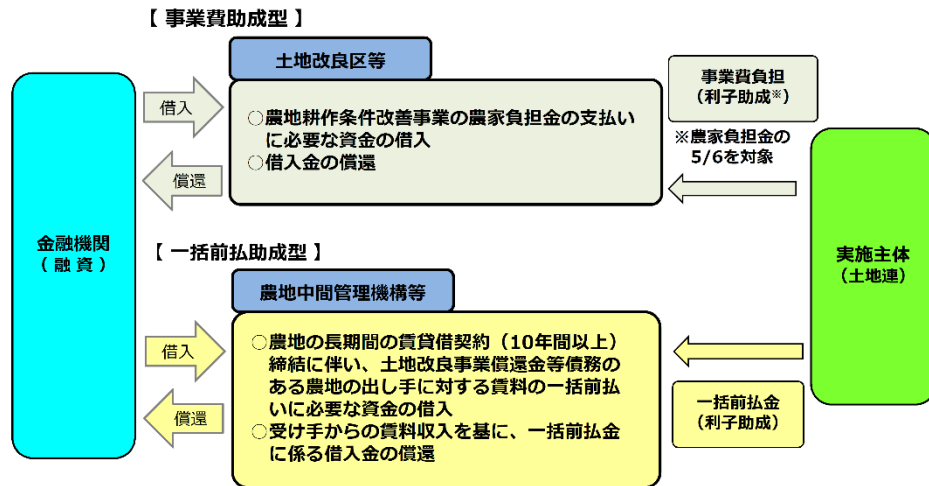


1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

(6) 農地有効利用推進支援事業（利子助成）

農地耕作条件改善事業を実施する地区のうち、担い手への農用地利用集積が概ね8割以上となる地区について、農家負担金の償還利子の一部助成及び農地の出し手に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額の助成を行う制度。

<支援イメージ>



(7) 土地改良事業負担金対策の制度概要を教えてください。

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
1. 計画償還 制度	S62 H元 拡充 H7 拡充	ア. 特別型 国営事業 で一定要 件を満た す地区	国営	地元負担金の計画的かつ円滑な償還を推進するため、支払方法及び償還期間に特別措置を講じ、償還総額の増嵩の抑制と単年度当たりの地元負担金の軽減を図る。 (償還方法) 元利均等→元金前倒し 年賦償還 (償還期間) 15～17年→25年	ア. 輸入自由化関連作物の作付け面積割合が地区全体の1/3以上の地区で(1)及び(2)～(4)のうち1つを満たす地区 (1)S63年までに着工し、H元年度以降に償還開始する地区。また、H5年度輸入自由化関連地区にあっては、H5年度までに着工し、H6年度以降に償還開始する地区 (2)自然増を除く地元負担金の増が当初計画の2.5倍以上 (3)特別型への振替後の工期が当初予定の2倍以上かつ工期延長に伴う地元負担の増が地元負担総額の10%以上 (4)10a 当たり年償還額が農地造成で3万円以上、かん排で1.5万円以上

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
		イ. 一般型 国営事業 で一定要 件を満た す地区			イ. 輸入自由化関連作物の 作付面積割合が地区全体 の1/3以上の地区で(1) 及び(2)または(3)のいづ れか1つを満たす地区 (1)S63年までに着工し、H 元年度以降に償還開始す る地区。また、H5年度 輸入自由化関連地区にあ っては、H5年度までに 着工し、H6年度以降に 償還開始する地区 (2)事業工期が当初計画の 2倍以上 (3)10a 当たり年償還額が 農地造成で3万円以上、 かん排で1.5万円以上
2. 工種別完 了制度	H元	特別型国営 事業	国営	事業全体の完了前 で、ダム、頭首工など の工種別の完了に伴 い、工種別に償還開始 を可能とするもの。 (1)地区全体完了までの 建設利息の増嵩抑制 (2)実質的な償還期間の 延長 (3)上記(1)(2)による年 平均償還額の軽減	
3. ステップ 償還制度	S61	特別型国営 事業	国営	償還期間の前期を低額 とし、後期を高額とす る償還方法	

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
4. 農家負担 金軽減支援対 策事業					
(1)土地改良負 担金償還平準 化事業	H2 H14 拡充	土地改良区 等	国営 県営 団体 営	土地改良事業負担金を円滑に償還するため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、利子補給を行い、年償還金を平準化することにより、円滑な償還が図れるようにする。 平準化目標額（年償還金がピーク時年償還金の70%（H14年度制度拡充により60%））を超える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借り入れ利率が無利子となるように利子補給を行う。 認定期間 H2年度～H16年度	H5年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区 (1)次のいずれかに該当する地区 ア.転作率30%以上 イ.自由化関連作物作付け1／3以上 ウ.10a当たり事業費が3倍以上増加 エ.その他知事が必要と認める地区 (2)ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区 ア.10a当たり1万円以上 イ.戸当たり20万円以上 ウ.その他知事が必要と認める地区
(2)特別型国営 事業計画償還 助成事業	H2 H19 拡充	土地改良区 等	国営	国営土地改良事業等の地元負担分について、財投からの借入金により事業を行っている地区で、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、農	特別型国営土地改良事業地区で、「新計画償還制度」の適用要件を満たしている地区

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
				家負担の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。 償還を行っている特別型国営土地改良事業地区において、償還利息の一部を助成する。 認定期間 H2 年度～H19 年度	
(3)担い手育成 支援事業	H7 H12 拡充	土地改良区 等	国営 県営 団体 営	ア 農地利用集積助成 土地改良事業の償還金のある地区で、農家の合意に基づき、担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還金の軽減を図り、農用地の効率的利用を促進する。 年償還金がピーク時年償還額の 70%を超える期間を限度として、助成限度利息 2.0% (H12 年度拡充以前は 3.5%) を上回る利子相当額を助成する。ただし、担い手への農用地利用集積の要件を達成するまでは、助成限度利息を上回る利子相当額の 1 / 2 を助成する。	H5 年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区 (1)事業認定後 5 年以内に、担い手の経営面積が 3 割以上増加 (2)ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区 ア. 10a 当たり 1 万円以上 イ. 戸当たり 20 万円以上 ウ. その他知事が必要と認める地区

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
				イ 土地利用高度化加算 水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（1%相当）を行う。 認定期間 H7年度～H12年度	
(4)水田・畑作経営所得安定対策等支援事業	H19	土地改良区等	国営 県営 団体 営	水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、対象事業地区に係る農家負担金の5/6に相当する額を限度に無利子融資を行う。 認定期間 H19年度～R7年度	次の(1)または(2)のいずれかが確実に見込まれること。 (1)H6年度以降採択の土地改良事業等（国営事業の場合には、H19年度以降償還開始地区を含む）であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。 (2)高収益作物の生産額が概ね20%以上増加すること。
(5)災害被災地域土地改良負担金償還助成事業	H19	土地改良区等	国営 県営 団体 営	一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る土地改良事業等の負担金の償還利息相当分を	被災した農用地または土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
				土地改良区等に助成する。ただし、被災年を含めた3年間を上限とする。 認定機関 H19 年度～R7 年度	(1)農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律 (2)土地改良法第 87 条の 4 または 5 (3)海岸法第 5 条または第 6 条 (4)地すべり等防止法第 7 条または第 10 条 (5)独立行政法人水資源機構法第 12 条第 1 項第 3 号 (6)独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 9 号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法第 19 条第 1 項第 6 号
(6)経営安定対策基盤整備緊急支援事業	H21	土地改良区等	国営 県営 団 体 営	担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担金償還支援を充実することにより、国内農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資する。 H21 年～R7 年度の期間において、各年度	(1)経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、次のいずれかに該当すること。 緊急支援計画に定める目標年度までに、 ア.担い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実に見込まれること。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
				の事業地区における対象事業の受益者負担金または償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付する。 助成額は、事業地域における対象事業の受益者負担金または償還金のうち、農家負担金軽減支援対策事業による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還金が限度、ただし、合算年償還金の全体利子相当額の5/6を超えない。 認定期間 H21 年度～H27 年度	イ.担い手農地集約化率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。 ウ.担い手者数の割合が目標年度までに15%以上増加すること。 エ.耕地利用率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること。 (2)農家負担の要件について、次のいずれかに該当すること。 ア.当該地域の土地改良事業等の農家負担率が一定の割合以上であること。 イ.当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算年償還額が、87,000 円/10a 以上、もしくは、1,470,000 円/戸以上であること。 (3)当該地域において、人・農地プランを作成していることまたは作成することが確実と見込まれること。
(7)農地有効利用推進支援事業	H30	土地改良区等	県営 団体 営	農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農用地利用	農地耕作条件改善事業を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

制度名	創設 年度	対象	事業 主体	制度概要	適用要件
				集積が概ね8割以上となる地区に対して、農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度とした助成（事業費助成型）及び農地の出し手に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額の助成（一括前払助成型）を行う。 認定期間 H30年度～	年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、事業実施地域内農用地の概ね8割以上となる地区であること。

(8) 事業費の一部を市町村が負担すれば、その負担に対して国の財政支援がなされるそうですが、その内容について教えてください。

農業農村整備事業の実施に係る地方公共団体の負担（都道府県及び市町村負担）に対しては、「地方交付税における算定の措置」及び「地方債における借入の措置」が講じられています。このことを地方財政措置と言っています。

地方交付税

1. 仕組み

地方交付税制度は地方公共団体間の財源の不均等を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持できる財源を保障するため、国が地方に代わり徴収した地方税（所得税、酒税等の一部）を一定の合理的な基準によって再配分する仕組みです。

2. 交付額の算定

各地方公共団体へは年度ごとに不足する財源相当額（普通交付税）が交付されますが、その金額は実際の不足額でなく各団体が標準的な行政を行う場合に不足する額を算定したものとなります。

つまり、各地方公共団体の標準的な支出（財政需要額）と収入（税収の一定割合）の差額が普通交付税の額となり、それぞれ「基準財政需要額」、「基準財政収入額」と呼ばれています。

各団体の普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

3. 基準財政需要額

基準財政需要額は土木費や教育費などの行政別の個別算定経費と人口や面積を基本とした包括算定経費を次の式により算出します。

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

単位費用： 想定された標準団体の測定単位 1 当たりの費用。

法律で定められています。

測定単位： 行政の量を測定するための単位。

補正係数： 標準団体の単価である単位費用を各々の団体の規模、条件に農家数の大小などの差を反映させるための係数

4. 農業農村整備事業

農業農村整備事業に係る地方公共団体の負担のうち、土地改良施設の維持管理に係るもの、建設事業に係るもののうち事業費補正分及び農道の維持改修に係るもの等については個別算定経費の農業行政費において算定されています。

なお、農業行政費の測定単位は農家数となっています。

また、建設事業に係るもの（事業費補正分及び農道の維持改修費に係るもの等を除く）については、包括算定経費において措置されます。

地方債

地方債とは、地方公共団体が他から資金の借り入れを行い、その返済を一会計年度を越えて負担する長期の債務といいます。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源とするとされていますが、公共施設等の建設事業のように将来の住民にも経費を分担させることが、むしろ公平であるといったような場合には、地方債を経費の財源とすることができるとされています。

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

農業農村整備事業のうち定められた事業も「地方債を充当することができる事業」（適債事業）の一つで、県営事業の市町村負担分のうち一定割合について公共事業債を充当することが可能です。

県営事業に係る地方財政措置

(1) かんがい排水等

ア 対象事業

農山漁村地域整備交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、水利施設等保全高度化事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）

イ 対象工種

ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理、鳥獣害防止施設、農業生活環境基盤

ウ 地方債の充当率

90% 対象は地方負担額のうちガイドライン以内の負担分まで

エ 基準財政需要額への算入

・包括算定経費の単位費用の総額へ算入

市町村負担の全額

・後年度の基準財政需要額への算入率（ガイドライン以内の負担分が対象）

ダム（B類型） 45%

その他（A類型） 20%

(2) 農地防災事業等

ア 対象事業

1 1 土地改良事業の法手続及び土地改良制度資金等関係

地すべり対策、農村環境保全対策（公害防除特別土地改良、）、防災重点農業用ため池緊急整備、農業水路等長寿命化・防災減災事業（農地防災（防災ダム、ため池等整備（農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る）））、農業用施設等災害関連、鉍毒対策、農山漁村地域整備交付金、農村地域防災減災事業

イ 対象工種……全工種

ウ 地方債の充当率

90%

対象は地方負担額の全額

エ 基準財政需要額への算入

・包括算定経費の単位費用の総額へ算入

市町村負担の全額

・後年度の基準財政需要額への算入率

地すべり対策、地盤沈下対策、シラス対策 48.5%

公害防止に基づくもの、ダム（B類型） 45%

上記以外 20%

1 2 農地耕作条件改善事業関係

(1) 農地耕作条件改善事業の仕組みについて教えてください。

事業の目的

農業競争力の強化を図り、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに稲作等から高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策について支援します。

事業の内容

主な実施内容は以下のとおりです。

(1) 基盤整備（定率助成）

ハード事業	ソフト事業
農業用排水施設 (新設、廃止、変更)	条件改善促進支援
暗渠排水	指導
土層改良	高収益作物導入支援
区画整理	機構集積推進費
農作業道等	高収益作物導入促進費
農地造成	高収益作物導入推進費
農用地の保全	
営農環境整備支援	
管理省力化支援	
スマート農業導入支援	
粗放的農地利用整備	

1 2 農地耕作条件改善事業

(2) 基盤整備（定額助成）

ハード事業	ソフト事業
区画拡大	条件改善推進費
暗渠排水	高収益作物転換推進費
湧水処理	新植・改植等支援
末端畑地かんがい施設 （新設、廃止、変更）	園芸作物モデル産地形成支援
客土	
除礫	
更新整備（用水路、排水路、農作業 道、畦畔、排水口）	
畑作転換工（額縁排水溝、酸度矯正）	
病害虫対策	

実施区域

事業の実施区域は（2）から（4）の場合を除き、（1）に掲げる区域であること。

（1）農振農用地のうち、地域計画を策定した区域

ただし、次に掲げる区域で行うものについてはこの限りでない。

ア 生産緑地地区等であって、生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること

イ 原子力被災 12 市町村のうち実質化された人・農地プランの対象地域

（2）地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業の実施区域は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 31 条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

1 2 農地耕作条件改善事業

- (3) 水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業の実施区域は、(1) 又は(2)に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

- (4) 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業の実施区域は、(1) 又は(2)に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

- (5) ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める区域を事業の実施区域とすることができる。

ア 国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内

イ 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、(3)に定める区域内

実施要件

【基本要件】

- (1) 農地中間管理機構との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと
ただし、次に掲げる事業はこの限りでない。

ア 病虫害対策型又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業

イ 生産緑地等において実施する事業

- (2) 農地耕作条件改善計画を作成すること
(3) ハード事業の事業費 200 万円以上
(4) 受益者が農業者 2 人以上

1 2 農地耕作条件改善事業

【個別要件】

(1) 高収益作物転換等支援を実施する場合

ハード事業の受益地内の作付面積のうち 1 / 4 以上を新たに高収益作物に転換すること。

(2) スマート農業導入支援を実施する場合

次のとおりとする。

ア 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施するものであること。

イ 先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。

(3) 高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合

高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が 30%以上となること。

(4) 高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合

交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(5) 機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。

事業実施主体

農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人、多面的機能支払交付金活動組織 等。

補助率

①定率の場合

国 50(55)%、県 14%、その他 36(31)%

1 2 農地耕作条件改善事業

②水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業の場合

国 50(55)％、県 21％、その他 29(24)％

※（ ）は中山間地域の場合

②定額の場合

工 種	助成単価	備 考
田畑の区画拡大	25 万円/10a	高低差 10cm 超（表土扱い有）
	42 万円/10a	水路の変更(管水路等) を伴う場合
暗渠排水	19 万円/10a	バックホウ工法（表土扱い有）の場合
	12 万円/10a	トレンチャ工法（表土扱い有無）の場合
	10.5 万円/10a	掘削同時埋設工法の場合
湧水処理	20.5 万円/100m	表土扱い有の場合
	18.5 万円/100m	表土扱い無の場合
末端の畑地かんがい	18.5 万円/10a	普通畑の場合
施設	29 万円/10a	樹園地の場合
	2.0 万円/1 箇所	給水栓設置のみ
客土	26 万円/10a	
除礫	23.5 万円/10a	
用水路の更新	12.5 万円/10m	
排水路の更新	22 万円/10m	
農作業道	11.5 万円/10m	
畦畔	14.5 万円/100m	
排水口	4 万円/箇所	
額縁排水溝	1.5 万円/100m	
酸度矯正	0.5 万円/10a	
反転耕	28 万円/10a	
混層耕	2 万円/10a	
堆肥施用	2 万円/10a	
明渠排水	1.5 万円/100m	

1 2 農地耕作条件改善事業

※事業完了時までには担い手（地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

ただし、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で実施する場合は、その限りでない。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （１）認定農業者であること。
- （２）認定新規就農者であること。
- （３）集落営農組織であること。
- （４）市町村基本構想水準到達者であること。
- （５）その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

機構集積推進費について

地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合に農家負担を軽減し、集積・集約化を図ることを目的とする。

【交付対象】

生産基盤整備事業（定率助成のハード事業）

【交付要件】

機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。（なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。）

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地について、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。

1 2 農地耕作条件改善事業

イ 事業対象農用地について機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が 15 年以上であること。

ウ 事業対象農用地は、5 ヘクタール未満かつ地域計画内において担い手に集積し国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地面積の3分の1以下となること。

エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。

オ 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20 パーセント以上向上すること。

ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

(ア) 販売額が 20 パーセント以上向上することが見込まれること。

(イ) 生産コストが 20 パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。

① 米の生産コストが 60 キログラム当たりおおむね 9,600 円を下回ることが見込まれること。

② 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね 8 割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね 10 パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね 5 割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね 50 パーセント以上増加することが見込まれること。

③ 受益面積の 3 割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が 20 パーセント以上向上すること。

1 2 農地耕作条件改善事業

【交付上限額】

ハード事業の総事業費に 12.5%を乗じた額

留意事項

【農地耕作条件改善計画の策定】

事業を実施しようとする場合、「農地耕作条件改善計画」を地区毎に作成する必要があります。

なお、次に定める場合は附帯計画を併せて作成します。

- (1) 以下の(2)から(6)に該当しない内容を実施する場合、附帯計画として地域内農地集積促進計画を作成。
- (2) 高収益作物転換等支援又は高収益作物への転換に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成。
- (3) スマート農業導入支援又はスマート農業導入に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、スマート農業導入推進計画を作成するものとする。
- (4) 病虫害対策を実施する場合は、附帯計画として、病虫害対策計画を作成。
- (5) 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、附帯計画として、水田貯留機能向上計画を作成。
- (6) 土地利用調整支援を実施する場合は、附帯計画として、土地利用調整計画を作成。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)又は(9)により共同利用機器の導入を実施する場合は、附帯計画として共同利用機器導入計画を作成。
- (8) 機構集積推進費の交付を受けようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、機構集積推進実施計画を作成。

1 3 畑作等促進整備事業関係

(1) 畑作等整備促進事業の仕組みについて教えてください。

事業の目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にあります。このような状況の中、我が国の食料安定供給を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、国内外の需要の変化に対応しつつ、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に必要となってきました。

このためには、需要に応じた生産や、収益性を高めるための農業の高付加価値化、畑作物・園芸作物の導入及び生産拡大等の課題に応じ、きめ細かい生産基盤の整備が重要です。

本事業は、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備を支援し、農業競争力及び食料安全保障を強化することを目的として、令和5年度より創設されました。

事業の内容

主な実施内容は以下の通りです。

(1) 基盤整備（定率助成）

ハード事業	ソフト事業
・スマート農業導入支援 (1)GNSS 基地局整備	・スマート農業導入支援 (2)先進的省力化技術導入支援 (3)調査・調整、実施計画策定支援
・農業用排水施設	・品質向上支援
・暗渠排水	・条件改善促進支援
・土層改良	・高収益作物導入支援
・区画整理	・機械作業体系導入支援
・農作業道等	・労働生産性向上技術導入支援

1 3 畑作等整備促進事業

・農地造成	・指導
・農用地の保全	
・営農環境整備支援	
・小規模園地整備 (1)盛土 (2)園内道 (3)その他	
・粗放的農地利用整備	
・管理省力化支援	
・高付加価値農業施設支援	

(2) 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

ハード事業	ソフト事業
・ほ場の区画拡大	・条件改善推進費
・暗渠排水	・高収益作物転換推進費
・湧水処理	・新植・改植支援
・末端畑地かんがい施設	・幼木管理支援
・土層改良	・経営継続発展支援
・更新整備	・園芸作物モデル産地形成支援
・畑作転換工	・産地形成支援事業

実施要件

- ① 畑作等促進整備計画を作成していること。
- ② 農振農用地内であること。
- ③ 総事業費 200 万円以上。
- ④ 受益者が農業者 2 者以上。
- ⑤ 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。

1 3 畑作等整備促進事業

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人等。

補助率

① 定率の場合

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
県営	5 0 %	2 7 . 5 %	2 2 . 5 %	
	5 5 %	2 7 . 5 %	1 7 . 5 %	中山間地域等
団体営 (市町村)	5 0 %	1 4 %	3 6 %	
	5 5 %	1 4 %	3 1 %	中山間地域等
団体営 (改良区)	5 0 %	1 4 %	3 6 %	
	5 5 %	1 4 %	3 1 %	中山間地域等

② 定額の場合(ハード事業)

工 種	助成単価	備 考
田畑の区画拡大	25 万円/10a	(1)水路の変更を伴わないもの 畦畔の高低差 10cm 超かつ表土扱い実施
	23.5 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い実施
	6 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱いなし
	3.5 万円/100m	畦畔撤去のみ
	10.5 万円/10a	緩傾斜化
		(2)水路の変更を伴うもの
暗渠排水	42 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 超かつ表土扱い有
	40 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い有
	22.5 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い無
	19 万円/10a	バックホウ工法かつ表土扱い有
	17 万円/10a	バックホウ工法かつ表土扱い無

1 3 畑作等整備促進事業

湧水処理	12 万円/10a	トレンチャ工法かつ表土扱い無
	10.5 万円/10a	掘削同時埋設工法の場合
	20.5 万円/100m	表土扱い有の場合
	18.5 万円/100m	表土扱い無の場合
末端の畑地かんがい 施設整備	29 万円/10a	樹園地の場合
	18.5 万円/10a	樹園地以外の畑地の場合
土層改良	6.5 万円/10a	ほ場外からの接続管
	2 万円/1 箇所	給水栓設置のみ
	28 万円/10a	反転耕
	2 万円/10a	混層耕
	2 万円/10a	堆肥施用
	1.5 万円/100m	明渠排水
更新整備	26 万円/10a	客土
	23.5 万円/10a	除礫
	12.5 万円/10m	用水路
	22 万円/10m	排水路
	11.5 万円/10m	農作業道
	4 万円/10m	排水口
畑作転換工	－	特認事業（事業申請時に認められたもの）
	1.5 万円/100m	額縁明渠工
	0.5 万円/10a	酸度矯正

※ハード整備をすべて農業者施工とする場合は、上限額が異なります。

※地域内農地集積型、高収益作物転換型以外は、福島県農業農村整備事業
補助金交付要綱の対象外

③ 定額の場合(ソフト事業)

工 種	助成単価	備 考
条件改善推進費	300 万円/1 年	ハード事業実施に必要な実施計画策定や 各種調査等を実施するもの
高収益作物転換推進費	300 万円/1 年	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を 高収益作物に転換する場合
	400 万円/1 年	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を 高収益作物に転換する場合

1 3 畑作等整備促進事業

新植・改植支援	500 万円/1 年 作物により異なる (要領別表 3 参照)	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を 高収益作物に転換する場合 果樹園及び茶園における新植・改植
幼木管理支援	22 万円/10a	果樹に係るもの
経営継続発展支援	14.1 万円/10a 20 万円/10a 28 万円/10a 3 万円/10a	茶に係るもの 大苗の育成支援 代替農地での営農支援 省力技術研修支援
園芸作物モデル産地 形成支援	300 万円/1 年	生産体制の整備、試験栽培の実施等
産地形成支援事業	実施主体により 異なる (要領別表 4 参照)	水田における畑作物等への転換に向けた取組

留意事項

事業を実施しようとする場合、次に掲げる事項を定めた「畑作等促進整備計画」を地区毎に作成する必要があります。

- ① 事業の目的
- ② 年度毎の目標
- ③ 農地防災事業の実施の有無
- ④ 費用負担の方法
- ⑤ 施設の予定管理者及び管理方法
- ⑥ その他必要な事項

1 4 遊休農地対策関係

(1) 遊休農地対策事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

遊休農地は、病虫害や鳥獣被害等の発生源となり、周辺農地への悪影響や生産基盤の脆弱化、多面的機能や農村活力の低下を招く恐れがあることから、その再生利用は、本県農業の振興を図る上で重要な課題となっています。

このため、地域の話し合いを通じて遊休農地の発生防止と農業的利用の推進を図るとともに、それが当面難しい遊休農地については、粗放的利用による持続可能な農地の利活用を進めます。

補助事業の種類

遊休農地対策の主な事業には、以下の補助事業があります。

(1) 最適土地利用総合対策事業（農山漁村振興交付金）

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

(2) 遊休農地等再生対策支援事業

市町村等が策定する再生利用計画に基づき、作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生作業等の取組を支援します。

(3) 遊休農地解消緊急対策事業

農地バンクが遊休農地を借受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。詳細は農地バンクへお問い合わせください。

(4) 農地耕作条件改善事業（14 農地耕作条件改善事業参照）

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理事業の重点実施区域等における、耕作条件の改善を実施する取組を支援します。

(5) 多面的機能支払事業（18（2）多面的支払交付金参照）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地や農業用水等の地域資源や農村環境の保全向上を図る共同活動を支援します。

1 4 遊休農地対策関係

(6) 中山間地域等直接支払事業(18(3)中山間等直接支払交付金参照)

中山間地域等における遊休農地等の発生防止、農業・農村の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動等に対して支援します。

(2) 最適土地利用総合対策事業について教えてください。

事業の内容

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成するとともに、その実現に必要な農地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- (1) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- (2) 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- (3) 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- (4) 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

実施要件

- (1) 市町村、農業者、地域住民が参画すること
- (2) 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること
- (3) 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること
- (4) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと
- (5) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- (6) 5年間耕作又は粗放的利用を実施すること

交付率

1 ソフト定額

- (1) 土地利用構想の概定、実証事業及び土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組等：交付額上限 1,000 万円／年

1 4 遊休農地対策関係

(2) 粗放的利用体制整備 ※最大3年間

粗放的な利用等による農業生産：交付上限 10,000 円／10a

農業生産が容易な土地利用等：交付上限 5,000 円／10a

(3) 農用地保全等推進員の措置：交付上限 250 万円／年

2 ハード定率

55%等、交付上限 2,000 万円

事業実施期間

原則 2 年以上 5 年以内

事業主体

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

(3) 遊休農地等再生対策支援事業について教えてください。

事業の目的

重要な地域資源である農地の有効活用を図るため、市町村等が策定した遊休農地等再生計画に基づき、地域の話し合いを通じて農業者等が、遊休農地を引き受けて作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生等の取組を支援します。

事業の内容

1 遊休農地の再生事業

- (1) 草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕、整地作業
- (2) (1) と併せて行う以下の内容
 - ・ 土壌改良費（土壌改良用資材代、運搬散布経費を含む）
 - ・ 種苗代（果樹、アスパラガス等の減価償却資産（所得税法施行令第6条）となるものは除く。また、事業により種苗を購入する場合は、事業実施期間内に植え付けまで行うこと。（植え付け労務費は除く））

2 農地を再生するため上記1に付帯して行う下記の条件改善整備

- (1) 暗きょ施工：暗きょ排水の設置
- (2) 客土：耕土厚の確保のための客土
 - ※耕土厚は、田 15 c m、畑 20 c m以内の確保を限度としています。

補助要件

- (1) 事業実施主体は、集落を単位とした「遊休農地等再生計画」を策定すること。
- (2) 事業費が 10 a 当たり 3 万円以上、かつ 200 万円未満であること。
- (3) 取組者は、賃借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において 5 年間以上耕作を継続すること。

1 4 遊休農地対策関係

- (4) 取組者は、当該農地を荒廃させた直接の原因者でないこと。
- (5) 遊休農地等の解消を目的とした国及び県の補助金等の対象とならない農地であること。なお、過去に遊休農地等の解消を目的として、国、県の補助金等の交付を受けたことがないことを原則とする。

補助率

定率 1 / 2 以内 事業費 200 万円未満（補助額 1 0 0 万円未満）

事業主体

市町村、農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

1 5 県単事業関係

(1) 県単農村整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業（農業の振興を図る地域の中）について県が単独に補助し、農業用施設の整備を行い、併せて農業の近代化と農村環境の改善を図ることを目的としています。

一定地域の決定

1 かんがい排水事業

(1) かんがい排水施設の保全事業であって次のすべてに該当するもの

- ア 受益戸数が2戸以上であるもの
- イ 維持管理事業でないもの
- ウ 揚水機事業では恒久的な施設であるもの
- エ 工種が用排水路、ため池、取水施設、用排水機であるもの

(2) 農業用排水路等で水難事故防止に必要な安全施設を設置するもので次のすべてに該当するもの

- ア 受益戸数が2戸以上であるもの
- イ 当該経費が40万円以上のものであること。

2 農道整備事業

農道又は農道橋の新設又は改修で次のすべてに該当するもの。

(1) 受益戸数が2戸以上

延長：100m以上～500m未満、かつ有効幅員：3.0m以上

(2) 構造が永久的で3.0m以上の有効幅員をもつ農道橋の架け替え

(3) 市町村道及びその性格をもつものを除く

1 5 県単事業関係

3 ほ場整備事業

(1) 農地等について行う区画整理事業であって、

受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

(2) 工種が区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地であるもの

4 暗きょ排水事業

(1) 農地について行う暗きょ排水事業であり、

受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

(2) 完全暗渠であるもの

5 客土事業

農地について行う客土事業であって、

(1) 受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

6 水田畑地化対策支援事業

転作作物の湿害を回避するため、田面排水小溝（素堀）や落水箱を設置する事業であって、次の各号の全てに該当するもの。

(1) 過去にほ場整備事業又はこれに類する基盤整備事業を実施し、暗渠排水等の地下排水対策が既に実施されているもの。

(2) 受益戸数が2 戸以上で、かつ、前年度に2ha 以上連担団地化して麦、大豆等土地利用型作物を作付けたもの。

7 水田農業改革支援事業

上記のかんがい排水、農道整備、ほ場整備、暗渠排水及び客土の各事業について、実施する工種要件を満足するとともに、次の各号の全てに該当するもの。

1 5 県単事業関係

- (1) 受益地内に、地域水田農業ビジョンで位置づけられた地域振興作物の作付け（大豆・麦・そば・飼料作物は 1ha 以上、園芸作物の露地は 50a 以上、ハウスは 20a 以上）が計画されていること。
- (2) 土地利用型作物の場合、事業実施により 1ha 連担が確実であること。

8 ふるさと環境整備事業

水路・道路等の環境保全機能を生かし、自然とのふれあい等を重視した施設を土地改良事業と一体的に整備するものであって、次の各号のすべてに該当するもの

- (1) 農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施又は実施予定の地域内であるもの。
- (2) 国道、県道、一級河川に関するものでないこと。
- (3) 1 地区の事業費が 500 万円以上であること。
- (4) 工種は修景保全施設（植栽、カラー舗装、擬木柵、門等）、親水施設（遊水池、自然石等利用の護岸工、階段工、魚類保全水路等）、連絡道、緑道、広場、その他特認施設。
- (5) 工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたものであること。

9 農地造成改良事業

- (1) 未墾地からの農地への開墾造成、既墾地からの樹園地・飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを適当とする農地の改良のための事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

ア 受益面積が 5ha 未満で、かつ、受益戸数が 2 戸以上のもの。

イ 牧道幅員は 3.0m 以上であるもの。

ウ 工種が開墾、整地、抜根、深耕、客土、農道、営農飲雑用水施設、土壌改良（資材）であるもの。

- (2) 草地の造成又は改良及び牧道の整備をする事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

1 5 県単事業関係

- ア 受益面積が 5ha 未満で、かつ、受益戸数が 2 戸以上のもの。
- イ 牧道幅員は 3.0m 以上であるもの。
- ウ 工種が土層改良、整地、土壌改良（資材）、雑用水施設であるもの。

1 0 農業水利施設整備補修事業

農業水利施設整備補修事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

- (1) 国、県、団体営事業等により造成された農業水利施設整備の補修事業とする。
- (2) 当該事業に要する経費で、当該経費 40 万円以上であること。

事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、共同施行者、農地保有合理化法人、その他知事が適当と認めるもの。（ふるさと環境整備については市町村）

補助率

事業名	県費
下記以外	45%以内
ふるさと環境整備	50%以内
水田畑地化対策支援	

留意事項

A～Iいずれの場合でも、測量試験費、用地買収、補償費等は、補助の対象としません。

（つまり、測量試験費、用地買収、補償費は、地区によっては、事業費の相当部分を占めるケースがあり、小規模土地改良事業工事の施工が圧迫されるので、事業主体は申請時にはこれらの対応を完全に責任をもって手当しておいてください。）

1 6 国土調査事業関係

(1) 国土調査事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国土調査とは、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づいて、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国、県または市町村等が実施主体となって実施しています。

特に、国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）が制定され、同法に基づき、国土調査事業十箇年計画を策定し、地籍調査及び土地分類調査を計画的に実施しています。現在は、令和 2 年に策定された第 7 次国土調査事業十箇年計画に基づき、その推進が図られています。

事業の種類

「地籍調査」：土地の筆ごとの所有者、地番、地目、境界及び面積の調査・測量

国土調査＋土地分類調査：土地の利用現況、土じょうの性質等の自然的要素
及び生産力の調査

↳水調査 : 雨量、流量、水質、水利等の調査

国土調査の成果

本県では、市町村が事業主体として行っている地籍調査と県が実施している土地分類調査があり、それらの成果は次のとおりです。

(1) 地籍調査

ア『地籍図』：土地の一筆ごとの区画及び地番、平面直角座標系における図郭の座標値、基準点及び図根点の標石の位置を記載した図面

イ『地籍簿』：一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目、面積等を記載した簿冊

(2) 土地分類調査

ア『地形分類図』：土地の形状としての地形（傾斜、高度、水系規模、谷密度等）とその形成過程等を記載した図面

イ『傾斜区分図』：種々の開発や防災の基礎資料として、地表の傾斜の程度とその分布範囲を記載した図面

ウ『表層地質図』：地下 30～40m までを構成する物質の性状（岩石区分、固結土等）を明らかにした図面

エ『土壌図』：土壌の成因、形態及び性状に基づいて、その分布と範囲を図示した図面

国土調査の成果の利活用

(1) 地籍調査

地籍調査の成果は、事業を実施した市町村でその写しを公開しています。

この地籍図及び地籍簿の写しが登記所に送付されて、土地登記簿の記載が修正されるとともに登記所地図（不動産登記法第 14 条地図等）として備え付けられます。

(2) 土地分類調査

土地分類調査の成果は、国土交通省のホームページで公開しているほか、農村計画課で貸出しを行っています。

1 6 国土調査事業関係

この成果は、各種の土地利用計画や防災計画等の策定やそれに伴う事業を実施する上での基礎資料として利用されています。

国土交通省土地分類調査ホームページアドレス

<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>

(2) 地籍調査の仕組みを教えてください。

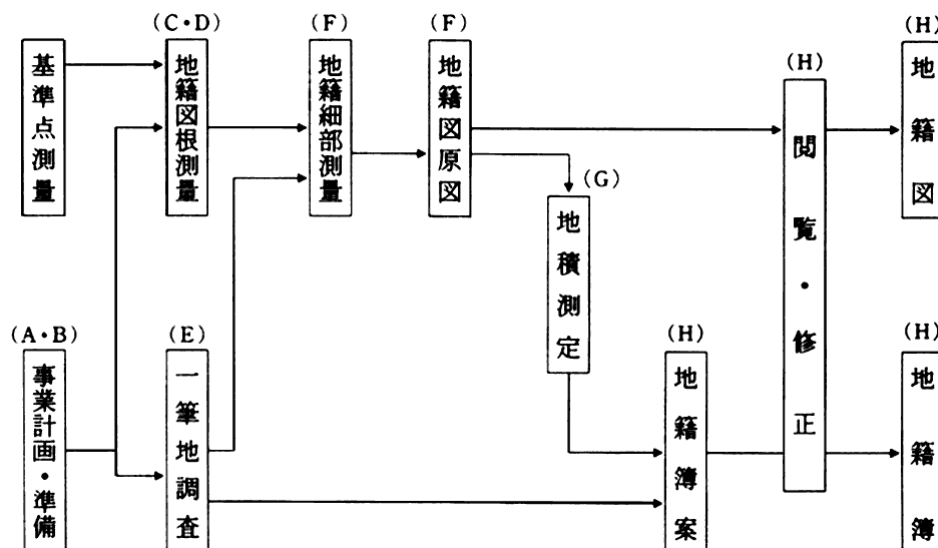
事業の目的

地籍とは、一筆ごとにその土地の特徴実態を記録したもので、人に関する戸籍に対応するものです。つまり、地籍調査とは、毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果をまとめた地図及び簿冊を作成するものです。

国土調査法に基づく地籍調査の基本方針は、土地に関する権利関係を新たに創設することではなく、原則として土地登記簿等に基づき現地調査をし、これに誤りがあれば既存の土地の登記簿の地籍事項を修正するものです。

事業の内容

次に、地籍調査の作業体系及び各作業工程内容は以下のとおりです。



1 6 国土調査事業関係

(1) A工程

地籍調査の事業主体における事業計画の策定とこれに伴う事務手続。

(2) B工程

地籍調査の事業主体における事業着手のための地元説明会等の準備。

(3) C工程（地籍図根三角測量）

国土交通省国土地理院が設置する基準点を基に、地籍図根三角点を設置する作業。

(4) D工程（地籍図根多角測量）

基準点及び地籍図根三角点を基に、多角測量により地籍図根多角点を設置する作業。

(5) E工程（一筆地調査）

土地利用の現況を把握するため、土地登記簿や字限図（あざぎりず）を基に、関係者と現地立会いし、毎筆の土地について所有者、地番、地目及び境界に関して行う調査で地籍簿作成の基礎となる作業。

(6) F工程（細部図根測量、一筆地測量）

地籍図根多角点を基に、各筆の筆界を測量し、地籍図原図を作成する作業で、細部図根測量と一筆地測量から成る。

(7) G工程（地積測定）

一筆地測量により作成された地籍図原図を基に筆ごとの土地の面積を測定する作業。

(8) H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

一筆地調査及び地積測定の結果に基づき地籍簿案を作成し、この地籍簿案及び一筆地測量により作成された原図を20日間一般の閲覧に供したのち、成果品たる地籍簿及び地籍図を作成する作業。

これらの手続き終了後、地籍調査の成果である地籍図及び地籍簿を、都道府県知事へ送付し認証を請求します。認証とは、その成果が適正であることを認め、これを公に証明する行為です。知事は国土交通大臣の承認を受けた後、認証を行います。認証後、成果の写しが登記所へ送付されると、登記所ではこの成果に基

づいて土地登記簿の記載を改め、地籍図はそのまま登記所図面として備え付けられます。

事業主体

事業主体は、国土調査法第二条及び国土調査法施行令第一条の規定により、

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 土地改良区その他政令で定める者

とされています。なお、事業費負担割合は、市町村が事業主体の場合、国 2/4、県 1/4、市町村 1/4 となります。このほか、都道府県及び市町村の負担分については、一定の割合（80%）で特別交付税が交付されます。

事業の効果

地籍調査の成果は、土地所有者の権利関係を保護する不動産登記制度に寄与するとともに、土地の実態が明らかにされ、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として広範囲に活用されます。具体的には、以下のとおりです。

- (1) 各種公共事業の計画、設計、用地買収等の円滑な実施に寄与する。
- (2) 地震、土砂崩れ、水害等の災害が起きた場合でも、土地の位置を容易に確認でき、復旧事業を円滑に進めることができる。
- (3) 土地の境界や権利関係等が明確化し、土地取引の円滑化、土地にかかるトラブルの未然防止に役立つ。
- (4) 公租、公課等の負担が公平化される。
- (5) その他、土地行政全般の合理化や効率化が進む。

近年、行政事務のO A化、IT 化が急速に浸透していますが、地籍調査業務においても地籍調査支援システム、地理情報システム(GIS)、地籍情報管理システム等の導入により、調査の効率化が図られるとともに、地籍調査成果の利用の高度化が益々進展しています。

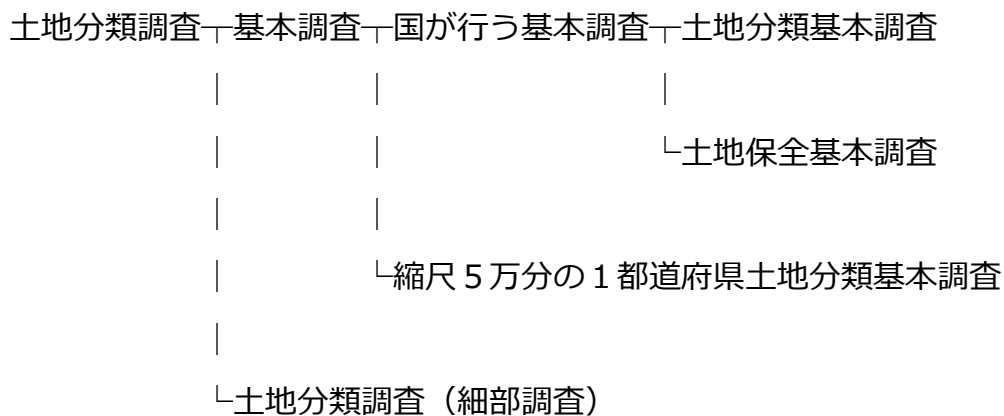
(3) 土地分類調査の仕組みを教えてください。

事業の目的

土地分類調査は、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土じょうの物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。（国土調査法第2条第3項）

地籍調査が土地の一筆ごとにその境界・形状・面積・所有者・地目等（土地の最も基本的な状況）を明らかにする調査であるのに対して、土地分類調査はその土地が持つ、主として自然的な条件（地形、地質、土じょう）や土地条件を体系的・総合的に調査し、当該地域の特性に応じた各種事業の計画策定及び保全の基礎資料とするものです。

事業の体系



事業の内容

(1) 都道府県土地分類基本調査

1 6 国土調査事業関係

国土交通省国土地理院発行の縮尺 5 万分の 1 の地形図を基図として、地形調査、表層地質調査、土壌調査及び土地利用の現況等について調査し、地図と簿冊に取りまとめています。

本調査で作成される成果図は、下表のとおりです。

多色刷本図	地形分類図 表層地質図 土壌図
オーバーレイ	土地利用現況図 傾斜区分図 水系・谷密度図

(2) 土地分類調査（細部調査）

細部調査は、基本調査における種々の調査を総合的に包含した調査です。本調査では、地形・地質・土壌等の自然条件、土地利用や土地の生産力、土地の保全などに関する調査を行い、一筆または一定地区ごとに土地の細部の性質を明らかにします。

本調査で作成される成果図は、次のとおりです。

- ・土地利用現況図
- ・土地条件区分図
- ・土地保全図
- ・土地生産力等級区分図
- ・解析図等（土地利用診断図）

事業の実施主体

縮尺 5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査：都道府県

土地分類調査（細部調査）：市町村等

事業の効果

土地分類調査は、土地に関する情報を総合的に整備する調査であり、事業を実施すると、以下のような効果があります。

- (1) 主として土地の自然条件を対象としていることから、一旦調査成果が得られると、その情報は将来に亘って利用が可能となる。
- (2) 同一の精度（縮尺）で調査成果がまとめられていることから、土地に関する自然的情報を総合的に重ね合わせる（コンピュータの導入）により土地を総合的に分級評価できる。

1 7 農山村・中山間地域支援・ 振興関係

(1) 福島県山村振興基本方針について教えてください。

目 的

山村振興法（昭和 40 年制定）により振興山村に指定されている地域は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っています。県が策定した「福島県山村振興基本方針」に基づき、該当する市町村が山村振興計画を策定しており、計画に基づく事業の円滑な実施に対して助成等の措置が行われます。

内 容（※令和 7 年度法改正前の内容を含みます。）

5つの視点と具体的な施策

(1) 山村振興のための5つの視点

本県の目指す「美しく豊かな山村地域」を実現するためには、そこに人々が暮らし、いきいきとした個性豊かな活動の中で生活が営まれることが必要であり、さらに地域資源を生かした産業の振興とそれを取りまく地域の主体的な活動が必要となります。また、これらの人々の活動が豊かな自然環境との調和の中で行われることが大切となります。

そこで、「人」・「暮らし」・「産業」・「地域」・「環境」の5つの視点から本県の山村振興のための必要な施策の展開を図ります。

(2) 5つの視点と各種施策の関連

○「人」（づくり）については、地域の活動に必要な最も重要な要素であるという観点から、「担い手施策」「文教施策」などにより、地域の担い手を育て山村地域の活性化を図ります。

○人々の「暮らし」については、利便性があり安定した安全で安心な生活が営まれることが必要であり、「交通施策」「社会、生活環境施策」などに取り組みます。

1 7 農山村・中山間地域支援・振興関係

- 人々の活力ある生活のためには、地域の「産業」の振興が必要であり、山村地域の主要な産業である農林業を中心に「産業基盤施策」「経営近代化施策」などにより産業の活性化を図ります。
- 「地域」が主体となって各種施策を展開できるよう支援し、「集落整備施策」により集落機能の維持への取組や、「交流施策」により地域間の交流などを図ります。
- 「環境」の視点から、自然との共生を図るため「国土保全施策」等によりその自然の持つ機能を保全し、人の生活と自然が調和した山村社会の構築を目指します。

(3) 山村振興法の改正に伴う山村振興基本方針の策定について

山村振興法の改正に伴い、本県の山村振興基本方針を令和7年度に改正予定です。

(4) 支援施策について

振興山村を有する市町村においては、以下の支援策を活用可能です。

○農山漁村振興交付金（山村活性化対策（山村活性化対策事業））

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

上限3年間、ソフト定額（上限1,000万円/地区）

※山村振興計画の策定が要件です。

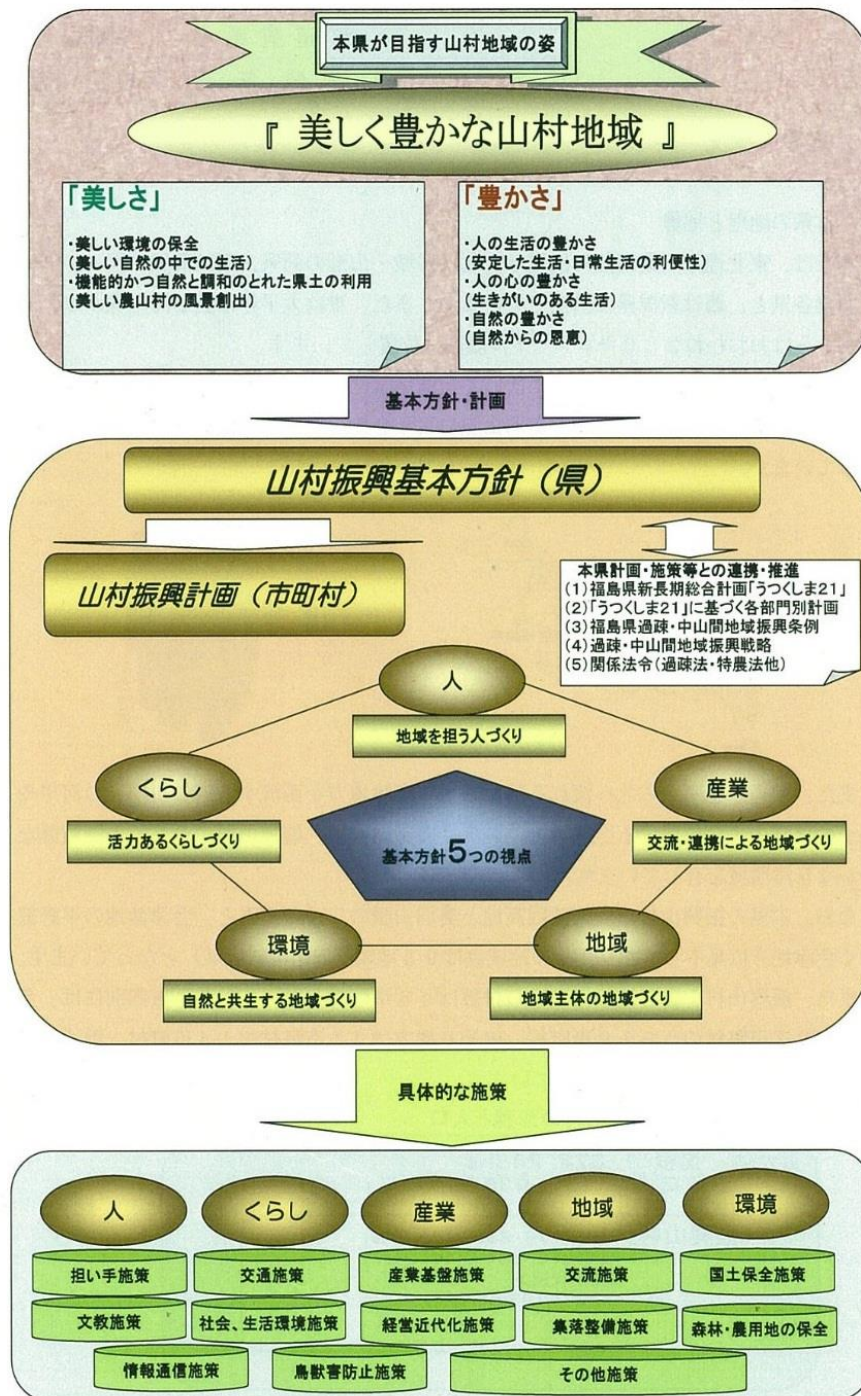
○振興山村・過疎地域経営改善資金

農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために活用できる融資制度です。

○中山間地域活性化資金

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、加工流通施設、保健機能増進施設、生産環境施設の整備に活用できる融資制度です。

福島県山村振興基本方針基本理念イメージ図



(2) 多面的機能支払交付金の仕組みについて教えてください。

事業目的

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。しかしながら、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されています。このため、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されることを目的に地域の共同活動に対して支援を行うものです。

事業内容

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充、強化、保全管理構想の作成

(2) 資源向上支払交付金

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくりなどの農村保全活動
- ・遊休農地の有効活用、農地周りの共同活動の強化など

② 施設の長寿命化のための活動

- ・水路、農道等の施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動

17 農山村・中山間地域支援・振興関係

③ 加算措置

- ・多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
- ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援
- ・組織の体制強化への支援（広域活動組織の設立及び活動支援班の設置）
- ・環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

交付金額（10a 当たりの交付単価）

	①農地維持 支払	②資源向上支払（共 同活動）※1,2,3	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化※4,5,6）	①,②及び③に取り組 む場合※7
田	3,000 円	2,400 円	5,400 円	4,400 円	9,200 円
畑	2,000 円	1,440 円	3,440 円	2,000 円	5,080 円
草地	250 円	240 円	490 円	400 円	830 円

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。
※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。
※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。
※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施。
※5：本単価は交付上限額で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。
※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となる。
※7：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aとなる。
※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用する。
※9：畑には樹園地を含む。

支援の対象となる組織

(1) 農地維持支払

- ・農業者のみで構成される活動組織または広域活動組織
- ・農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織または広域活動組織

(2) 資源向上支払交付金

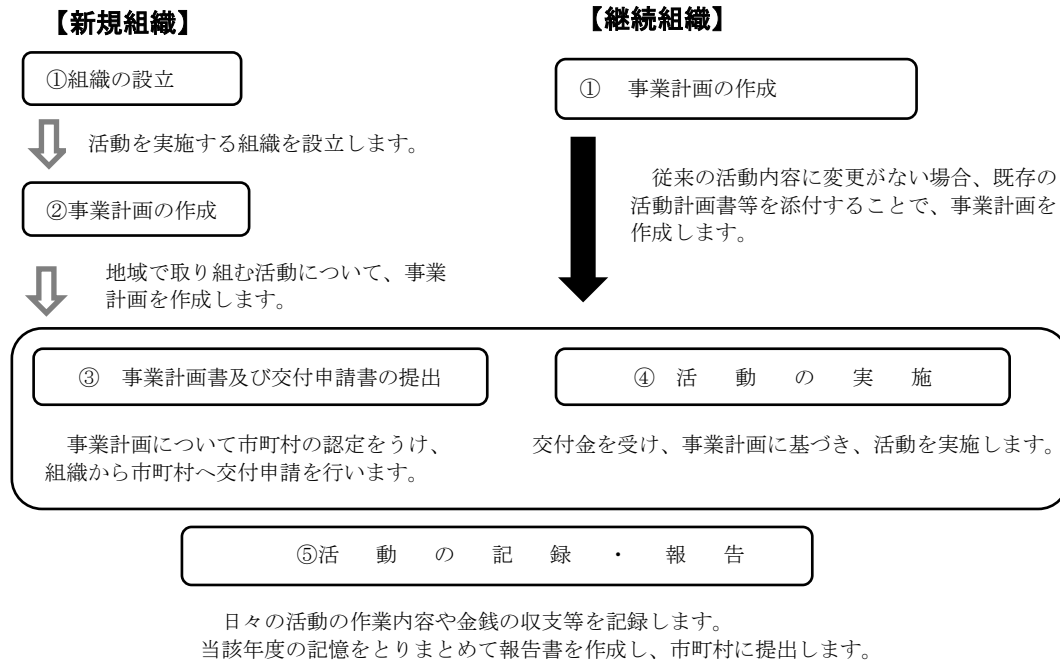
① 地域資源の質的向上を図る共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織または広域活動組織

② 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

- ・農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

活動の手順



(3) 中山間地域等直接支払交付金の仕組みについて教えてください。

事業目的

中山間地域においては、平場に比べて過疎化・高齢化が急速に進行し、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、遊休農地等の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。このため、生産条件の不利性を直接的に補正し、遊休農地等の発生の防止を図り、もって、多面的機能を維持・保全することを目的に、中山間地域等への直接支払いを実施するものです。

事業内容（※市町村により取扱いが異なります。）

対象地域は、特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法の3法指定地域、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域及び県知事特認地域。

対象農用地は、対象地域内の農振農用地区域内及び地域計画区域内に存する一団の農用地（1ha以上）であって、次の（1）から（3）までのいずれかの基準を満たすもの。

- （1）急傾斜農用地（田:1/20以上、畑、草地及び採草放牧地:15度以上）
- （2）自然条件により小区画・不整形な田
- （3）緩傾斜農用地（田:1/100以上、畑、草地及び採草放牧地:8度以上）又は高齢化率・耕作放棄率が高い農地（個別に判断）で市町村長が認めるもの

対象者は、対象農用地において、集落協定又は個別協定を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等含む）。

対象行為は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等。

交付金額（10a 当たりの交付単価）

地目	急傾斜	緩傾斜
田	21,000 円	8,000 円
畑	11,500 円	3,500 円
草地	10,500 円	3,000 円
採草放牧地	1,000 円	300 円

注：小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注：ネットワーク化活動計画（集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化や統合、多様な組織等の参画に向けた計画）を作成しない場合、上記単価の 8 割となります。

○加算措置

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、上記の交付単価に所定額が加算されます。なお、超急傾斜農地保全管理加算以外は、上記単価の 8 割で農業生産活動に取り組んでいる集落には、適用されません。

加算措置		田	畑	草地・採草牧草地
棚田地域振興 活動加算 ※1	超急傾斜	14,000 円	14,000 円	－
	急傾斜	10,000 円	10,000 円	－
超急傾斜農地保全管理 ※2		6,000 円	6,000 円	－
ネットワーク化加算 ※3	～5ha	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	5～10ha	4,000 円	4,000 円	4,000 円
	10～40ha	1,000 円	1,000 円	1,000 円

1 7 農山村・中山間地域支援・振興関係

スマート農業加算 ※4	5,000 円	5,000 円	5,000 円
集落機能強化加算の 経過措置 ※5	3,000 円	3,000 円	3,000 円

※1 認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合、当該の農用地面積に加算します。

超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

※2 超急傾斜農地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の保全や有効活用に取り組む場合、当該の農用地面積に加算します。

※3 複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算します。（上限額 100 万円/年度）

※4 スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算します。（上限額 200 万円/年度）

※5 第 5 期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1 組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の 10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地において、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に加算します。（上限額 200 万円/年度）

実施期間

実施期間は、令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 年間。

1 8 農山漁村地域整備交付金関係

(1) 農山漁村地域整備交付金の仕組みについて教えてください。

農山漁村地域整備交付金とは

農山漁村地域整備交付金とは、地域活性化のための取組みを地域の自主性と創意工夫を活かしつつ推進するために、自治体が農山漁村地域二ーズにあった計画（農山漁村地域整備計画）を自ら策定し、これに基づき農林水産省の農業農村・森林・水産の各分野にまたがる多様な公共事業を自由に選択し実施できる制度で、平成 22 年度に創設されました。

本交付金の特徴は、地域の創意工夫を活かして幅広い事業メニューの中から自由に選択して実施でき、地方の裁量により予算融通などを行うことが可能となっています。

交付対象事業

- 1 農業農村基盤整備事業
 - (1) 農地整備
 - (2) 水利施設整備
 - (3) 農地防災
 - (4) 農村整備
 - (5) 農業用水保全の森づくり事業
- 2 森林基盤整備事業
 - (1) 森林整備事業
 - (2) 治山事業
- 3 水産基盤整備事業
 - (1) 水産物供給基盤整備事業
 - (2) 漁場保全の森づくり事業
 - (3) 漁港漁村環境整備事業

18 農山漁村地域整備交付金関係

- 4 海岸保全施設整備事業
- 5 盛土緊急対策事業
 - (1) 盛土による災害防止のための調査事業
 - (2) 盛土緊急対策事業
- 6 効果促進事業

事業主体及び補助率

事業主体：福島県、市町村及び土地改良区等

※農村振興局長が別に定める、交付対象事業ごとの運用及び取扱いによります。

補助率：通常事業の補助率が適用されます。

（２）農山漁村地域整備計画について教えてください。

農山漁村地域整備計画とは

農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、下記の事項を記載した「農山漁村地域整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、農林水産大臣に提出します。

- （１）整備計画の名称
- （２）整備計画の目標
- （３）整備計画の期間
- （４）整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- （５）整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- （６）交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- （７）その他必要な事項

農山漁村地域整備計画の評価

計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表します。

また、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中において、整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告します。なお、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができます。

(3) 農地整備事業(通作条件整備)には、どのような種類がありますか。

事業の目的

農業振興地域内において、農業生産性の向上及び農産物流通の合理化を図り、地域農業の振興と、併せて農村環境の改善を目的としています。

補助事業の種類

農山漁村地域整備交付金には、以下の事業区分があります。

○農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(通作条件整備))

…基幹農道整備(一般型)、(保全対策型)

…一般農道整備(一般型)、(樹園地等型)、(農業集落間型)、
(保全対策型)

事業の負担割合

		負担割合(%)		
		国	県	地元
農山漁村地域整備交付金	基幹農道整備(一般型)	50	36.7	13.3
	一般農道整備(一般型)	50	25	25
	一般農道整備(農業集落間型)	50	30	20

留意事項

(1) 受益地

- 1) 農振農用地であることが必要です。
- 2) 開発予定地を含める場合
 - ・ 農道事業の採択までに農用地開発事業の着手が確実となっていないとてはなりません。
 - ・ 原則として事業着手のための土地改良法第 85 条の同意を農用地開発事業の受益者全員から得ていないとてはなりません。
 - ・ 農地開発基本計画が決定していないとてはなりません。

(2) 市町村道

幹線市町村道は、事業の対象としません。

(3) 計画路線の規模

接続する既設道路以上の農道は計画できません。

ただし、道路管理者より、農道完了以前に既設道路の改修計画確約書があれば考慮します。

- (4) 一般農道整備・基幹農道整備を計画する場合、通作条件整備計画の策定が採択要件となります。

19 小水力等再生可能エネルギー 導入事業関係

(1) 小水力等再生可能エネルギーの導入について教えてください。

計画の目的

農林水産業と農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、生産物価格の低迷、資材価格の高騰等厳しい状況にあります。

また農業水利施設は食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難な状況となっています。

このため、用水路の落差等を活用した小水力発電や、太陽光発電等を導入し、自らが消費する電力を自ら発電する、あるいは売電収入を施設の電気料金等に充当することで維持管理費の軽減を図ることを目的としています。

また、福島県農林水産業振興計画（令和3年12月策定）において、活力と魅力ある農山漁村の創生をするために、「再生可能エネルギーの導入促進」を、地域資源の活用における具体的な取組の一つと位置付けて、再生可能エネルギーの導入拡大を図っています。

実施地域

福島県全域

基本整備計画等の内容

県では農業水利施設の維持管理費軽減を目的とした小水力等発電施設の導入推進を図るために、平成 26 年 7 月に「農業水利施設を活用した小水力等発電基本整備計画 福島県農林水産部」（以下、「基本整備計画」という。）を策定しました。

基本整備計画では、平成 25 年度までに実施した導入可能性検討結果、施設整備事例、導入に向けた取組状況及び農業水利施設を活用した発電目標等についてまとめています。

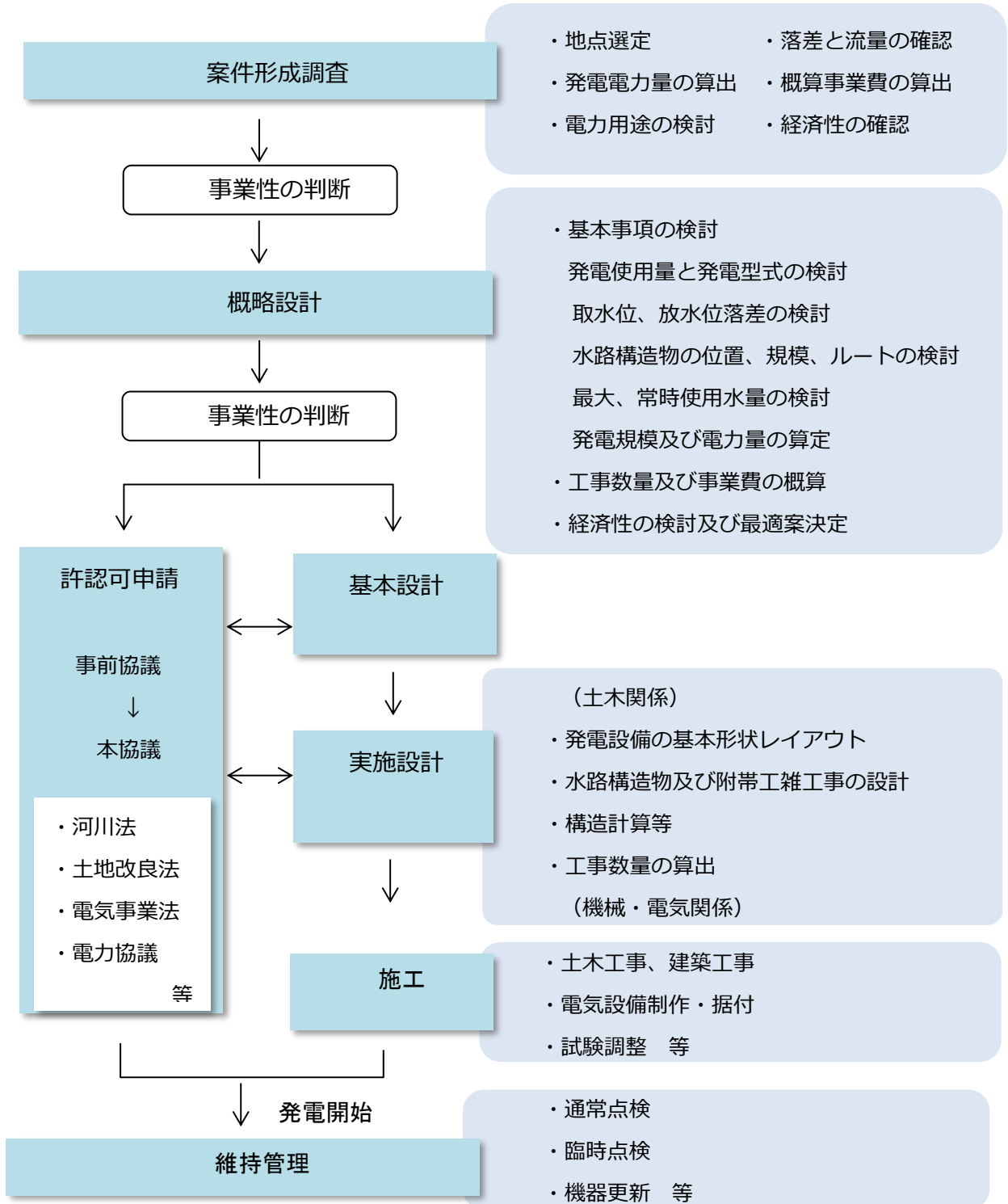
また、平成 26 年 7 月に小水力発電の導入手順等について、実務担当者用として、「農業水利施設を活用した小水力発電導入マニュアル（以下、「県マニュアル」という。）」を策定しました。

県マニュアルでは、小水力発電施設の導入推進を図るために、各種調査の具体的な進め方、関係機関との手続き及び維持管理の方法等をまとめています。

(2) 小水力発電の導入手順について教えてください。

小水力発電の導入手順

小水力発電の一般的な導入手順は下記のとおりです。



(3) 小水力等発電導入のための補助制度について教えてください。

農林水産省の補助制度

ハード事業 (一部ソフト事業可)	対象施設	実施主体	補助率	助成の内容・条件	備考
かんがい排水事業等の 土地改良事業	小水力 太陽光	国 都道府県	国営事業 2/3 他 県営事業 1/2 他	・農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備	発電施設の単独 整備は不可
農村整備事業（地域資源 活用施設整備事業）	小水力 太陽光	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 ほか	①停電時の自立運転機能を有するとともに、②農業水利施設や地域活性化施設等の電源又は地域の非常用電源として活用できる発電施設を整備	整備と併せて実施計画策定も可能
農山漁村地域整備交付金（農業集落基盤再編・整備事業）	小水力 太陽光	都道府県 市町村 農協 土地改良区等	1/2 ほか	・農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備 ・農村集落基盤再編・整備事業計画が策定されていること	発電施設の単独 整備は不可
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	小水力 太陽光	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 ほか	・事業費 200 万円以上、受益農業従事者数が 2 人以上、工事工期 3 年以内であること ・長寿命化・防災減災計画が策定されていること	・整備と併せて 実施計画策定も 可能 ・太陽光発電施設の単独整備は 不可
農山振興交付金 (農山漁村活性化整備 対策)	小水力 太陽光	都道府県 市町村 農林漁業者等の組織する団体等	1/2 ほか	・活性化計画を策定し、公表されていること ・事業期間を 3 年以内（活性化計画：5 年以内）とすること等	・発電施設の単 独整備は不可 ・FIT 売電不可
水利施設等保全高度化 事業（低炭素施設整備 事業）	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 ほか	・受益面積 100ha 以上 ・省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること	・太陽光発電施設の単独整備は 不可
中山間地域農業農村総合 整備事業 (農村資源活用推進 施設整備事業)	小水力 太陽光	都道府県 市町村 官民連携団体 (都道府県若しくは市町村を構成員に含むもの)	1/2 ほか	・受益者 3 名以上 ・発電施設の運営による収入等見込額が施設の概算建設費を上回ること ・農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設や、地域住民の生活環境改善のために整備する施設が対象	
土地改良施設維持管理 適正化事業（防災減災 機能等強化事業）	小水力 太陽光	市町村 土地改良区等	1/2	・再生可能エネルギー発電施設の整備により施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの ・事業費が 1 百万円以上	新設または全面 更新のみ (部分更新は対象外)

19 小水力等再生可能エネルギー導入事業関係

ソフト事業	対象施設	実施主体	補助率	助成の内容・条件	備考
農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2 ほか	・土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・小水力発電整備事業計画が作成されていること	

(4) 福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会について 教えてください。

目的

農業水利施設の維持管理費軽減を目的とした小水力等発電施設の導入促進を図るために、土地改良区、土地改良事業団体連合会、市町村、県、国を構成メンバーとして平成 26 年 3 月 26 日に設立されました。

事業内容

会員へは以下のサービスを提供します。

- ・新技術や先進的事例など小水力発電に関する情報の収集や提供
- ・技術力向上や事務手続き促進のための研修会の開催
- ・現地調査などを行い、導入可能性を調査するための専門技術者の派遣

20 福島再生加速化交付金関係

(1) 福島再生加速化交付金の仕組みについて教えてください。

交付金の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことで等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的としています。

地方公共団体が以下に規定する交付対象項目毎の対象事業から自主的に事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的としています。

ただし、法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除きます。

交付金の仕組み

基幹事業は、各交付要綱等に定める要件を満たす事業で、かつ、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業です。

- (1) 生活拠点の整備のために行う事業
- (2) 生活環境の向上対策のために行う事業
- (3) 健康管理・健康不安対策のために行う事業
- (4) 社会福祉施設整備のために行う事業
- (5) 農林水産業再開のための環境整備のために行う事業
- (6) 商工業再開のための環境整備のために行う事業
- (7) 移住等の促進に資するために行う事業

事業を実施する場合

交付金により再生加速化事業を実施しようとする場合は、以下の事項を記載した「帰還・移住等環境整備事業計画」を作成し復興庁に提出しなければなりません。

- (1) 計画の区域
- (2) 帰還・移住等環境整備に関する目標
- (3) 事業概要及び地域の帰還・移住等環境整備との関係
- (4) 帰還・移住等環境整備事業等に要する費用
- (5) 帰還・移住等環境整備業等の実施主体
- (6) その他必要な事項

(2) 福島再生加速化交付金の対象地域及び期間について 教えてください。

対象地域

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により住民が避難し、地域の再生に支障が生じていると認められている次の12市町村になります。

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業については下記市町村についても対象となります。

福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

期間

事業計画書に記載する計画期間は平成25年度（平成26年2月28日）から当面、令和12年度末までとされている。

(3) 福島再生加速化交付金の実施可能な事業について教えてください。

事業内容

47の基幹事業及び効果促進事業から構成されていますが、農業農村整備に関する事業は「農林水産業再開のための環境整備」に資する事業で、次のとおりです。

(1) 農山村地域復興基盤総合整備事業

- ・復興基盤総合整備事業
- ・農地整備事業
- ・水利施設整備事業
- ・農地防災事業
- ・広域農業用水適正管理対策事業
- ・農業水利施設等保全再生事業
- ・営農再開支援水利施設等保全事業
- ・農業集落排水事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・草地畜産基盤整備事業
- ・畜産環境総合整備事業
- ・森林整備事業
- ・復興整備実施計画

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

(3) 農業基盤整備促進事業

(4) 被災地域農業復興総合支援事業

(5) 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

(6) 木質バイオマス施設等緊急整備事業

20 福島再生加速化交付金関係

事業主体及び補助率

事業主体：福島県、市町村又は地方公共団体の組合

補助率：国 75%等

※国補助残の地方公共団体負担分については、「震災復興特別交付税」が措置されます。

2 1 農山漁村振興交付金関係

(1) 農山漁村振興交付金について教えてください。

交付金の目的

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的としています。

交付金の仕組み

(1) 地域資源活用価値創出対策

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組、施設整備等を支援

(2) 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組や農村型地域運営組織（RMO）形成を支援

(3) 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援

(4) 最適土地利用対策

重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援

(5) 情報通信環境整備対策

農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援

(6) 都市農業機能発揮対策

2 1 農山漁村振興交付金関係

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援

※なお、（１）、（２）（選択事業による）、（３）、（４）（採択事業による）、（５）、（６）の事業は、国の公募により実施される事業です（事業の内容は、それぞれの公募要領等を参照してください）。

事業を実施する場合

交付金により事業を実施しようとする場合は、「農山漁村振興推進計画」及び「事業実施計画」及び「年度別事業実施計画」を作成し国に提出しなければなりません。

(2) 中山間地農業推進対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援する。

事業の種類

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援

ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組

関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等

イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動

普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加 等

ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組

マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等

エ 説明会・懇談会の開催

関係地区や地域毎の取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等

(2) 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上に関する取組

野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上

イ 販売力強化に関する取組

2 1 農山漁村振興交付金関係

高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化

ウ 農用地保全に関する取組

棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践

エ 複合経営に関する取組

農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組合せた半農地半 X の実践

オ 生活支援に関する取組

農村地域における生活支援の取組

※上記（１）のウのうち営農戦略・販売戦略の策定、新規作物導入の検討、（２）のアのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。

※ 上記（２）のオは、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用との取組を行っていること。

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（１）農村型地域運営組織モデル形成支援

ア 一般型

地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する組織を支援する。また、当該取組のうち、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。)と連携した(ア)の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を行う場合には「地域計画連携タイプ」として支援する。

（ア） 農用地保全に関する取組

持続的な農用地の保全

（イ） 地域資源活用に関する取組

農産物を含む地域資源の活用

2 1 農山漁村振興交付金関係

(ウ) 生活支援に関する取組

農村地域における生活支援

イ 活動着手支援型

農村型地域運営組織の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につながる取組を支援する。

(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援

効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

※ 上記（１）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。

- 1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されることとされていること。（（１）のアに限る。）
- 2 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。

事業主体

都道府県、市町村、地域協議会（協議会は①規約等が整備されている、②市町村の参画、が必須）、民間団体

2 1 農山漁村振興交付金関係

採択要件

中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。

上記（１）において、地域計画連携タイプの場合にあっては、地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組であること。

補助率

	国	県	市町村 地元	備考
中山間地農業ルネッサ ンス推進事業	100.0%	—	—	
農村型地域運営組織形 成推進事業	100.0%	—	—	

※１（２）元気な地域創出モデル支援の上限は事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円まで）に該当支援の事業年度を乗じた額とする。

※２（１）農村地域運営組織モデル形成支援 ア 一般型 の上限は事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円（地域計画連携タイプは 1,200 万円）まで）に該当支援の事業年度を乗じた額とする。

※２（１）農村地域運営組織モデル形成支援 イ 活動着手型 の助成額の上限は 200 万円とする。

(3) 最適土地利用対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

重要な地域資源である農地等（農地、農業用施設及び土地改良施設並びに関連する土地をいう。）を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進するために必要な資産基盤や周辺環境を整備する。

事業の種類

1 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組

(1) 最適土地利用推進事業

- ア 土地利用構想の概定
- イ 実証事業
- ウ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組
- エ 省力化機械の導入
- オ 粗放的利用体制整備
- カ 農用地保全等推進員の措置

原則2年以上5年以内の計画を策定し、必要に応じ途中年度で変更を行う。

(2) 最適土地利用整備事業

- ア 粗放的利用のための条件整備
- イ 農用地保全のための基盤整備
- ウ 農用地保全のための農業環境整備

基盤整備は地域の最適な土地利用の実現に向け、地域の細かなニーズ

2 1 農山漁村振興交付金関係

に応じて5年以内に段階的かつ単年度毎に整備することが可能。

ただし、一度実施した工区には後年度で整備することはできません。

事業主体

都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会（地域協議会は、①規約等が整備されている、②市町村の参画が必須、③農業者及び農地所有者、農業者、地域住民は構成員として必須）又は農地中間管理機構

※地域協議会以外も市町村、農地所有者、農業者、地域住民の参画が必須。

採択要件

- （1）原則として、中山間地域等における複数集落を対象とする。
- （2）最適土地利用推進活動を通じて、土地利用構想を3年以内に策定すること。
- （3）賃借権・使用貸借権の設置・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。（水稻を除く。）
- （4）農用地保全の取組を行う場合には、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。

補助率

1 1 実施地区当たりの交付額の上限（各年度）

事業名	作業内容	交付上限単価・ 交付率
最適土地利用推進事業	・土地利用構想の概定 ・実証事業	1,000万円 定額

2 1 農山漁村振興交付金関係

	・調査、計画に関する取組 ・省力化機械の導入	
	(粗放的利用体制整備のうち、) ・放牧（家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等） ・蜜源、緑肥、省力、景観作物等（種苗費、管理経費等）	10,000 円/10a
	(粗放的利用体制整備のうち、) ・緩衝帯整備（管理経費等） ・ビオトープ（管理経費等） ・計画的な植林（苗代、管理経費等）	5,000 円/10a
	農用地保全等推進員設置	250 万円 定額 ※3 年間
最適土地利用整備事業	・条件整備 ・基盤整備 ・農業環境整備	2,000 万円 55%

※粗放的利用体制整備については、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は対象外とする。

(4) 情報通信環境整備対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

農村地域における農業農村インフラ（ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤をいう。）の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境を整備する。

事業の種類

1 計画策定事業

ア 計画策定支援事業

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査

事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 試行調査の実施

(1) の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）

(3) 専門家の派遣、ワークショップ

(1) の作業を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するため、農業農村における情報通信施設整備に精通した専門家の派遣やワークショップを実施

(4) 整備計画の策定

(1) ～ (3) の成果を取りまとめ、施設整備事業を字資するための基礎となる「情報通信環境整備計画（仮称）」を策定

2 1 農山漁村振興交付金関係

イ 計画策定促進事業

- (1) 農業農村の情報通信環境整備に関する全国横断的な課題への対応策及び横展開に関する取組
- (2) 農業農村の情報通信環境整備に取り組む地区への専門的な課題サポートに関する取組

2 施設整備事業

- (1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要な施設の整備
 - ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局）
 - イ 伝送用専用線（光ファイバ）
 - ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備
 - エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御やスマート農業を行うための設備
 - オ ア及びイを活用して地域活性化に有効利用するための設備
 - カ RTK-GNSS 基準局及び RTK-GNSS 基準局を利用してスマート農業を行うための整備
 - キ アからカまでの設置に要する経費
 - ク アからカまでの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）
- ※ア、イ、カのいずれかについて、必ず実施するものとする。

事業主体

都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会

採択要件

1 計画策定事業

ア 計画策定支援事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) 1地区あたりの事業工期が原則2年以内であること

イ 計画策定促進事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) 1地区あたりの事業工期が1年以内であること。

2 施設整備事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) (1)に加え、下記の条件を満たすこと。

ア 1地区当たりの事業費の合計が800万円以上（事業の種類の2の(1)の力の整備にあつては200万円以上）であること。

イ 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、アに加え、受益面積の合計が20ヘクタール以上であること。
(中山間地域は5ヘクタール以上)

ウ スマート農業のための情報通信施設整備にあつては、アに加え1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。

2 1 農山漁村振興交付金関係

エ RTK-GNSS 基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設 RTK-GNSS 基準局との離隔が原則半径 10km 以上であること。

(3) 1 地区あたりの事業工期が原則 3 年以内であること。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による機関延長等を考慮し、最大 5 年とすることができる。

※ 事業実施主体は、「農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領」中の参考様式第 1 号のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業計画等に添付して提出するものとする。

補助率

	国	県	市町村 地元	備考
	100.0%	—	—	計画策定事業
	50.0% (55.0%)	14%	36% (31%)	施設整備事業

・特定農山村法、山村振興法、過疎法の各法に定める指定地域については括弧書きの割合となります。

○事業選定早見表

目的	内容	実施できる事業	該当ページ
① ほ場を整備したい	20ha以上の面積の区画整理 (中山間地域なら10ha以上)	・農地整備事業	第4章
	畦畔除去等簡易な整備	・農地耕作条件改善事業	第12章
	水田を畑地として再整備したい	・畑地等整備促進事業	第13章
	農家負担無しで10ha以上の面積の区画整理 (中山間地域なら5ha以上)	・農地整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)	第4章
② 水利施設を整備したい	水利施設の新設・変更等	・水利施設整備事業(基幹水利施設整備型) ・水利施設整備事業(農業用水再編対策型)など	第3章
	老朽化した水利施設の補修	・水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) ・水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型)	第3章
	水利施設整備と併せて農地集積を図る	・水利施設整備事業(農地集積促進型)	第3章
	水利施設整備と併せて高収益作物導入を図る	・畑地帯総合整備事業(高収益作物導入型) ・畑地帯総合整備事業(高収益作物転換型)	第3章
	簡易な水利施設の新設・変更等	・水利施設整備事業(簡易整備型)	第3章
③ 農道を整備したい	農道の改修等	・農道・集落道整備事業 ・農業生産基盤整備事業 ・農村振興環境整備事業 ・農道整備事業	第6章
③ 防災・減災化を図りたい	洪水調整用のダムの整備	・防災ダム整備事業	第7章
	ため池の整備	・ため池整備事業(受益面積2ha以上) ・防災重点農業用ため池緊急整備事業 ・(農業水路等長寿命化・防災減災事業(受益面積2ha未満))	第7章 第9章
	ため池の統廃合	農村地域防災減災事業(ため池整備事業) ※ため池廃止と代替水源の整備	第7章
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 ※ため池の廃止	第9章
	ため池の浸水想定区域図の作成	農村地域防災減災事業(体制整備事業)	第7章
	ため池ハザードマップ作成	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ため池の保全・避難対策)	第9章
	ため池の管理体制の強化	・ため池整備事業(受益面積2ha以上) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業(受益面積2ha未満)	第7章 第9章
	用排水施設等の整備	・用排水施設等整備事業 ・農業用河川工作物等応急対応事業	第7章
	防災施設等の整備	・農地保全整備事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 など	第7章
	地すべり防止	・地すべり対策事業	第7章
④ 総合的に整備したい	畑作のための農地等の整備	・畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型) ・畑地等整備促進事業	第3章 第12章
	中山間地域で農地等の整備	・農地整備事業(中山間地域型/中山間傾斜農地型) ・中山間地域総合整備事業 ・中山間地域農業農村総合整備事業	第4章 第5章
	農業基盤整備と集落基盤整備を一体的に実施	・集落基盤再編事業	第5章
	簡易な基盤整備	・農地耕作条件改善事業	第12章

○事業選定早見表

	目的	内容	実施できる事業	該当ページ
⑤	災害関係	災害(地震、豪雨等)からの復旧	災害復旧事業	第8章
		東日本大震災からの復旧	・福島再生加速化交付金	第20章
⑥	その他	汚水等処理施設の整備	・農業集落排水事業 ・農村整備事業	第6章
		再生可能エネルギーの導入	・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	第19章
		情報通信環境の整備	・農山漁村振興交付金	第21章

○各農業農村整備事業（ソフト） 負担割合一覧表

	事業名	国	県	市町村 地元等	調査計画が利用できるハード事業
調 査 事 業	◆農山漁村地域整備交付金				
	農業農村整備実施計画策定事業	50	50or20	0or30	農山漁村地域整備交付金で区画整理、用排水施設等を実施する地区の調査（下記事業は除く）。 県営の場合県費50。
	水利施設整備事業（実施計画策定型）	50	20	30	農山漁村地域整備交付金（地域農業水利施設保全型）地区の調査。
	農業集落排水事業（調査計画策定）	50 定額※7	-	50	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）の調査。
	農業集落排水事業（最適整備構想）	100	-	-	〃
	農村集落基盤再編・整備事業（実施計画策定事業）	50	50	-	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業））の調査。
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）				
	農業競争力強化農地整備事業（実施計画策定）	50or 100 ※6	50or 0	-	農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）の調査。 定額の場合は上限5,000（2,500）万円※8。
	農業競争力強化農地整備事業（指導事業）	50	50	-	
	農業競争力強化農地整備事業（調査・調整事業）	50	10.5	39.5	
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）				
	農業経営高度化支援事業（指導事業）	62.5	37.5	0	農地中間管理機構関連農地整備事業（農業経営高度化支援事業）の指導事業。
	農業経営高度化支援事業（調査・調整事業）	62.5	10.5or10 ※3	27or27.5 ※3	農地中間管理機構関連農地整備事業（農業経営高度化支援事業）の調査・調整事業。
	農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画策定）	62.5or 100 ※6	37.5or 0	-	定額の場合は上限5,000万円。
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業				農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（機能保全計画策定）	100 (定額)	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（実施計画策定）	100 (定額)	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（耐震性点検・調査）	100 (定額)	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策（水利用調査・調整）	100 (定額)	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）の調査。
	ため池の保全・避難対策（ハザードマップ作成）※4	100 (定額)	-	-	
	ため池の保全・避難対策（監視・管理体制の強化）※4	100 (定額)	-	-	
	ため池の保全・避難対策（減災対策の実施）※4	100 (定額)	-	-	
	◆農村地域防災減災事業 ＜団体営＞				
	調査計画事業（実施計画策定）※1	100or50	0or20	0or30	農村地域防災減災事業の調査。
	調査計画事業（ため池群調査計画策定）※1	100or50	0or20	0or30	農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池群整備工事））の調査。
	調査計画事業（耐震性点検・耐震化対策整備計画策定）	100or50	0or20	0or30	農村地域防災減災事業の調査。
	◆水利施設等保全高度化事業(実施計画策定) ＜団体営＞				
	実施計画策定事業（水利用調整事業）	100※5	-	-	水利権の見直し。
	実施計画策定事業（施設計画策定事業）※2	100 (定額)	-	-	基幹ストマネ事業の調査。
	実施計画策定事業（機能保全計画策定事業）※2	100 (定額)	-	-	機能保全計画の策定。
	◆農村整備事業				
	農村整備事業(計画策定等事業(維持管理適正化計画))	100	-	-	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の調査。
	農村整備事業(計画策定等事業(最適整備構想))	100	-	-	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の調査。
	農村整備事業（計画策定等事業（施設計画策定事業））	50	-	50	
	◆中山間地域農業農村総合整備事業				
	実施計画等策定事業	55	45	-	中山間地域農業農村総合整備事業（中山間地域総合整備事業）の調査。
	◆農山漁村振興交付金				
	情報通信環境整備(計画策定事業)	100	-	-	情報通信環境整備(施設整備事業)の調査。
	◆福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）	100	-	-	福島再生加速化交付金の調査。

※1 R7年度まで二次災害が想定される施設の調査計画のみ国100%

※2 R7年度まで定額助成

※3 中山間地域の場合、負担割合が県10%・市町村（地元）27.5%

※4 R12まで定額助成

※5 水田農業高収益化推進計画にかかる見直しの場合国100%

※6 水田農業高収益化推進計画及びスマート農業導入推進計画を策定している地区の場合、令和7年度まで定額助成

※7 農業集落排水施設整備事業に関しては、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合、調査計画策定費を定額支援。

※8 省力化整備地区は令和12年度採択分まで定額助成（換地等調整事業と合わせて2,500万円を上限）

○各農業農村整備事業（ハード） 負担割合一覧表

<> は6法指定地域の場合

	事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考
は 場 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（経営体育成型））	県	50	27.5	22.5	
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）	県	<55>	<27.5>	<17.5>	
	◆福島再生加速化交付金事業（農地整備事業（経営体育成型））	県、市町村	75	13.75	11.25	
			<77.5>	<13.75>	<8.75>	
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）	県、市町村	62.5	27.5	10	国割合のうち、一般地域12.5%、6法指定地域7.5%が推進費
			<62.5>	<27.5>	<10>	
かん 排 事 業	◆農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））	県	50	25	25	
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（簡易整備型）	県	50	27.5	22.5	
			<55>	<〃>	<17.5>	
		市町村等	50	14	36	
			<55>	<〃>	<31>	
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	県	50	27.5	22.5	
			<55>	<〃>	<17.5>	
		市町村等	50	14	36	
			<55>	<〃>	<31>	
水 利 施 設 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県	50	29	21	
		市町村等	50	21	29	
	水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）	市町村等	50	12	38	団体営
			<55>	<16>	<29>	
	◆福島再生加速化交付金事業					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県、市町村	75	12.5	12.5	
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県	50	29	21	
		市町村	50	21	29	
	水利施設整備事業（簡易整備型）	県	50	31	19	
			<55>	<30>	<15>	
		市町村等	50	14	36	
				<55>	<〃>	<31>
	水利施設整備事業（農業用水再編対策型）	県	50	25	25	
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	県	50	31	19	
			<55>	<30>	<15>	
		市町村等	50	14	36	
			<55>	<〃>	<31>	
畑 地 体	◆水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業）					
	畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型 等）	県	50	27.5	22.5	
			<55>	<27.5>	<17.5>	
	畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型、畑作物等転換型）	県、市町村等	50	29	21	
			<55>	<28.5>	<16.5>	
そ の 他	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	県	50	25	25	
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（地域用水機能増進型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（水利施設集約再編型）	県	50	25	25	
	水利施設整備事業（流域治水対策型）	県	50	32	18	
	水利施設整備事業（農地集積促進型）	県	55	27.5	22.5	

○各農業農村整備事業（ハード） 負担割合一覧表

<> は6法指定地域の場合

	事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考
防 災 事 業	◆農村地域防災減災事業					
	防災ダム整備事業	県	55	39	6	
		県	55	34	11	地震・豪雨対策型（大規模）
		市町村	55	19	26	
	ため池整備事業（防災ため池工事、ため池整備工事 等）	県	50 <55>	34 <〃>	16 <11>	ため池群整備型
		市町村	50 <55>	21 <〃>	29 <24>	地震・豪雨対策型（小規模）
		県	55	28	17	一般整備型（大規模）
		県	50 <55>	29 <〃>	21 <16>	一般整備型（小規模）、ため池長寿命化型
		市町村	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
	用排水施設等整備事業（湛水防除事業）	県	55	37	8	大規模
		市町村等	55	19	26	
		県	50 <55>	37 <8>	13 <24>	小規模
		市町村等	50 <55>	21 <〃>	29 <24>	
		県	55	34	11	大規模
	用排水施設等整備事業（地盤沈下対策事業）	県	50 <55>	34 <34>	16 <11>	小規模
			55	34	11	大規模
	用排水施設等整備事業（用排水施設整備）	県	55	28	17	大規模
		市町村等	55	17	28	
		県	50 <55>	29 <〃>	21 <16>	小規模
		市町村等	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
	農地保全整備事業	県	50	29	21	本工事及び関連工事（傾斜15°以上）
		市町村等	50	18	32	本工事
		県	45	31	24	関連工事（傾斜15°未満）
		市町村等	45	20	35	
	地域防災機能増進事業	県、市町村	55	37	8	土地改良施設耐震対策事業、農道防災対策工事の大規模
			50 <55>	32 <〃>	18 <13>	土地改良施設耐震対策事業、農道防災対策工事の小規模
	特定農業用管水路等特別対策事業	県	50 <55>	35 <〃>	15 <10>	
		市町村等	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
	農業用河川工作物等応急対策事業	県	55	37	8	大規模
			50 <55>	42 <〃>	8 <3>	小規模（5,000万円以上～1億円未満）
			50 <55>	32 <〃>	18 <13>	小規模（800万円以上～5,000万円未満）
			50 <55>	42 <〃>	8 <3>	小規模（5,000万円以上～1億円未満）
		市町村 土地改良区	50 <55>	32 <〃>	18 <13>	小規模（800万円以上～5,000万円未満）
			55	34	11	大規模
			50 <55>	34 <〃>	16 <11>	小規模
	水質保全対策事業	市町村等	55	19	26	大規模
			50 <55>	21 <〃>	29 <24>	小規模
		県	55	41	4	事業区分1及び2の一部
			50	34	16	上記を除く事業区分1及び2の一部
			50	32	18	事業区分4
	公害防除特別土地改良事業	市町村	55	19	26	事業区分1及び2の一部
			50	21	29	上記を除く事業区分1及び2の一部、事業区分4
			45	24	31	農地につき行うほ場整備、農道整備にかかる事業
			40	26	34	農地につき行う暗渠排水事業
	地すべり対策事業		50	50	-	
	農業用施設等災害管理対策事業	県	50 <55>	29 <〃>	21 <16>	
		市町村	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
	防災重点農業用ため池緊急整備事業	県	50 <55>	34 <〃>	16 <11>	
		市町村等	50 <55>	21 <〃>	29 <24>	

○各農業農村整備事業（ハード） 負担割合一覧表

<> は6法指定地域の場合

	事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考
防 災 事 業	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）					
	防災ため池工事		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
	地震対策ため池防災工事		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
	ため池整備事業	県	50 <55>	29 <29>	21 <16>	
		市町村等	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
	湛水防除		50 <55>	32 <32>	18 <13>	
	地盤沈下対策		50 <55>	34 <32>	16 <11>	
	用排水施設整備（早急・土砂崩壊防止・溢水）		50 <55>	29 <29>	21 <16>	
	特定農業用管水路等特別対策		50 <55>	35 <35>	15 <10>	
	農業用河川工作物応急対策		50 <55>	32 <32>	18 <13>	
	水質保全対策		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
	利活用保全		50	未定	未定	
	危機管理対策		50	未定	未定	
	緊急的な防災対策		100 (定額)			
	地域防災上のリスク除去		100 (定額)			
	◆福島再生加速化交付金事業					
	農地防災事業（農村地域環境保全整備事業）	県、市町村	75	14.5	10.5	
中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金					
	農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	県	55	30	15	
		市町村	55	14	31	
	◆福島再生加速化交付金事業					
	中山間地域総合整備事業	県、市町村	77.5	15	7.5	
	◆中山間地域農業農村総合整備事業					
農 業 集 落 排 水 事 業	中山間地域総合整備事業	県	55	32	13	
		市町村等	55	17	28	
	◆農山漁村地域整備交付金					
	農業集落排水事業	市町村	50	0	50	団体営
	◆福島再生加速化交付金事業					
	農業集落排水事業	市町村	75	1.5	23.5	団体営
農 業 基 盤 整 備 事 業	◆地方創生推進交付金					
	汚染処理施設整備交付金	市町村	50	0	50	団体営
	◆農村整備事業					
	農業集落排水施設整備事業	市町村	50	0	50	団体営
	◆農山漁村地域整備交付金					
	農地整備事業（通作条件整備）	県	50	27.5	22.5	
そ の 他	◆地方創生推進交付金					
	地方創生道整備交付金		15/30	11/30	4/30	
	◆農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業（侵食対策））					
	◆農地耕作条件改善事業		50 <55>	50 14	- <31>	地域内農地集積型、高収益作物転換型 定額の場合もあり
			50 <55>	21 <24>	29 <24>	水田貯留機能向上型 定額の場合もあり
			50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	
	◆畑作等促進整備事業	県	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	
		市町村等	50 <55>	14 <〃>	36 <31>	
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）					
	草地畜産基盤整備事業	県	50	25	25	
		市町村等	50	14	36	
	農業基盤整備促進事業		50	-	50	
	◆農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)					
			50 <55>	14 <〃>	36 <31>	

○各農業農村整備事業（促進費） 負担割合一覧表

< > は6法指定地域の場合

促進事業名	促進費割合				農山交	競争力	福島加速
	条件	国割合（％）		県割合（％）			
		基本率	集約化※4、5	基本率			
高度経営体※1集積促進事業 事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。	高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合	2.0%	－	2.0%	－	－	○
	高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合	2.5%	－	2.5%			
	高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合	3.0%	－	3.0%			
	高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合	3.5%	－	3.5%			
	高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合	4.0%	－	4.0%			
	高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合	4.5%	－	4.5%			
	高度経営体集積向上率が50%以上の場合	5.0%	－	5.0%			
特定高度経営体※2集積促進事業 当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。	特定高度経営体集積率が20%以上30%未満の場合	1.0%	－	1.0%	－	－	○
	特定高度経営体集積率が30%以上40%未満の場合	1.5%	－	1.5%			
	特定高度経営体集積率が40%以上50%未満の場合	2.0%	－	2.0%			
	特定高度経営体集積率が50%以上の場合	2.5%	－	2.5%			
高度経営体集約化※4促進事業 事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地集約化面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が15%以上となることとする。	高度経営体集約化向上率が15%以上20%未満の場合	2.0%	－	2.0%	－	－	○
	高度経営体集約化向上率が20%以上27.5%未満の場合	3.0%	－	2.5%			
	高度経営体集約化向上率が27.5%以上35%未満の場合	4.0%	－	3.0%			
	高度経営体集約化向上率が35%以上40%未満の場合	5.0%	－	3.5%			
	高度経営体集約化向上率が40%以上45%未満の場合	6.0%	－	4.0%			
	高度経営体集約化向上率が45%以上50%未満の場合	7.0%	－	5.0%			
	高度経営体集約化向上率が50%以上55%未満の場合	7.5%	－	6.0%			
	高度経営体集約化向上率が55%以上60%未満の場合	7.5%	－	7.0%			
	高度経営体集約化向上率が60%以上の場合	7.5%	－	7.5%			
中心経営体※3農地集積促進事業 促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が35（55）%以上となること。 ➢農山交35%以上 競争力及び復興再生55%以上	中心経営体集積率35%以上45%未満の場合	3.5%	－		○	○	－
	中心経営体集積率45%以上55%未満の場合	4.5%	－				
	中心経営体集積率55%以上65%未満の場合	5.5%	6.5%	－			
	中心経営体集積率65%以上75%未満の場合	6.5%	8.5%	－			
	中心経営体集積率75%以上85%未満の場合	7.5%	10.5%	－			
	中心経営体集積率85%以上	8.5%	12.5%	－			

- ※1：高度経営体：個別農家で4ha以上、特定農業団体で7ha以上経営等農用地を集積する認定農業者
 ※2：特定高度経営体：高度経営体であって、「家族農業経営」または「法人経営」を満たすもの
 ※3：中心経営体：人・農地プランで位置づけられている農家
 ※4：同一の者の経営等農用地であって1ha以上のまとまり（水路や道路で接続等）のあるもの
 ※5：中心経営体農地集積促進事業における集約化については、競争力及び復興再生のみ該当

○各農業農村整備事業 効果算定一覧表（参考）

各事業の要綱要領に基づく採択要件、事業計画書の様式等を確認した上で、事業計画策定にあたり効果算定が必要か不要かの判断を行うこと。

事業名		法律補助	予算補助	効果算定※	備考	
事業整備	◆農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（経営体育成型））	○	－	○		
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）	○	－	○		
	◆福島再生加速化交付金事業（農地整備事業（経営体育成型））	○	－	○		
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）	○	－	○		
水 利 施 設 整 備 事 業	かん排事業					
	◆農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））	○	－	○		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（簡易整備型）	－	○	－		
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	－	○	－		
	ストマ					
	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	◆福島再生加速化交付金事業					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	○	○	△	予算補助(末端支配面積100ha未満)の場合は不要。	
	水利施設整備事業（農業用水再編対策型）	○	－	○		
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）					
	水利施設整備事業	－	○	－		
	畑地帯	◆水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業）				
	畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型 等）	○	○	△	別表区分2～4の事業は予算補助で実施可能。	
畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型）	－	○	－			
そ の 他	◆農山漁村地域整備交付金					
	水利施設整備事業（地域水質保全機能増進型）	－	○	－		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	－	○	－		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）					
	水利施設整備事業（地域用水機能増進型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（水利施設集約再編型）	○	－	○		
	水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）	○	○	△	洪水対策型のみ予算補助で実施可能。その場合効果算定不要。	
	水利施設整備事業（農地集積促進型）	○	－	○		
	防 災 事 業	◆農村地域防災減災事業				
		防災ダム整備事業	○	－	○	
ため池整備事業（地震・豪雨対策型）大規模		○	－	○		
ため池整備事業（地震・豪雨対策型）小規模		○	－	○		
ため池整備事業（一般整備型 等）大規模		○	－	○		
ため池整備事業（一般整備型 等）小規模		○	－	○		
用排水施設等整備事業（湛水防除事業）		○	－	○		
用排水施設等整備事業（用排水施設整備）		○	－	○		
農地保全整備事業		○	－	○		
地域防災機能増進事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha（国営・県営造成施設は100ha、さらに受益地が畑地なら20ha）以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
特定農業用管水路等特別対策事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha（国営・県営造成施設は100ha、さらに受益地が畑地なら20ha）以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
農業用河川工作物等応急対策事業		－	○	○	事業要領上、効果算定が必要となる。	
水質保全対策事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：200ha以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
公害防除特別土地改良事業		○	○	○	県営法律補助の面積要件：20ha以上。 事業要領上、法に基づかず実施する場合も効果算定が必要となる。	
地すべり対策事業		－	○	△	長寿命化対策工事を行う場合は効果算定が必要となる。	
農業用施設等災害管理対策事業	○	○	△	「要領別紙12 第2の5」の事業(土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備)を実施する場合は、効果算定が不要となる。		
防災重点農業用ため池緊急整備事業	○	－	○			

○各農業農村整備事業 効果算定一覧表（参考）

各事業の要綱要領に基づく採択要件、事業計画書の様式等を確認した上で、事業計画策定にあたり効果算定が必要か不要かの判断を行うこと。

	事業名	法律補助	予算補助	効果算定※	備考
防 災 事 業	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）				
	防災ため池工事	－	○	－	
	地震対策ため池防災工事	－	○	－	
	ため池整備事業	－	○	－	
	湛水防除	－	○	－	
	地盤沈下対策	－	○	－	
	用排水施設整備（早急・土砂崩壊防止・溢水）	－	○	－	
	特定農業用管路等特別対策	－	○	－	
	農業用河川工作物応急対策	－	○	－	
	水質保全対策	－	○	－	
	利活用保全	－	○	－	
	危機管理対策	－	○	－	
	緊急的な防災対策	－	○	－	
	地域防災上のリスク除去	－	○	－	
防 災 事 業	◆福島再生加速化交付金事業				地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業、土地改良施設耐震対策事業、
	農地防災事業（農村地域環境保全整備事業）	○	○	△	土地改良施設豪雨対策事業は効果算定が不要となる。 （土地改良施設豪雨対策事業は被害額算定のみ必要となる。）
合 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金				
	農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	○	－	○	
	◆福島再生加速化交付金事業				
	中山間地域総合整備事業	○	－	○	
	◆中山間地域農業農村総合整備事業				
農 業 集 落 排 水 事 業	中山間地域総合整備事業	○	－	○	
	◆農山漁村地域整備交付金				
	農業集落排水事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆福島再生加速化交付金事業				
	農業集落排水事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆地方創生推進交付金				
	汚染処理施設整備交付金	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
	◆農村整備事業				
	農業集落排水施設整備事業	－	○	○	「農業集落排水事業費用対効果分析マニュアル」で費用対効果分析の実施が定められている。
農 地 整 備 （ 通	◆農山漁村地域整備交付金				
	農地整備事業（通作条件整備（基幹農道整備））	○	－	○	一般型
	農地整備事業（通作条件整備（一般整備））	○	－	○	一般型
		○	－	○	農業集落間型
	◆地方創生推進交付金				
そ の 他	地方創生道整備交付金	○	－	○	広域農道を実施する場合土地改良手続きを事前に了していることが実施要件となることから、効果算定が必要となる。
	◆農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業（侵食対策））	－	○	○	
	◆農地耕作条件改善事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆畑作等促進整備事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）				
	草地畜産基盤整備事業	○	○	○	・再編整備事業において30ha未満の整備をする場合、草地整備利用促進事業を実施する場合は予算補助となる。 ・要領で事業実施計画の策定が定められており、効果算定が必要となる。
	農業基盤整備促進事業	○	○	△	事業規模によっては土地改良法に基づく事業として実施する。
	◆農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)	－	○	－	農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又は、スマート農業の導入に関する目標 の設定が必要となる。

本表の凡例

	法律補助	予算補助	効果算定
○	該当	該当	必要
－	該当なし	該当なし	不要
△	－	－	備考欄参照

※費用対効果とは、投資に対してどれほどの利益があるかを表す指標であり、土地改良事業において、投資は「事業費」に、便益は「事業によってもたらされる効果」（食料の安定供給の確保に関する効果、農業の持続的発展に関する効果、農村の振興に関する効果、多面的機能の発揮に関する効果などを総括したもの）に該当する。

○その他留意事項

- 1.土地改良法に基づかないため効果算定を不要とする事業であっても、総事業費が10億円を超える場合は、政策評価法に基づき効果算定が必要となる。
- 2.土地改良法に基づかず事業を実施する場合、用意買収等に伴う補償金が租税特別措置法第33条に規定される「課税の特例」の対象とならないため留意すること。

○農業農村整備事業 事業名対応表

		県事業名	国事業名
農地整備事業		経営体育成基盤整備事業	農業競争力強化農地整備事業
			農地耕作条件改善事業
			農山漁村地域整備交付金 （農地整備事業）
		経営体育成促進事業	農業競争力強化農地整備事業
		農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業
水利施設整備事業	かんがい排水事業（一般型）		水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設整備型等）
	基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共）		水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設保全型等）
			農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））
			農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）
			農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）
			農村整備事業
			農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）
			農山漁村地域整備交付金 （水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型））
農地防災事業	防災ダム事業	農村地域防災減災事業（防災ダム事業）	
	用排水施設整備事業	農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）	
	農業用河川工作物応急対策事業（県営）	農村地域防災減災事業（農業用河川工作物応急対策事業）	
	湛水防除事業	農村地域防災減災事業（湛水防除事業）	
	特定農業用管水路等特別対策事業	農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）	
	ため池等整備事業（一般）	農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業） （ため池整備事業）	
	ため池維持管理事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）	
	中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業（県営）	中山間地域農業農村総合整備事業